松岡靜雄著

紀記論究
建國篇

神武天皇

東京

株式會社 同文館

松岡靜雄著

紀記論究
建國篇

神武天皇

東京
株式會社 同文館

目次

頁

（目次了）

せず、參照卷數及頁數を註記するに止めた。但し簡約のため卷數は肉太字型を用ひて表示することにした。——例、(五—一二三六頁)。——從つて單に(第一卷一四八頁)の如く註記してあるのは、本篇中の其卷の參照頁數なることを意味する。

二、紀記に關しては從來註釋又は研究の世に公表せられたものも少くはないが、出來る限り之に觸れぬやうにしたのは、決して先學を無視したのではなく、論議の冗漫に流れることを虞れた爲である。さりながら殆ど通說と認められて居る誤釋に對しては、世の惑を解くため敢て論駁を加へた。

三、遍く外國の言語、傳說、習俗等に參照を求めることは著者の淺學の企て及ばざる所であるのみならず、種族的關係の明瞭でないものを列擧することは危險の業であるから、已むを得ざる場合には之を我が四隣民族に局限することにした。

四、日本紀及古事記を併稱する場合には略して記紀といふのが普通であるが、私は國史たる日本紀を重要視するから、紀記と略書することにした。

五、行文中の敬語は、萬葉集題詞等の例に倣ひ、皇祖、天皇、皇后、皇太子に限り、諸神、諸王以下に對しては之を用ひぬことを原則とした。あらゆる神祇及貴人に一々敬語を附けるのは、甚煩はしいことであるのみならず、神又は皇族であつても尊敬に値せざるものがあり、且上代人に在つては稱號だけでは身分の高下を判斷することの出來ぬ場合が多く、其限界を定めることが至難であるからである。

古事記の文を引用するに當つても、宣長の訓に捉はれず、右の原則に準じて、成るべく簡潔な讀下しをつけた。

六、先學及同學の名を擧げる場合にも亦、一切敬語、敬稱を省いた。古人は勿論、現存者でも史上の人物であり、社會の誇である學者に對しては、敬語敬稱を用ひないのが作法であると私は信ずるからである。

七、神名、人名、地名は、紀記其他の古典の用字に各々多少の相違があり、同一書に於ても必し

八、左記の書名には脚註のやうな略字を用ひることがある。

日本紀又は日本書紀〔紀〕　古事記〔記〕

先代舊事本紀〔舊事紀〕又は〔舊〕　古語拾遺〔拾〕

諸國風土記〔風〕　延喜式〔式〕

釋日本紀〔釋紀〕　同書所引私記〔私記〕

日本書紀口決〔口決〕　日本書紀通證〔通證〕

日本書紀通釋〔通釋〕　磐華山陵〔山陵〕

稜威道別〔道別〕　古事記傳〔記傳〕

書紀集解〔集解〕　日本書紀傳〔紀傳〕

九、卷末に參照として古事記及他の所要原文を掲げた。前編に於ては日本紀の文をも不掲した

が、神武紀以下は分量が過多で、徒に紙數が嵩むるのみならず、岩波文庫本の如き便利な流布本が世に出た今日では、餘り必要もあるまいと思ふから之を省略し、其代りに本文中に於て出來るだけ原文を共まゝ引用することにした。

一〇、附錄として每卷索引を添付する。

神武天皇

序說

紀記の性質――編述樣式――傳說時代と歷史時代との分界――記事の序次――尊號――立后立太子――年月日次――干支――紀年の誤差――新紀元提唱

紀記其他の史籍の性質に就ては、第一篇第一卷及第二卷の序說に詳論したが、其要點を摘記すれば大畧左の通りである。

（イ）古事記は國史の原案とする目的を以て、皇室及名門の傳承を取捨接合して

一連の長物語としたもので、一見精巧に組立てられては居るが、その原說が巖存した當時に於ては、添削に對する不滿が多く、杜撰疎漏の非難を免かれず、其まゝ採用せらるゝに至らなかつたものゝやうである。
（ロ）日本紀は朝廷の史官の外に、特に編纂委員を設けて撰述せしめられた國史で、古事記の撰錄に後るゝこと八年、元正天皇の養老四年に完成したものである。此書に於ては記と同樣の弊竇に陷らざらんが爲に、更に普く史料を求め、愼重に校覈して史實を考定することに努めたが、尙疑の存する場合には異傳を併錄して讀者の判斷にまかせた。古事記以後に出た主なる資料は、持統朝に徵集せられた大三輪以下十八氏の纂記及養老初年までに諸國から進達せられた風土記等で、右の十八氏を系統別にすれば左の通りである。

天足彥國押人命系。　春日氏
大彥命系。　膳部（カシハデ）及阿倍氏

物部系。　石上、采女、穂積氏

中臣系。　藤原氏

大伴系。　大伴及佐伯氏

大物主系。　大三輪氏

海人系。　阿曇氏

右の外神功紀以下には支那朝鮮の史書をも參考として居る。

（八）紀の編纂方針は、記述の範圍を皇室の歴史に限ることにあつたので、外國の事蹟は勿論、內國に於ても蝦夷隼人等の異俗の口碑は高千穗及大和朝廷と交渉のあるもの丶外は之を取らず、出雲もまた上代獨立した一國であつたから、その君長の事蹟及系譜は省畧せられた。特に此書に題してヤマトのフミ

（日本紀または日本書紀）としたのも之に因るもので、ヤマトは皇室の御稱號にも轉用せられ、國內的には異俗と區別する爲の民族稱呼として、ヤマト歌ヤマト言葉の如くも用ひられたのである。

（ニ）日本紀は努めて公平に諸氏の家傳を參酌したが、尙收錄にもれたもの丶不平を免かれず、大同年間齋部宿禰廣成は古語拾遺を撰述奉獻し、物部氏人と推定せられる一逸名氏は蘇我馬子の名をかりて舊事本紀を著作した。兩者とも野史に過ぎず、且妄說も少くはないけれども、尙部分的には紀記の遺漏を補ふに足るべき貴重な史料を包有して居るのである。

上記の概觀は本篇以下に於ても變改を要せず、記事の分拆鑑別に關して右の序說（一—二七頁以下）に論述した管見も其まゝ適用せられるのであるが、人皇の御代の敍事としては、超自然的描寫は許されぬので、紀記共に多少編述樣式をかへて

諸報告書、諸家の實錄、外國史書等は全然度外視せられて居る。其は此書が國史として著作せられたものにあらずして、上述の如く國史編纂の準備として起案せられたからで、正式の記錄の存するものは他日の採錄に委ね、傳說的資料の整理を目的としたのである。資料の大部分は筆錄であつたのであらうが、祝詞宣命の如き記述法が完備しなかつた以前に於て、思ひ思ひの方式を用ひた備忘錄は、符牒と同一性質のもので、筆者又は傳承者の說明をまたねば不可解なものであつたから、稗田阿禮をして之を誦習せしめる必要があつたのであらう。

此等の傳說的分子中、樂府その他の古歌が多きを占め、歌意を敷衍した記事と思はれるものがあるのは、阿禮が猿女氏出身で(三一二三頁)、此道に親しんで居

た爲ではないかと思はれる。系譜に關する部分は所謂帝皇日嗣によつたものであらうが、同一材料を用ひた日本紀と一致せぬ點が多いのは、之を傳承した語部が一代一人に限らず、訛誤脫漏に備へるために若干員數が之に任じた結果で、歲月の間に流派により多少の相違を生じ、文字に寫された後に於ては數種の異本となり、未だ正本と認定せられたものがなかつたからであらう。記は其中の最も正確と思はれる一本に從ひ、紀は多くの本を校合して之を統一したのではないかと思はれる。此點は神代紀に於て採つた兩書の態度とは正に相反して居る。

日本紀に在つては記述樣式の變革が一層顯著である。編者は神武天皇の御代を以て、傳說時代と有史時代との界と定めたやうで、此御代以降は次々に論ずるが如く、一定の體裁を以て記述せられて居る。さりながら重要史實が時を逸せず記述せられるやうになつたのは遙に後のことで、書契以前に遡ることは出來ぬ。其

或種の記號を用ひた事實があつたとしても、其は少數人士の間にのみ通用する一種の符牒で、社會共有の文字と見なすべきものではないから、之を以て漢字輸入以前に史的記錄が存在したといふ證據とすることは出來ぬ。されば吾人の祖先が文字を知つたのは、直接又は間接に漢土との交通が開けた後とせねばならぬが、其は早くとも征韓の役以後のことであらう。世には後漢書東夷傳、魏志倭人傳等に、漢の武帝が朝鮮を滅した後、倭人の朝貢したものがあり、使譯の通ずるもの三十餘國とあるによつて、西暦紀元前第一世紀には既に漢文化との接觸が存し、文字も亦或程度に於て輸入せられた筈であるといひ、縱ひ公の記錄は備はらなかつたとしても、漢字を以て記述した私文書が存し、其が書紀編纂の資料になつたことも絕無ではないと說くものもあるが、其は支那人のいふ倭人とヤマト民族と

を混同した誤解である。前篇の第三卷(二〇七頁)及第六卷(二五三頁)に述べたやうに、倭人は大八洲住民の謂ではなく、南は閩越の海岸から北は朝鮮半島西南岸及我西邊にも蕃息した一大種族の名であるから、右の三十餘國中に九州地方の土豪が含まれて居たとしても、大和朝廷には關係がない。光武中元二年(西歷五七年)に後漢に朝貢したと稱せられる倭ノ奴國が筑紫の儺ナノ縣であるといふ說は正確のやうであるが、假に共以來九州土豪と漢土との交通が持續したとしても、往復文書に漢語漢文を用ひたかは疑問で、當時の交涉は樂浪郡を經由したものゝやうであるから(次卷第六章參照)、譯を重ねたことも有り得べきで、支那史籍に見える倭の人名地名等は、必しも倭人によつて筆寫せられたのではなく、彼國人が聞くがまゝに音譯したものともいひ得る。更に一步を讓つて漢字が一千九百年前に於て九州土侯の通譯官(寄留漢人をも含む)によつて用ひられ、國內の重要史實が之によつて記錄せられたと假定しても、大和朝廷とは何等の交涉を有しなかつた當時に

形勢を叙述するといふやうな修史法は、上代人の夢想もしなかつたことであるから、景行天皇の筑紫征討以前の史實が、其地の倭人の筆乃至口によつて傳へられたとは考へられぬことで、尠くとも初期の大和傳說には倭人の影響を受けたと認むべき痕跡すら存せぬのである。然らば朝廷と支那又は其植民地たる帶方浪樂との間に早期交通が存したかといふに、都怒我阿羅斯等及天日槍の如く韓半島から來住したものゝあつたことは事實としても(五—五九、八四頁)、其が漢字の輸入者であつたとは斷定が出來ず、朝廷の史（フヒト）として奉仕した形跡もないのであるから、大和朝廷に文字が輸入せられたのは、史書に明記するやうに、王仁來朝以後のことであらねばならぬ。

右の如く論究すると、大和朝廷の史的記錄は、應神朝よりも古いものはない筈で、三韓征討といふ重大事件すらも、口碑によつて傳へられたものなることは、紀記の文によつても明である。されば日本紀の如く神武天皇の御代を以て傳說時代と有史時代との分界とすることは頗る不當で、之が爲に後記の如く紀年の錯誤を生じ、後人を混惑させたのであるが、之が論究に入るに先ち、記事の配置について一言せねばならぬ。

紀は各代毎に大畧左記の順序を以て記述せられて居る。

(一) 尊號。――諡號は細書してある。

(二) 皇考、皇妣。

(三) 御性格。――特記を要する場合に限る。

(四) 立儲位年月日。

（七）存皇太后號

（八）立皇后、諸妃、皇子女

（九）編年記事。——立皇太子は必ず記註せられて居る。

（十）諒闇。——陵墓を併記することもある。

此は國史としての體裁を整へる爲で、黒板勝美博士の說の如く、支那の史書及史論に準據して決定したのであらうが（岩波本日本書紀の序）、（四）（七）（八）の如きは上代の制度慣習に存しなかつたことであるから、傳承が缺けて居た筈で、強ひて形式の齊一を期せんが爲には忖度を以て加筆するの外はなく、紀は之を敢てしたので、誤まつた印象を後人に與へた。

諡號は私記に師說、神武等諡名者、淡海御船奉レ勅撰也とあり（釋紀）、——御船は

延暦四年六十四歳を以て卒去したとあるから（續紀）、日本紀上進後の養老六年の誕生である――宣長は桓武朝初年の制定と考證し（記傳一八）、信友は更に考證を進めて、其以前にも文武天皇及聖武天皇に謚號を奉つた事實があることを指摘した（比古婆衣）。此等の說によれば紀に之を掲げたのは、後人の加筆とせねばならぬが、武鄕は之に反對し、謚號は淡海公（藤原不比等）の發案によつて大寶年間に制定せられたものであるから、之を細書したのは原文であると主張した（通釋）。其論據とする所は

（一）公式令の平出例中に「天皇謚」があること。――（註）平出は文中行を改めてかく事をいふ。

（二）甘露寺親長卿記に神武以來至二文武一四十二代者、是淡海公所レ製云々とあること。――（註）これは後花園院の謚號に關する中院大納言通秀の議詞に引用せられた章句である。

の延暦十年に删定せられた律令二十四條〔續紀〕中に屬し、親長記の淡海公は誤寫の形跡があるといふことである。(三)は桓武朝のことで、原文には纒向珠城宮御宇垂仁天皇とあり、特に宮號を重ねた所を見ると、制定後尚日が淺く用ひなれなかつたのではないかと思はる。加之漢様の謚號は古風土記萬葉集の如き奈良朝文獻には一つも見えぬから、宣長信友の說を可とすべきで、恐らくは淡海眞人御船が之を撰び、桓武天皇御卽位後直に制定せられたのであらう。若し然りとすれば紀の謚號は追記とせねばならぬ。

尊號中には神渟名川耳天皇(綏靖)、足仲彥天皇(仲哀)、譽田天皇(應神)の如く、御通稱を其まゝ用ひたものと、磯城津彥玉手看天皇(安寧)、稚日本根子彥大日日天皇

(開化)のやうに、御卽位後加號したと思はれるものゝ外に、大日本根子彥國牽天皇(孝元)、白髮武廣國押稚日本根子天皇(淸寧)等、明に崩後の諡號と認むべきものがあるから、諡の制は我國にも古くから存したものとすべきであるが、通例宮號を以て呼稱したものゝやうである。本篇以下に於ては便宜に從ひ、主として漢樣諡號を用ひるが、尊號宮號も亦適當の機會に於て釋明する。

上代に於ては妻妾、嫡庶の別を認めなかつたことは旣に前篇第四卷(一四七頁)に論じた通りであるから、古事記には諸妃を同列に揭げてあるので、書紀が次の天皇の御生母に皇后の尊稱を奉り、他の妃嬪と區別したのは、尠くとも古意に悖るものであると謂はねばならぬ。初期數代の皇后について異傳が多いのも之に因るもので、必しも同一人が區々に傳へられたのではなく、天皇に娶された多くの女性中、日嗣の皇子を生みまゐらせたのが誰であつたか判然しなかつた爲である。——記に御生母として擧げたのも其一人であるが、必しも正傳ではない——然る

和に在住せられたのであるから、同じく皇別であるとはいへ、逆に世代を隔て上
角鹿に寓居せられた息長足姫(神功皇后)よりも、社會的位置は高かつたものとせねばならず、其故に皇位繼承の爭が起つたのであるのに、紀は本初から後者が皇后として迎へられたかのやうに叙述したので、兩皇子は簒奪の非望を懷いた叛逆者と見なされるやうになつたのである。

嫡庶の別が定まつて居なかつたとすれば、皇后策立といふやうなことが行はれた筈はなく、從つて所生皇子の踐祚後皇太后の尊號を奉進せられたとも考へられぬ。紀は御代御代の始に「尊二皇后一曰二皇太后一」と記註して居るけれども、御長命な天皇もあつたのに、常に皇后が後に生殘られた筈はないから、體裁を齊一にする爲に漫然記入したものと見るの外はない。日嗣の皇子に在つても亦同樣で、御兒

弟は幾人あつても、或は天稟の厚薄により、或は勳功の多寡により、或は外戚の勢威の大小により、父天皇の御在世中におのづから儲位が決定する場合もあり、又叡慮によつて選定せられることもあつたであらうが、後世のやうに立太子式または布告が行はれたかは疑問とすべきで、神武天皇が御年十五にして皇太子に立たせられ、東征を指導せられたといふが如きも、次章以下に述べるやうに事實とは信じ難く、尠くとも東宮の設はなく、儲君としての特權は認められて居なかつたやうである。繼統順位についても通則は存せず、兄皇子が出で丶母氏を繼ぎ、或は別に一家を創立し、弟皇子が繼位せられた例も少くはないが、之を以て末子相續の古習が存したとするのは大なる誤解である。――皇位繼承については尙次卷に於て論述する。

右の外紀の特色は神武天皇日向御出發以降、年次月次日次を詳記したことにあ

記には此形式が採用せられて居らぬが、――崇神天皇以下の崩御年月日に關する分註については後に論ずる――有史以後の記事に在つても紀年を缺いて居るのであるから、之を以て上代人が紀年方法を有たなかつたといふ證據とすることは出來ぬ。吾人が此書から學び得る所のものは、上代傳說には月次日次は勿論、年次すらも伴うて居なかつたといふ事で、專ら口授によつたものとすれば、之を缺いたことは少しも奇とするに足らず、現存の民間傳承に於ても弘法大師の奇蹟が何年の何月何日に行はれたと說くものはないのである。さりながら重要史實に在つては書契以前に於ても、刻木結繩其他の方式によつて年度月日が傳へられたことは絕無とは云へぬから、――南方未開人の間には今も木桿を刻して年を數へ、或

は誕生の年に樹木を植ゑ、其苞痕枝條によつて齡を算することがある——上代紀年を後人の作爲なりと斷定するに先ち、吾人は假に特種の紀年法の存在を容認して、紀に揭げた曆日が之に基くものではないといふことを立證する義務がある。

其が爲には第一に次の諸點を考察せねばならぬ。

(一) 何を以て年月日の經過を知り、如何なる名稱を以て之を表示したか

(二) 何を基準として年月日の經過を算したか

(三) 漢曆輸入前から干支が紀年(月日)に利用せられた形跡があるか

江戶時代以降上代曆日について論議した學者は少くはないが、概して漠然たる概念論で、學術的論據が乏しいやうに思はれるから、煩はしいけれども左に聊か論究を試みる。

太陰曆が我國に布かれたのは、政治要略によれば推古天皇の十二年正月朔とあり、是より先き百濟僧觀勒といふものが曆本及天文地理書並に遁甲方術之書を携

又卜書、暦本、種々藥物可二付送一とある所を見ると、頒暦には至らずとも其當時すでに外國暦が外交文書等に用ひられたものとすべきで、恐らくは史局の記錄も之によつて年月日次を表記したのであらう。其がいつの時代まで遡るかといふことについては明徴はないが、宣長が仁德朝と推定したのは（眞暦考）、當を得たものとせねばならぬ。さりながら其以前に於ても年といふ觀念がなかつたのではなく、魏志の倭人傳には魏畧といふ書を引いて、其俗不レ知二正歳四節一但記二春耕秋收一爲二年紀一とある。支那人は外國を蠻夷と稱して輕蔑し、事實以上に未開であるかのやうに唱道する傾向があるから、どの程度まで信用してよいものか判らず、且此は倭人に關する記事で、大和民族の文化を紹介するものではないが、倭人すら

も年紀を有して居たとあるから、其よりも概して文化が高かつたと推定せられる大和に於ては、尠くとも其當時(西暦第三世紀前半)厤年の觀念を有し、春耕秋收を以て一年としたものとせねばならぬ。其はトシ(年)といふ語が食物豐足の意から出たといふ事實(一―二三六頁)とも一致し、一年一收穫の此國土に於ては極めて自然な紀年法である。

魏略には右の如く四節を知らずとあるが、我國の緯度に於ては自ら春夏秋冬の差別があるから、轉換の期日を確知し得なかつたとしても、大體に於て四季を認め、ハル(春)、ナツ(夏)、アキ(秋)、フユ(冬)の四語を以て之を表示した。春は木の芽のハル(張)季節なるが故に名を負ひ、フユはフル(古)の音便で、萬物の陳(フル)び行くことを意味し(四―六六頁)、アキ(秋)はケ(食)から出た語で、收穫季をいひ(五―四四頁)、ナツ(夏)の語原は判明せぬが、或はアツ(熱)から分化したのであるかも知れぬ。――之を穀物の成熟に結びつけて、ナツはナリタツ(成立)の約、ア

太陽の出沒、太陰の盈虧はいかなる原始人でも知らぬものはないから、之を以て日次を數へることは殆ど普遍的で、我國に於ても古來ツキ(月)ヒ(日)といふ語の存する所を見ると、其例にもれなかつたものとせねばならぬが、日次をいふに當り朔望いづれを基準にしたか判明せぬ。記の倭建命の御歌には月立チニケリと詠まれて居るから、ツキタチ即ち現代語のツイタチ(朔)が基準であつたかとも思はれるが、一巡環中新月の始めて現はれるのは、晝夜の長短により、或は地形によつて一樣ではなく、山麓に在つては地平線を展望し得る平野よりも一兩日おくれることが有り得る。之に反しモチ(望)――ミチ(盈)の轉呼であらう――は肉眼でも見分のつくものであるから、基準とするに適するが、文獻に明徴がない。試

に南洋諸島の例を以ていへば、カロリン群島のヤップに於ては新月（プル）を基準として十三夜まで數へ、第十三日をボトラウ（滿月）と呼び、更に其より起算して滿月の第三夜、第四夜といふが如く第十夜に至り（朔より二十二日目）、其後の七、八日をルメル（晴）と稱へ、同じく數を以て日次を表示する。パラウ島に於ては直接太陰を基準とすることなく、其影響によつて干滿する潮候を以て之に代へ、一ヶ月中の最低潮日から起算して居る。此は海濱の地に限ることであるが、晴曇に關はらず確實に基準を捉へ得る利益がある。さりながら朔望ニ基準とするに於ては雨次共に觀測を逸するが如きことは比較的稀有であるから、縱ひ一定の規則はなかつたとしても、我國に於ても恐くはヤップ式の方法が用ひられたのであらう。宣長は上旬十日をツイタチ、中旬をモチ、下旬をツゴモリ（ツキ・コモリの約濁）といふと說いたが（眞暦考）、其は暦月を三十日と定めた上の推測で、ツイタチの二日、三日といふことはあるが、ツモゴリ（前）の五日、六日などゝ稱へた例がない。

も外來暦の正月、二月、三月等にあてゝ新造したのではあるまい。其稱呼及語義は次の通りである。

ムツキ（睦月）。　メ（芽）月の轉呼で、草木芽を發する季節をいふ。

キサラギ（如月）。　キ（木）サラ（更）ツキ（月）の約濁であらう。ムツキと同じく草木の更新を意味し、如月とかくのは爾雅の月名に二月爲レ如とあるからである。

ヤヨヒ（彌生）。　ヤ・オヒの轉呼で、草木繁榮を意味すること勿論である。

ウヅキ（卯月）。　田ウツ（耖）ツキ（月）の意を以て、ウツツキをウヅキと約濁したのであらう。卯の字は十二辰の第四位なるが故に之に當てたのである。

サツキ（皐月）。　サは挿苗を表示する古言であるから、田植月といふ意を以て名づけたので、爾雅の月名に五月爲レ皐とある。

ミナツキ（水無月）。　字の義であらう。

フヅキ又はフミツキ（文月）。　フヅキは穂月の轉呼であらう。フミツキは其音便で、穂見月または穂含（ホフフミ）月とする說には疑がある。

ハヅキ（葉月）。　ハエ（南風）ツキ（月）の約。颶風の多い月をいふのであらう。

ナガツキ（長月）。　ナ（食）之（ガ）月の意。收穫月なるが故である。

カミナツキ（神無月）。　カミナヘ（神嘗）月の約。前月に收穫した新穀を神に供する月といふ意である。

シモツキ（霜月）。　降霜月の意か。

シハス（極月、師走）。　シハは終の意で、スも恐らくはスヱ（末）の語幹であらう。ツキといふ語の添へられて居らぬのは、後記の如く二ケ月に亙ることが

一太陰年は三百六十五日と六時間弱なるが故に一月を単位として一年を計算すればゞ、十二ヶ月乃至十三ヶ月となる。之を調整して正しい季節に合致せしめんが爲に暦法が生まれたのであるが、少差を意に介せずとすれば、上述の方法によつて日次月次を紀することが可能であり、誤差積つて漸く大なるに至らば、自然現象に照して改正することも容易である。例へば梅雨が水無月になつてから降り始めるやうなことがあれば、月次が季節に先行するものとして、其年に限り一年を十三ヶ月とすればよい。されば上記の如く霜月の次はシハスとのみ稱へ、一ヶ月と立てゝ居らぬので、恐らくは潤月は常に第十二月の次に置かれたのであらう。

右の如く論究すると、有史以前に於ても年月日といふ觀念の存したことは疑な

く、之を表現する語彙も備はつて居るのであるから、縱ひ口授には漏れたとしても、何等かの方法を以て傳承せられたことは絶無とはいへず、記にあげた初期天皇の歴代の御壽齡の如きも、必しも揑造ではなく、多少の根據があつたものと思はれる。さりながら其は稀有な事例で、紀に於て見るが如く月日の末に至るまで完全に傳承せられたとは考へられぬから、先づ紀年のみについて考察する。

年次をいふ爲に紀念すべき重大事項の發生した年を基準とするのは、東西古今の通則で、我國に於ては御代毎に卽位の年を以て元年としたものゝやうである。紀に辛酉年春正月庚辰朔天皇卽二帝位於橿原宮一、是歳爲二天皇元年一とあるのも其謂で、今日了解せられて居るやうに、之を永遠的紀元としたといふのではなく、次の天皇の御卽位の度毎に元年もまた更改したのである。此方法は數代に亙る年次を算する場合には聊か不便であるが、今日も我々が明治、大正、昭和等の年號を用ひることを不可とせぬと同樣に、當時の人は實生活上さのみ不自由を感じなか

た紀年を必要とする。日本紀は之が爲に干支を用ひて居るのであるが、此紀年法は我國固有のものでないといふことに學者の意見が一致して居る。但し漫然暦法と共に支那から直接又は間接に輸入せられたものと斷定することは早計で、我古習にあらざることを立證する必要がある。

輓近學術的研究の結果、殷都の廢墟から發掘せられる獸骨片中に、干支に相當する古文及其組合せを刻したものが數多く發見せられる事實により、殷時代には既に之を用ひたことが明にせられた。さりながら其が果して現用の甲子が有する字音を以て唱へられたかは疑問で、爾雅(漢以前の著作)の釋天には十干を歲陽とし、十二支を歲名として、太歲の所在によつて次の如き名號を配して居る。

く、之を表現する語彙も備はつて居るのであるから、縦ひ口授には漏れたとしても、何等かの方法を以て傳承せられたことは絶無とはいへず、記にあげた初期天皇の歴代の御壽齡の如きも、必しも捏造ではなく、多少の根據があつたものと思はれる。さりながら其は稀有な事例で、紀に於て見るが如く月日の末に至るまで完全に傳承せられたとは考へられぬから、先づ紀年のみについて考察する。

年次をいふ爲に紀念すべき重大事項の發生した年を基準とするのは、東西古今の通則で、我國に於ては御代毎に即位の年を以て元年としたものゝやうである。紀に辛酉年春正月庚辰朔天皇即二帝位於橿原宮一、是歳爲二天皇元年一とあるのも其謂で、今日了解せられて居るやうに、之を永遠的紀元としたといふのではなく、次次の天皇の御即位の度毎に元年もまた更改したのである。此方法は數代に亙る年數を算する場合には聊か不便であるが、今日も我々が明治、大正、昭和等の年號を用ひることを不可とせぬと同樣に、當時の人は實生活上さのみ不自由を感じなか

た紀年を必要とする。日本紀は之が爲に干支を用ひて居るのであるが、此紀年法は我國固有のものでないといふことに學者の意見が一致して居る。但し漫然暦法と共に支那から直接又は間接に輸入せられたものと斷定することは早計で、我古習にあらざることを立證する必要がある。

輓近學術的研究の結果、殷都の廢墟から發掘せられる獸骨片中に、干支に相當する古文及其組合せを刻したものが數多く發見せられる事實により、殷時代には既に之を用ひたことが明にせられた。さりながら其が果して現用の甲子が有する字音を以て唱へられたかは疑問で、爾雅(漢以前の著作)の釋天には十干を歳陽とし、十二支を歳名として、太歳の所在によつて次の如き名號を配して居る。

甲　閼逢　　乙　旃蒙　　丙　柔兆　　丁　強圉
戊　著雍　　己　屠維　　庚　上章　　辛　重光
壬　玄黓　　癸　昭陽
寅　攝提格　卯　單閼　　辰　執徐　　巳　大荒落
午　敦牂　　未　協洽　　申　涒灘　　酉　作噩
戌　閹茂　　亥　大淵獻　子　困敦　　丑　赤奮若

此を干支の他の用途との混亂を避けんが爲に、特に紀年用として考案せられた名稱であると解するものがあるが、之を用ひた例は稀で、漢語としては全然意味をなさぬのみならず、一語一綴音の原則にも反するから、他の民族語の音譯ではないかと考へられる。私の乏しい言語學的智識の範圍内では之を物色し得ぬことを遺憾とするが、或は先住蒙古族の用ひたものであつたかも知れず、若し然りとすれば同じく蒙古系に屬し、我大和民族の主要構成分子となつたキ(木)族の如きも

ヒノト(丁)、ツチノエ(戊)、ツチノト(己)、カノエ(庚)、カノト(辛)、ミヅノエ(壬)、ミヅノト(癸)は木火土金水をエ(兄)とオト(弟)とに分割したもので、五行說から出たのであるが、五行哲理は周末―漢初に於て彼地に發生したもので、我民族の原始的觀念ではなく、カネ(金)を畧してカとしたのは、後代式變化であるから、輸入の古からざることを表示する。十二支肖屬も亦虎、龍等此國土には棲息せぬ動物を含むのみならず、牛、馬、犬も我國の原産ではないやうであるから、後世の稱呼なることは疑なく、支那に於ても後漢の王充が著はした論衡に、辰爲龍、巳爲蛇とあるを初見とし、北涼時代(西暦三九七―四三九年)に飜譯せられた大方等大集經(第二十四卷)の虚空目分中、淨目分に十二動物を四方位に配し、南は毒

蛇、馬、羊、酉は獼猴、鷄、犬、北は猪、鼠、牛、東は獅子、兎、龍として居る。——十二支との關係は說いて居らぬが、其方位配當に一致する——萬葉集には始春乃波都禰(初子)の如き用例があり(二〇卷)、ウの假字に卯、マシの假字に申(マシラの略で、猿ともかく)を用ひて居るから、奈良朝末には既に十二支肖屬が和譯せられて居たものとせねばならぬが、齊明紀童謠の甲子騰和與騰美はカフシトワヨドミと解讀するの外はないから、此頃までは世俗に於ても字音を以て干支を稱へて居たものと思はれる。

上述の如く干支は我國固有のものではなく、支那から傳來したことは明白で、しかも其本國に於ては、新城新藏博士によれば、先秦時代まで干支とは稱へず、十日十二辰と號し、十干は日を計へ、十二支は月を數へる稱呼であつたが、十二支を歳星の影像として、逆轉する假想點を案出し、之を太歳と稱へ、其所在によつて年を紀するやうになり、更に十干を配して現行の如き紀年法に一定したのは

定したものと斷定せざるを得ぬのである。

此算定が何を根據として何人によつて行はれたかといふことは、今日尚未解決の問題であるが、尠くとも次の如き想定は成立する。

(イ)頒暦以前に在つても、暦法輸入後の記録には、干支紀年法が用ひられて居た。其は筆者の記憶が遡り得た時代まで達した筈である。

(ロ)記録は存せずとも、或る重要事項の發生年月が傳承せられた事例もあり得ることは上述の通りであるから、若し干支の智識を有したものがあつたとすれば、其一または兩者を以て年次をいひ傳へたことも絶無とはいへぬ。

(ハ)崇神朝に滅亡した出雲國家は、或る程度まで韓地との交通を持續したと推定せられるから、大和朝廷とは多少文化を異にし、干支の如きも一歩さきに

輸入したこともあり得る。記に崇神天皇の崩御を戊寅年十二月と分註したのも、——紀によれば辛卯の年に當り、十二支に於ては僅に一年の相違である——或は出雲の口碑で、土師連などから出た一説であつたかも知れぬ。

史的記録を根據とした書紀の紀年は、勿論大體に於て確實とすべきであるが、其以前に在ては右の如き零碎なる資料から推算したものとせねばならぬから、信を置くに足らぬが、殊に初期二十代の天皇の在位年數を故意に延伸したことは、近代學匠の指摘した通り、爭ふべからざる事實である。其動機は從來辛酉革命説と、倭女王卑彌呼と神功皇后との混同とにあるとせられて居るが、尚一考を要するものがある。前者は昌泰四年(延喜元年)三善清行の勘奏を初見とし、易及詩の緯書を引いて辛酉は一大變革の年にあたるといひ、神武天皇即位年を例として擧げて居るのであるが、右の如き迷信が養老年間に行はれて居なかつたことは、其

めて干支を配した東征の年の太歳甲寅から推算した結果に外ならず、甲は十干の首で、寅は淮南子に天維建レ元常以レ寅始起とあり、三五暦記にも歳起ニ攝提格一元氣肇始、有ニ神人一號ニ天皇一とし、周以後に於ては十二支の第一位とせられたから、紀年の最初は甲寅ならざるべからずとして、東征の年に配したのである。爾來即位の年まで干支のみを以て年次を序したから、辛酉年春正月云々と記せざるを得なかつたので、先づ即位年の干支を定めて東征發程まで逆算したのではない。さればこそ歴代の即位年とは記述様式を異にし、是年也太歳の五字を用ひて居らぬのである。

又卑彌呼が神功皇后にあらざることも、後漢書、魏志、晉書等の倭がヤマトを意

味せざることも、紀の編者はよく心得て居た筈で、慣用によりヤマトに倭の字を充當したけれども、尙尊號には日本と特記して居るのである。約二十年後の天平九年に倭と書くことを罷めて大養徳と改め〔續紀〕、更に十年を經て天平勝寶以來和の字を用ひるやうになつたのも〔口訣〕、倭が異俗をさす漢語で、好字でないことに氣づいて居たからである。刊本には神功紀に三十九年、四十年、四十三年の三條を加へ、ことに三十九年には是年太歲己未として、倭女王と魏朝との交涉に關する記事を分註として摘載して居るが、紀の編者が卑彌呼を神功皇后と誤信して居たとすれば、分註するまでもなく、大書した筈で、四十六年以後の記事の如きも明に百濟記から取つて居るのである。其年代が一致したのは後記の如く紀が征韓の役を約百二十年繰上げて記述したからで、後人が之を過信してさかしらに右の註記を加へたものと思はれる。——天書以下には皇后が魏に使を遣はされたとあるが、勿論典據とすることは出來ぬ——集解によれば古本及清家本には此三ヶ

る。新羅の上代史も三國史記によれば、頗る信を置くに足らぬものであるが、始祖赫居世の元年は漢宣帝の五鳳元年甲子、即ち西暦紀元五十七年とあるから、日本紀編纂當時の新羅史書にも同樣に編年せられて居たものと思はれる。神功皇后征討當時の新羅王波沙寐錦〔紀〕を第五世婆娑尼師今とすれば、新羅史もまた甚しく年代を伸長したものとせねばならぬが、紀の編者としては之が穿鑿を必要とせず、唯新羅よりも古い國であるといふことを明にすれば足れりとして、更に干支の十循環即ち六百年を加へ、尚上記東征年の太歲甲寅と合致せしめる爲に三年を補うて建國元年を算出したのではあるまいか。是は從來何人も唱へぬ說であるから、或は世人の肯定を得ることが困難であるかも知れぬが、尠くとも此の如き想

像は許されることゝ信ずる。

右の如くして先づ建國元年を假定し、其年から起算して正確なる史的記錄の最古の紀年に至るまでの年數を得、年次に關する上述の斷片資料を參酌しつゝ、之を御歷代に割りあてることは、さのみ困難ではなかつた筈である。さりながら本來正しい年次が判明して居たのではないから、紀の誤差を精査して之に還元することは到底不可能で、吾人のなし得る所は、或時代々々について大略の差異を算出するに止まる。後卷に於て詳述するやうに、神功皇后の五十五年から應神天皇の十六年に至る百濟王交迭に關する紀の記事を三國史記と對照すると、百二十年(二還暦)繰上げてあることが明白で、神功皇后の垂簾年數を歷代中に加へ(從つて應神天皇の治世と重複する)、仁德、允恭二朝の在位年數を引伸ばしたものと思はれるが、仲哀天皇以前に於ても一世代の平均年率を三十年と假定すれば(四—二五〇頁)、神武天皇即位來十四代四百二十年に過ぎぬ筈であるのに(實際は其よりも

に於て出來る限り攷究する。

年次すらも右の如く後日の假定であるとすれば、月次日次の信ずべからざることは勿論で、多少でも根據となるものが存した形跡もないから、全然推測を以て記註したものとせねばならぬ。但し日次に配した干支は或時代の暦から推し當てたのであらう。

上述の如く建國紀元が假定であるとすれば、今日我々が用ひて居る皇紀は明に錯誤であるとせねばならず、假に日常の用途には支障を來さぬとしても、歴史としては一大瑕瑾であり、殊に過去の時代に關して誤つた印象を與へる處がある。

其故に學界に於ては西洋紀元に從ふものが多く、日常語にも二十世紀又は三十年代などゝ用ひて居る。之を歎はしいことゝして、皇紀を用ひよといふ聲が國粹主義者間に盛であり、一方に於ては國史の紀年を訂正せんと試みたものもあるやうである。さりながら上述のやうに紀の編者が神武天皇の即位元年を定めたのは、之を以て永遠の紀元とするつもりではなかつたのであるから、之を西暦紀元と同様に用ひんとするのが抑も無理で、紀年の訂正の如きは、神武天皇の即位年を紀元としようとする限り、假定と推斷とによるの外はないのであるから、如何に考證しても五十歩百歩の差である。其故に若し累算の基準を定める必要があるとするならば、橿原奠都以外に、國史上最も紀念すべき重要事件の發生した年で、年紀の確實なるものを選び、之を新紀元とするの外はない。私案によれば明治天皇の踐祚の日慶應三年正月九日(太陽暦に換算すれば二月十三日)が新日本に取つては最も適切な紀元で、其より上は暦年の明白なる限り、前何年を以て計算し、有

元を變へることは至難と考へるものがあるかも知れぬが、皇紀年次は尚常用ではなく、少數の年表及國史教科書等に之を用ひるものがあるにしても、之を改めることはメートル法採用に比すれば、遙に容易の業である。此の如くすれば年號を廢止することも可能であり、未來永遠に紀年に關する累を除くことが出來ると信ずるので、此機會に於て敢て提唱を試みんとするのである。

上述の見地を以て本篇に於て論究せんとするのは、神武天皇の日向御出發から應神天皇の御治世に至るまでで、其期間を更に左の如く區分して卷を追うて說述する。

第一卷。神武天皇。――建國及御一代の治蹟
第二卷。大和缺史時代。――綏靖天皇から開化天皇に至る八代
第三卷。師木宮。――崇神垂仁二朝
第四卷。日代宮。――景行天皇御一代の事蹟
第五卷。國内統一。――成務天皇から應神天皇御代の始まで
第六卷。外藩歸伏。――征韓の顚末並に應神朝の對外交渉

此期間は人皇の御代であるが、史學上からいへば上述の如く尙傳說時代に屬し、史的記錄は存在しなかつた。さりながら紀記の記事には事實または事實と主張せられた事項が多きを占め、觀念を說いたものは殆ど稀であるから、著者もまた之を史書と見なし、嚴重なる批判の下に附說、挿話、虛談を甄別して之を除去した後、殘餘の史料について異同を校覈し、正訛を鑑定して原說に還元する方針を以て之に臨むことにした。從つて前篇の如く各卷每に史的考察の一章を設くること

神武天皇の尊號、系譜、親緣及日向に於ける御活動については、既に前篇第六卷に於て詳述したから、本卷は日向御出發から筆を起すことにする。紀記も亦之を以て神代紀と帝紀との境として居るのである。

第一に論究を要するのは東征計畫の動機と目的とで、古事紀には極めて簡單に次の如く叙述せられて居る。

神倭伊波禮毘古命、その伊呂兄五瀬(セ)命と二柱、高千穗の宮に坐して議りたまはく、何處に坐さば天の下の政を平けく聞看(キコシメ)さむ。なほ東に行かまく思ほすと云りたまふ

右によれば東征は兩皇子合議の上で、四方を號令するに便宜の地を求めることが目的であつたと了解せられるが、此やうな大事を決行せられるやうになつた動機については說く所がなく、其目的すら明示せられて居らぬ。さりながら漫然東行を思ひ立たれたといふことは有り得ぬから、日本紀は神武天皇の勅言をかりて之を說明して居る。卽ち

神日本磐余彥天皇……及二年四十五歲一謂二諸兄及子等一曰、昔我天神高皇產靈尊大日孁尊擧二此豐葦原瑞穗國一而授二我天祖彥火瓊瓊杵尊一、於レ是彥火瓊瓊杵尊闢二天關一披二雲路一、駈二仙蹕一以戾止、是時運屬二鴻荒一、時鍾二草昧一、故蒙以養レ正、治二此西偏一、皇祖皇考乃神乃聖、積レ慶重レ暉多歷二年所一、自二天祖降跡一以逮二于今一一百七十九萬二千四百七十餘歲、而遼邈之地猶未レ霑二於王澤一、遂使三邑有レ君村有レ長、各自分レ疆用相凌轢、抑又聞二於鹽土老翁一曰、東有二美地一青山四周、其中亦有下乘二天磐船一飛降者上、余謂、彼地必當レ足下以恢二弘天業一光中宅天下上、蓋六合

述したものであるかのやうな印象を與へるが、縱ひ天皇の御口から出た言葉でないとしても、必しも虛構ではなく、多少の根據があつたのであらう。之を分析すると、其要點は左記の三項にあるやうである。

（一）「昔我天神」から「以戾止」に至る一節は、神代紀の天降傳說を概叙したもので、闢二天關一は天ノ磐座ヲ離レとあるにあたり、披二雲路一は天ノ八重雲ヲ排分ケの意なること勿論で、駈二仙蹕一は稜威ノ道別ニ道別キテの意譯である（前篇第六卷第五五頁參照）。

（二）「是時運屬二鴻荒一」から「用相凌轢」までの大意は、文化が尙未だ開けず、時節が到來しなかつたから、皇祖皇考は西國の偏土にかくれて仁德を積んで居

右によれば東征は兩皇子合議の上で、四方を號令するに便宜の地を求めることが目的であつたと了解せられるが、此やうな大事を決行せられるやうになつた動機については說く所がなく、其目的すら明示せられて居らぬ。さりながら漫然東行を思ひ立たれたといふことは有り得ぬから、日本紀は神武天皇の勅言をかりて之を說明して居る。即ち

神日本磐余彥天皇……及二年四十五歲一謂二諸兄及子等一曰、昔我天神高皇產靈尊大日孁尊擧二此豐葦原瑞穗國一而授二我天祖彥火瓊瓊杵尊一、於レ是彥火瓊瓊杵尊闢二天關一披二雲路一、駈二仙蹕一以戾止、是時運屬二鴻荒一、時鍾二草昧一、故蒙以養レ正、治二此西偏一、皇祖皇考乃神乃聖、積レ慶重レ暉多歷二年所一、自二天祖降跡一以逮二于今一一百七十九萬二千四百七十餘歲、而遼邈之地猶未レ霑二於王澤一、遂使二邑有レ君村有レ長、各自分レ疆用相凌轢、抑又聞二於鹽土老翁一曰、東有二美地一、青山四周、其中亦有下乘二天磐船一飛降者上、余謂、彼地必當レ足下以恢二弘天業一、光中宅天下上、蓋六合

述したものであるかのやうな印象を與へるが、縱ひ天皇の御口から出た言葉でないとしても、必しも虛構ではなく、多少の根據があつたのであらう。之を分析すると、其要點は左記の三項にあるやうである。

（一）「昔我天神」から「以戾止」に至る一節は、神代紀の天降傳說を概叙したもので、「闢二天關一」は天ノ磐座ヲ離レとあるにあたり、「披二雲路一」は天ノ八重雲ヲ排分ケの意なること勿論で、「駈二仙蹕一」は稜威ノ道別ニ道別キテの意譯である（前篇第六卷第五五頁參照）。

（二）「是時運屬二鴻荒一」から「用相凌轢」までの大意は、文化が尚未だ開けず、時節が到來しなかつたから、皇祖皇考は西國の偏土にかくれて仁德を積んで居

られたので、遠方の地は皇化に浴せず、群雄割據して兵戈を事として居たといふのであるが、其は大和を王者の地と前提した後代的思想の發露で、高千穗宮廷に於ては決して日向國を西偏とは考へられて居なかつた筈である。されば此一節は編者の文飾と見るべきで、其文中に挿入せられた自二天祖降跡一以逮二于今一一百七十九萬二千四百七十餘歳の二十三字は、前篇第六卷（二五五頁以下）に述べたやうに、旁書の攙入とすべきである。

（三）「抑又聞」以下は遠征の動機及目的と、目的地の形勢を畧叙したもので、古事記の所説に比し遙に合理的であり、且由ありげに思はれるから、假令事實とは若干相違が存するとしても、古傳の斷片たることを失はぬと信ずる。

（一）（二）に關しては上述以外に説明を必要とせぬから、以下專ら（三）について論究する。右によれば目的地は本初から大和と豫定せられて居たので、之を選んだ理由は青山四周の美地にして大八洲の中央に位し、恢二弘天業一光二宅天下一の形勝

命の部隊で、大阪灣から上陸して大和に向つたのであるが、此地方平定に成功した曉には、地の利によつて大八洲の覇權者たるべき情勢があつたから、其の未だ大をなさゞるに先ち、之を抑壓する必要が、高千穗朝廷に於て認められた筈である。後記の如く皇軍當初の策戰計畫が、大和川を遡つて一擧にして饒速日命の本據を覆すことにあつたのも、此故であらねばならぬ。

紀の所說は此事情を暗示したものと了解せられるが、饒速日命の大和占據を恐れたのは、地理關係ばかりではなく、他に大なる理由があつたやうである。前篇第二卷(一二七頁以下)に論じたやうに、大和はイザナギの命の緣故の地であつたらしいから、國土生成者たる——其は開發及國家建設者を意味する——此神が高天

原出身で、皇祖神と特殊の關係があるといふ理由を以て、此國土の宗主權を主張せられた皇室としては(二一一八七頁)、他の同一口實を有するものが、イザナギの尊の遺跡を擁して、四方に號令するとせば、對抗が極めて困難になるのは明白の理なるが故に、此不利を免かれんが爲に、二葉にして芟取らうとせられたのは至當のことである。假に饒速日命の占據地が、香取の伊波比主と同樣に、大和以外であつたとするならば(五一第四章)、或はさのみ關心せられなかつたかも知れぬ。大和を六合の中心とするのは、奠都後の大和人の思想で、假に上代人がほゞ全國土の地理に通じて居たものとしても、中心を此處と斷定することは出來なかつた筈である。

大和の形勢を報告したものは鹽土老翁とせられて居る。此名號は前篇第六卷(七三頁)に述べたやうに、海事に精通する海人族の長老の呼稱であるから、舟楫によつて遠方まで進出し、饒速日命に關する風聞を耳にしたものとも了解せられ、或

て立太子せられたと說いたからで、未だ繼位せられずとも日嗣の御子なるが故に兄皇子たちの上に立たれたとせねばならなかつたのであらうが、序說にも論じたやうに、立太子といふ儀禮乃至慣例が上古から存したと思はれず、橿原宮に於ける卽位も御先代の後を襲がれたわけでもないのであるから、縱ひいかに英邁であらせられたとしても、此當時から君臣の分が定まつて居た筈はなく、從つて記に御兄五瀨命と合議せられたとあるを事實とすべきであらう。

さりながら此やうな大計畫は決して一朝にして遂行せらるべきものではなく、準備の爲に相當な歲月を要したことは勿論で、前篇第六卷末章(二六〇頁以下)に言

及したやうに、豫め沿道の豪族の向背を確め、歸順應援の内諾を得た後、發程せられたものと推定せられる。第一に麾下に屬したのは、豐後國海部(アマ)郡佐加郷〔和〕附近に占據した椎根津彦で、紀は之に關し次の如く叙述して居る。

其年冬十月丁巳朔辛酉、天皇親帥二諸皇子舟師一、東征至二速吸之門一時、有二一漁人一乘レ艇而至、天皇招レ之、因問曰、汝誰也、對曰、臣是國神、名曰二珍彦一、釣二魚於曲浦一、聞二天神之子來一、故卽奉レ迎、又問之曰汝能爲レ我導耶、對曰導之矣、天皇勅授二漁人椎檣末一令レ執而牽二納於皇舟一、以爲二海導者一、乃特賜レ名爲二椎根津彦一、此卽倭直部始祖也

記には之を吉備の高嶋宮御出發後の事件として居るが、其附近には之に該當する地點を物色し得ぬから、恐らくは錯簡であらう。其文によれば

故その國より上幸之時(ノボリマス)、龜甲(カメノセ)に乘り釣しつゝ打羽擧(ウチハフ)りつゝ來る人速吸門に遇ひき。爾ち喚び歸(ヨ)せて、汝は誰ぞと問ひたまへば、僕は國神と答曰(マヲ)す。又汝

とある。速吸門または速吸之門は、禊傳說に速吸名門〔紀一書十〕とあり、仁明朝從五位下に初叙せられ、陽成朝に正五位下に昇叙せられた豐後國早吸咩神〔續後紀〕〔三代實錄〕、卽ち神名帳同國海部郡の條下にあげた早吸日女神社の所在地なることは疑なく〔口訣〕、今も佐賀關町に殘存し、俗に六所權現と稱へて居る。祭神については確說がないが、ハヤスヒといふ地名を以て稱號とする女神であることは言ふまでもない。從來字によつて潮流の吞吐急なる意とし、纂疏にも潮太急則速吸之義明矣とあり、私も今までさう解して居たが、再考するに早秋津日子(比賣)、鹽飽島の如く、吞吐の意を以てハク(アキ、アクは其音便)とはいふが(一―二〇八頁)、スフという例はなく、急潮によつて名を負うたとするならば、古史傳の說の如

く早鞆瀬戸を之に擬する方が適切であるから、文字を離れて語義を一考する必要がある。案ずるに此名稱は明にハヤとスヒとの二語分子より成り、スヒは近隣の北海部郡佐志布村、同郡の神崎村大字大志生木及小志生木のシフと無關係とは思はれず、朝鮮語집(家)と語原を同うし、邸宅の意から聚落の義に轉用せられたものゝやうで、シフ(澁)、シヒ(椎)、スフ(周布、周敷、絛布)、ソフ(添)等の形に於て諸國に普き地名であるから、ハヤは之が修飾語と思はれる。或は隼人のハヤと同じく、南人を意味するのではあるまいか。――薩摩の十町はシフ町で、伊集院のイは接頭語であるから、倉院所在地なるシフを意味し、大隅の志布志も亦シフ磯の意らしく、此等は皆隼人の國である――若し然りとすればハヤスヒは南人のシフ卽ち聚落地といふ意で、之に接尾語ナ(ネの音便)をそへてハヤスヒナともいひ得べく、其水門を速吸門(速吸之門)又は速吸名門と稱したこともあり得る。

珍彥はスヒナの豪族なるが故に、スヒナツ彥といふべきを音便によつてシヒネ

はれる譜諜であるが、橋を無視して其材料たる椎のみを取つて名としたといふのは、納得の行きかねることであるから、古事記は槁(橋の變體)根津日子と改め、大和宿禰家に於ては軍機を參劃したことの故を以て神知津彦と稱したのをシヒネツ彦と訛つたかのやうに說いて居るのである〔姓〕。此やうに異說の多いのは正解を得なかつたが爲で、シヒネツ彦が本名であつたことは、國造本紀に間訊に遣はされた天日鷲命の復命に、是有ㇾ人耳、名椎根津彦といふたとあつて、賜號として居らぬを見ても明である。――但し同書に當人が吾是皇祖彦火火出見尊孫椎根津彦と名乘つたとあるのは虛說とせねばならぬ(六―一二四頁)――然るに此名を椎橋に附會した結果、本名を必要としたので、名曰二珍彦一と說いたが、ウヅヒコは紀

の禊傳説に御宙之珍子（ウヅミコ）ともあり〔一書一〕、完美なる貴人といふ意に過ぎぬから、一般的稱呼と見るべきで、此人物に固有の名とは思はれぬ。されば記には單に國神とあるのに、宣長が名字豆毘古の五字を補うたのは賢しらで、國造本紀にも之を掲げて居らぬのである。

椎橋を授けたといふことが名號の所由を說かんが爲の潤色であつたとすれば、此以上の穿鑿は無用であるが、椎の枝幹は決して篙とするに適當するものではなく、又渡海中に水棹（ミサヲ）を用ひたとも考へられぬから、同じ原說に據つたと思はれる古事記の所傳には槁機を指渡したと改めてあるのである。槁機は恐らくは機槁の轉置で、機はハタとよみ、上古帆をもハタと稱へたから〔一―二五四頁〕、共に用ひる竿卽ち帆柱をいひ、當時の舟體は大さに限りがあり、帆も亦之に相當し、大檣を必要としなかつたから、舟を駐める爲に帆をおろすと同時に、倒して置いたのを、さし架したといふのであらう。然るに宣長が機を檝の誤とし、二字を合はせ

寄せたといふのは、後人の脚色で、國造本紀に之を云々して居らぬのが、原說に近いのであらう。

椎根津彥が海上に出で迎へたのは、兼約によつて從軍せんが爲で、釣ニ魚於曲浦一とある紀の文は、有ニ一漁人一乘レ艇而至といふ前文に應ずるための文飾に過ぎず、漁人または漁夫とあるのはアマ（海人）の假字で、其族人たることを表現したのである（六一―二二四頁）。水路の嚮導に奉仕したとあるのも、アマ卽ちワダツミ族が航海に長じて居た故であらねばならぬ。然るに記は更に潤色を加へ、乘ニ龜甲一爲ニ釣乍打羽擧來一とした。龜は豐玉姬の乘用にも供せられたといふ傳があり（六一二〇五頁）、ワダツミ族に於ても之を神獸視したことは、現在の太平島民の信仰に

よつても推定せられるが、こゝでは單に舟艇に況へたものと了解すればよい。ウチ(打)は接頭語で、ハブリはハヤブリの連約、即ちハヤビ(三—五二頁)の一活用形態であるから、今の言葉でいへば、勇ましく漕ぎ寄せたといふ意に外ならず、兩袖を擧げて打振りつゝ來るなりといふ記傳の解釋は誤りである。假に此當時すでに袖附衣が存したとしても、長袖を飜して來たといふのは、海上に釣するものゝ形容としては最も不適當で、品川沖でも見られぬ圖である。右の如く記の所說は事實に遠く記事の序次にも疑があるから、或は稗田阿禮の原案ではなく、後に追加せられたものであるかも知れぬ。以下此人物について少しも言及する所のないのを見ても、誦習者は此に重きを置かなかつたものと思はれる。

次に奉迎したのは豐前國宇佐の土豪で、紀には次の如く叙述せられて居る。

行至二筑紫國菟狹一、時有二菟狹國造祖一、號曰二菟狹津彥、菟狹津媛一、乃於二菟狹川

ことは疑はないが、筑紫といふ總稱のうちに包括せられたのであらう。ウサツ彥とウツツ媛(恐らくは兄妹であらう)が、後日の宇佐國造から祖先と仰がれたのは勿論で、國造本紀にも神武朝高魂尊の孫宇佐都命が國造に定められたとあるのであるが、高魂尊は天神系紀に高皇産靈尊の別名とあり、高天原の神とせられて居るのであるから、其孫が宇佐に土着して居たとは信じられぬ。ウサはウスキ(日向國臼杵郡及豐後國海部郡臼杵)と語原を同うし、ウ(大)ス(栖)の意を以て大聚落を呼稱したもの丶やうで、其地の貴人、貴女なるが故にウサツ彥、ウサツ媛と呼ばれたことは疑がないが、強ひて其出系を求めるとすれば、紀の高天原傳說に日神所生三女神者使降居于葦原中國之宇佐嶋とあるに基き、宗像氏族と推定すべき

であらう(三ー六三頁)。族長たるウサツ彦の外に、其姉妹なるウサツ媛を併擧したのは、古傳說の常例で、承統權が女姓にあることを表示するものであるから、命により此女と結婚した天種子命の男子は、當然族長權を繼承した筈で、中臣氏系譜(尊卑分脈)にも宇佐津臣命と稱したとあるのである。天種子命のことは此以後に見えず、行賞にも預らなかつたやうであるが、右の系譜によれば、天兒屋根命の子天押雲命の兒とあり、其七世の孫なる神聞勝命は、前篇第五卷(一五三頁)に述べたやうに、崇神朝の廷臣であるから、其族人は引つゞき朝廷に奉仕したものと思はれる。

一柱騰宮は此云二阿斯毗苦徒鞅餓離能宮(アシヒトツアガリノミヤ)一と註せられ、記にも足一騰宮とある。此訓及記の用字に從へば、一柱は誤譯で、殿作り(二ー四〇頁)の行宮を建立して奉迎しようとしたが、急造のこと故地壇を高くすることが出來ず、僅に一擧足に過ぎなかつたことを言ふのであらう。此新宮に請じ奉り、大御饗を獻つたとあるの

たやうに、紀の年次には疑があり、ことに月日の詳細に至つては、確實な口碑が存した筈はないから、信用することが出來ず、此場合の如く種子命との間に嫁娶が行はれたとすれば、若干時日滯留せられたものと見ねばならぬ。

次の御寄泊地は岡水門とあるのみで、之に關する記事はなく、其年のうちに安藝に到着せられたとある。即ち

十有一月丙戌朔甲午、天皇至二筑紫國岡水門一、十有二月丙辰朔壬午至二安藝國一

居二于埃宮一

とあり、記に掲げた路次も左記の如くほゞ同様である。

即ち日向より發ちて筑紫に幸行（イデマ）しき。故豐國宇沙に到りし時、その土人（クニビト）名は宇沙都比古宇沙都比賣二人、足一騰宮を作りて大御饗を獻りき。其地（トコロ）より遷（ウ）移（ツ）りて、竺紫の岡田宮に一年坐しき。亦その國より上幸（ノボリマ）して、阿岐國之多祁理宮に七年坐しき

崗水門〔紀〕は筑前國遠賀（ヲンガ）郡遠賀河口をいひ、岡田宮〔記〕は遠賀の地の第宅を意味するのである。此水門は上代の要津であつたと見え、仲哀天皇も崗縣主熊鰐を嚮導として山鹿岬を廻り、崗浦から水門に御到着あらせられ、皇后の御舟は洞海から滿潮を待つて崗津に會合せられたとある〔紀〕。思ふに神武天皇の御一行を奉迎したのも此縣主家の祖先で、和名抄によれば本郡にも宗像といふ鄕名があるから、恐らくはムナカタ氏族から出たのであらう。ヲカといふ名の所由は確證はないけれども、山鹿といふ地點がある所を見ると、鹿の意で（ヲは接頭語）、香山、鹿兒島、可古郡などゝ同じく、此動物が蕃息したことの故を以て名を負うたのかも知

言の夕は田島のみならず、廣く土地を意味したやうである（古語大辭典）。——今洞海の南岸黒崎町字熊手に岡田宮址と傳へられる地があるが（續風土記）、上掲仲哀紀の記事にあはぬやうである。

東航の爲には縱ひ沿岸水路を取るにしても、企救郡方面から對岸長門國に渡るのが道順であるのに、わざわざ早鞆瀬戸を越え、遠賀島を廻つて崗水門に寄航せられたのは、理由のあることであらねばならぬ。案ずるに當時の領主は宗像氏族中の最有力者で、其力を借るにあらずば、長門周防の土豪を懷柔して安全な通路を開くことが困難であつたのであらう。前篇第三卷（六二頁）及第四卷（七五頁）に論じたやうに、周防國のスハ（スハウといふは轉訛）は宗像氏の別稱または族稱で、

其沿岸には此氏族が占據したものと推定せられるから、崗縣主を通じて言向せられたことは極めてあり得べきである。されば此地に一ヶ年滯在せられたといふ記の所說は信を置くに足るもので、紀の傳の如く十一月九日に崗水門に着し、翌十二月二十七日には早くも安藝國埃宮に入られたとすれば、極めて慌しい旅程で、迂廻の理由が立たなくなるのである。

安藝國の行在所については紀記所傳を異にして居るが、エ（埃）の宮（紀）は地形名を取つて號としたもので、多祁理宮（記）はタケル（渠帥）の第宅の義であるから、同一宮をいふものと思はれる。埃といふ地點は判明せぬが、エの原義は支で、河海沼湖の水の分岐彎入を意味するのであるから、――江とかくを例とするが、正しい譯字ではない――之に臨む第宅なるが故にエの宮と稱へたのであらう。アキといふ地名の起原が安藝郡安藝鄕（和）にあることは勿論で、今の府中村附近にあ

である。さりながら之を前提として多家をタケと訓み、タケリの宮に牽強することは不可とせねばならぬ。ことに類似音の故を以てタケリの宮を高宮郡高宮〔和〕なりとする説は妄誕で、海路東航中の御一行が、故意に山奥に宮居を定められた筈がない。

アキ(阿岐、安藝)といふ地名は、族名キ(木)から出たものと思はれるが(四―三頁)、――宣長がアギと濁つて訓むべしというたのは臆斷で、記にも阿岐とあり、古來アキとのみ稱へて居る――夙に海人族が來往し、海岸地方に占住した事は前篇第五卷(二一五、二七七頁)に詳論した通りである。其が高千穗朝廷の命によるか、或は自發的であつたか判明せぬが、遙に款を通じて居たと想定することは許され

るであらう。東征當時に於ける地方の首長が、後の安藝(阿岐)國造の祖先であつたことはほゞ疑がないが、當時は尚此稱號を用ひなかつた筈であるから、タケル(渠帥、建)と呼ばれたので、タケリは其原形である(古語大辭典)。彼は自邸に御一行を請じて、前途に横はる大小島嶼及沿岸要地の土豪の馴致につとめたので、之が爲に相當歳月を要したことはいふまでもなく、記に滯在七ヶ年としたのは事實に近いと思はれる。紀には翌年三月すでに吉備の高嶋宮に移られたとあるが、此方面の地勢から見ても、群雄が割據して居たものゝやうであるから、盡く之を平定した上でなければ、後方聯絡を確保することは出來なかつた筈である。

安藝出發後の行動を紀には次の如く叙述して居る。

乙卯年春三月甲寅朔己未、徙入㆓吉備國㆒起㆓行宮㆒以居之、是曰㆓高嶋宮㆒、積㆔三年㆒間、備㆓舟檝㆒蓄㆓兵食㆒將欲㆔以㆒擧而平㆓天下㆒也

なかつたか、或は適當なる中繼地點を求め得なかつたので、直に目的地に向はれたのであらう。さりながら當時の舟艇と行船術とを以てしては、水島灘播磨灘を一直線に乘り切ることは、不可能ではないとしても、安全を期する上に於て不得策であつた筈であるから、海岸に沿ひ、島嶼の間を縫ひ、泊を重ねて進航せられたことは勿論で、其が爲には隨所一戰を辭せざる覺悟を以て、一切の準備を整へて進發せられたものと思はれる。紀の文は之を意味し、特に三ヶ年を高島宮に過されたとあり、記には於二吉備之高嶋宮一八年坐とあるのである。古風土記の殘簡にも吉備以東の御遺跡に關する記事の見えぬのは、紀記の傳承が脫漏にあらざることの一證とすべきである。

古事記には槁根津彦の出現をこゝに擧げて居るが、其は上述の如く錯簡か又は後人の追記と見ねばならぬ。同書によれば日向御出發から浪速御到着までに少くとも十六年を經たものとせねばならぬが、紀には甲寅の年の十月から戊午の年の二月まで、三ヶ年と四ヶ月を以て目的地に達せられたとあり、其間に大差があるが、私は上述の理由を以て記の所説の方が比較的事實に近いものと認めるのである。但し多祁理宮七年、高嶋宮八年とある七と八とは前篇にも屢々述べたやうに、一種の神秘數として上代人が好んで用ひたものゝやうであるから、實數と見ることは困難で、數年に亙り滯在せられたことをいふものと解すべきであらう。

吉備の高嶋宮から直路難波を經て青雲の白肩の津に上陸せられたといふことは紀記の一致する所で、紀には河内國草香邑と冠稱し、次にも草香津とあるから、河内國河内郡(和)の一地で、古の大和川の沿岸であることは疑がないが、水脈の變遷により所在を失し、其名も殘つて居らぬ。思ふに青雲は序で、白の枕詞として用ひられたか、若くはシラはヒラに通じ、青天の卷雲のヒラヒラすること、即ち青雲靡々の意を以ていひかけ、ヒラカタは平潟を意味するのかも知れぬ。——淀河本流の河津にもヒラカタ(枚方)といふ地がある——若し然りとすれば今の中河内郡枚岡(ヒラヲカ)は其の名殘であらう。大和川は元祿以前までは、堅下(中河内郡)と柏原

（南河内郡）の中間から北折し、中河内、東成二郡を横ぎつて大坂城の東北に於て淀川に會流したといはれて居るが〔地名辭書〕、其以前にも幾多の變遷があつた筈で、草香（日下）まで遡航することが可能で、其最終泊地をシラカタ（ヒラカタ）津と稱へたこともあり得る。河口もまた大變遷があつたやうであるが、大體に於て今の大阪港即ち難波に流出したことは疑なく、遡航の爲には此地から河身に進入した筈で、紀には之を次の如く叙して居る。

戊午年春二月丁酉朔丁未、皇師遂東、舳艫相接、方到二難波之碕一會下有二奔潮一太急上、因以名爲二浪速國一、亦曰二浪華一、今謂二難波一訛也、三月丁卯朔丙子、遡レ流而上、徑至二河内國草香邑靑雲白肩之津一

會有二奔潮一以下二十三字は、名號の由來を說かんが爲の傳會で（一―三八頁）、以下にも屢〻同樣の記事があらはれるが、原說でないことは勿論、本初は話者も決して之を信じたのではなく、語戲として所々に挿入し、聽衆を娛ましめることを目

あり、難波の海は決して特に潮流の急激なる處ではない。語釋は本書の目的ではないから之を畧するが、ナニハはナバ又はナンバと同語で、魚庭(ナニハ)すなはち魚類の豊富なる水面といふほどの意である。

記には迴航をいはず、單に經二浪速之渡一而泊二青雲之白肩津一(卷末原文參照)とあるので、宣長は難波の海を航過して其南方の海濱に到着したものと解し、次に日下之蓼津とあるにより、和名抄に和泉國大鳥郡日部(久佐倍)とある地卽ち泉北郡鶴田村大字草部を之に擬したが、假に宣長の主張するが如く、此地名が現在の地點から海岸までの總稱であつたとしても、生駒東麓を本據とするナガスネ彦が、遙々此まで出陣して激撃したとは考へられぬことで、其妄誕なることは先學の論

破した通りである〔通釋〕。

白肩之津に上陸したのは、饒速日命の本據を衝いて一擧にして目的を達せんとせられた爲なること勿論で、明示せられては居らぬが、紀の次の記事によつても推察せられる。

夏四月丙申朔甲辰、皇師勒レ兵、歩趣二龍田一、而其路狹嶮、人不レ得二並行一、乃還更欲下東踰二膽駒山一而入中中洲上、時長髓彥聞レ之曰、夫天神子等所三以來一者、必將レ奪二我國一、則盡起二屬兵一徼二之於孔舍衞坂一、與レ之會戰

即ち白肩の津で兵を勒へ、川に沿うて徒歩して龍田に出ようとせられたが、道路が嶮隘なるにより、一旦上陸地點に引返し、更に生駒山脈を横斷せんとして、東に向つて行進中、ナガスネ彥の逆擊にあひ、孔舍衞の坂で一戰を交へられたといふのである。此叙述は地の理にも時の事情にもよく合致するから、古傳であつた

村號を孔舍衙と改めた。ナガスネ彦の言として記述せられたのは、恐らくは傳誦者又は記錄者の想像から出たものであらうが、敵軍來襲の報を聞いて邀擊を企てたのは事實で、記にも次の如く記述せられて居る。

此時登美の那賀須泥毘古、軍を興して待ち向ひて戰ひしかば、御船に入れたる楯を取りて下り立ちき。故その地を號けて楯津といふ。於今者日下の蓼津といふ也

タテツといふ地名の所由は、紀には後記の如く退却後盾を植て丶雄誥したるによるとあつて一致せぬが、其は上記のナニハの意義と同じく、後人が與へた戯說なるが故で、穿鑿の必要はない。タテタツ(植盾)、タタナメ(楯並)などいふ古言か

ら察すると、我上代の楯は各個人の手にするものではなく、敵箭を防ぐ爲に之を並植して、急造防禦陣地を設けたものと思はれるから(三一—一三七頁)、若し楯を用ひた事實があつたとしたら、退却軍の乗船の安全を期する爲であつたと解釋する方が適切のやうである。記の説の如く敵前上陸を敢行したことも絶無とはいへぬが、交戰までに若干時日があつたといふのが事實に近いやうである。蓼津は右の如く白肩の津即ち草香津の一名であつたことは勿論であるが、恐らくは之を固有地名とし、草香のシラ(ヒラ)潟にある津で、蓼が繁茂したから此名を負うたのであらう。

此戰は皇軍に不利であつた。古事記によれば

是に登美毘古と戰ふとき、五瀬命御手に登美毘古が痛矢串を負はしゝかば、爾ち詔りたまはく、吾は日神の御子として日に向ひて戰ふこと不良(フサハズ)、故賤奴(ヤツコ)が痛手負ひしなり、今よりは行廻(メグ)りて日を背負ひて撃たむと期(サダ)めたまひて、

の言中、日とあるのは旭日を意味するものであらねばならぬ。日向といふ名稱も景行紀には日出方に向ふが故に負はせたとあり、特に朝日を貴しとする觀念が或時代に存したのであらうが、此は傳誦者の解釋が混入したので、五瀬命の眞意は低地から高地に攻め登ることは困難であるから、迂廻して東方平野から鳥見を衝かうといふにあつたと了解すべきである。紀には左記の如く之を神武天皇の神策から出たとして居るのみならず、漢文式潤色が多く且二つの地名由來說明が附記せられて居る。

有二流矢一中二五瀬命肱脛一、皇師不レ能二進戰一、天皇憂之、乃運二神策於冲衿一曰、今我是日神子孫而向レ日征レ虜、此逆二天道一也、不レ若退還示レ弱、禮二祭神祇一、背負二

日神之威一、隨レ影壓躡、如レ此則曾不レ血レ刃虜必自敗矣、僉曰然、於レ是令二軍中一曰且停勿二復進一、乃引レ軍還、虜亦不二敢逼一、却至二草香津一、植レ盾而爲二雄誥一焉、因改號二其津一曰二盾津一、今云二蓼津一訛也、初孔舍衛之戰、有レ人隱二於大樹一而得レ免レ難、仍指二其樹一曰、恩如レ母、時人因號二其地一曰二母木邑一、今云二飫悶迺奇一訛也

肱脛は釋紀に引合（ヒキアハセ）ヒチ止可讀之とあるが、若し然りとせば脛は蛇足であるから、或はヒヂハギと稱へ、上膊を意味したのかも知れぬ。和名抄にも釋名を引いて、脛ハ莖也、似二物莖一也とあるから、必しも脚脛のみに限らなかつたのであらう。流矢は記の痛矢串にあたるのであるが、筆者の意譯で、イタヤクシと訓み得ぬことは勿論、ナガレヤといふ古語もなかつたやうである。天皇の勅言中に禮二祭神祇一とあるのは、次の丹生川上に於ける顯齋の伏線で、匆忙の際にも拘はらず即時擧行せねばならぬといふ意ではあるまい。皇軍は敗北して蓼津即ち草香津に退却したとあるのであるから、通證の說の如く平岡（枚岡）に赴いて祭祀を行うて居る遑

ことであるから〔通釋〕、ヲタケビと訓む方がよいかも知れぬ。但しタケビ。とタケ。リとの間に行爲と行動との相違があることを知らねばならぬ。楯を云々したのは蓼津といふ地名の所由を説明せんが爲なること上述の通りである。

母木邑の名號所由は傅會といふよりも寧ろ一挿話と見るべきで、繼體紀にも河内母樹馬飼首とあるから、母木(母樹)が河内の一地名なることは疑がないが、その所在を詳にせぬ。從來オモノキと訓して居るが、今云二飫悶廼奇一訛也とある所を見ると、假に悶が舊訓の如くボの假字に用ひられたものとしても、オモとオボとは通音で、訛とすることは出來ぬから、母木は恐らくは本初ハハキと稱へたのであらう。母の古言をオモなりとし、ハハは後代語と考へるものがありとすれば

大なる誤りで、妣國は常にハハノクニと訓み、イロハ(母)をイロオモと稱へた例はない。ハハキは伯耆の國號と同じく、族名のキから出た稱呼で、天武十二年連に昇格した伯耆造〔紀〕は此地の首長と思はれる。此名は今では殘つて居らぬが、蓼津と同じく地形の變遷により消滅したものとも解せられるのである。――或は母木此云二飫悶廼奇一といふ訓註の誤寫であらうといふ說もある〔通釋〕。

退却した皇軍は記に自二南方一廻幸とあるが如く、再び海に出で、陸岸に沿うて南下し、紀國竈山に到着したが、五瀨命は負傷の爲に遂に薨去せられた。之に關する紀記の叙述は、多少語句に相違があるのみで、ほゞ一致して居る。卽ち

〔紀〕　五月丙寅朔癸酉、軍至二茅渟(チヌ)山城水門一　亦名山井水門　時五瀨命矢瘡痛甚、乃撫レ劍而雄誥之曰、慨哉(ウレタキカヤ)大丈夫(ニシテ)被レ傷二於虜手一、將二不レ報而死一耶、時人因號二其處一曰二雄水門一、進到二于紀伊國竈山一而五瀨命薨二于軍一、因葬二竈山一

此一條中にも地名の所由說明が、紀には一つ、記には二つ含まれて居る。御手の血を洗はれたので血沼海と號くといふ說〔記〕は、血の海となつたから、チノウミといふべきを、チヌウミと轉呼したといふ意味と思はれるが、——海中の出來事とせられて居る以上、血の沼の意ではあるまい——萬葉集には陣奴乃海〔七卷〕、血沼之海〔十一卷〕ともあるから、チヌノウミと稱へたものとせねばならず、茅渟縣〔崇神紀〕、茅渟池〔垂仁紀〕、茅渟宮〔允恭紀〕などゝもあり、右に引用した紀の文にも茅渟山城水門とあるから、チヌは茅野の意で、泉郡〔欽明紀〕の南に位する地域をいひ、其前面の海なるが故にチヌの海と稱へたものとすべきで、血といふ語だけで說明することは出來ぬ。

雄誥(男建)によつて雄(男)水門の名を得たとする說明も、ヲ一音の外にはかゝり合がない。ヲの水門は和名抄の和泉國日根郡呼唹(乎)郷、卽ち今の泉南郡雄ノ信達村大字男里及尾崎村を流れる尾里(ヲノサト)川の河口をいふのであるが、紀に其前名を茅渟山城水門または山井水門と稱したとあるのは、地物によつて與へられた名稱であらう。記には紀國男之水門とあるが、其は誤傳ではなく、理由のあることである。紀國は本來キ(木)族の占住地といふ意を以て負はせた名で、紀伊川流域を本原とすることはいふまでもないが、國境制定以前は、今の和泉國の南部も之に含まれて居たから、――孝德朝紀國兄山を以て畿內の南界と定められたとあるのが現在の境界で、セの山は金剛山から西走する支脈(雄山(ヲノ)とも稱へる)、卽ち山脊の謂である――鳥取河上(和名抄和泉國日根郡鳥取鄕、卽ち今の泉南郡東西鳥取村)に宮居せられた垂仁天皇の御子をもイニシキ入彥と申上げたので、イは接頭語、ニシキは西紀の意である。恐らくは河內漢(アヤ)を西漢とも稱したやうに、大和在住の

官（ツカサ）に供せしむとし、同年四月大鳥郡をも加へて始めて和泉監を置かれたとあるから、短時日ではあるが、紀の編纂中にチヌといふ行政地域の名が存したことは疑がない。然るに紀國は必ず孝徳朝以後の境域ならざるべからずとし、後の和歌山城下に雄町(今の同市湊町及小野町)といふ字のあるのを奇貨として之を雄水門に擬するものがあるが(地名辭書)、紀の所傳に號二其處一曰二雄水門一とある其處は文脈から推しても常識から考へても、山城水門以外の一地と見ることは不可能であるから、茅渟の一地とせざるを得ぬ。

紀に慨哉此云二于黎多棄伽夜（ウレタキカヤ）一、撫劒此云二都盧耆能多伽彌屠利辭魔屢（ツルキノタカミトリシマル）一と訓註してあるのは、古言の名殘と見るべきで、記の傳承とは多少相違して居るけれども、

尙編者の潤色ではなく、古傳の斷片であつたことを證するものである。ウレタキはウレヒ(憂)の語幹ウレにイタキ(太)を連結した形容詞の一活用形態で、深憂の謂であるから、大息を意味する慨の字をあてたので、傳のタカミ取シマリが劒欛緊握の意なることは、前篇第三卷(三三頁)に述べた通りである。

五瀨命は記には男タケビの後、此水門に於て絶命せられたかのやうに叙述せられて居るが、紀には竈山御到着後に薨去せられたとある。孰れを正しとも決しかねるが、或は航海中に凶變が起つたのではあるまいか。竈山に陵墓を設けたといふことは紀記の一致する所で、諸陵式にも竈山墓、彥五瀨命、在二紀伊國名草郡一、兆域東西一町、南北二町、守戸三烟とあり、神名帳にも名草郡に竈山神社をあげて居る。カマ山は今の官幣大社竈山神社所在地(海草郡三田村大字和田)の名稱であるが、恐らくはカミ(神)山の轉呼で、陵墓所在地なるが故に此名を負はせたのであらう。或は神社は別地にあつたのを後日此處に移したといふ說もあるが〔續風土

圖會」、地形によつて察するも、今の和歌浦は河口に當つて居たやうであるから、皇軍の舟隊は此水門に繫泊し、五瀨命の葬儀を營んだものと思はれる。ワカの浦といふ名號も此皇子のワカ(ハカの原語)、即ち陵墓の所在地といふ意から出たのであらう。

紀には神武天皇を皇太子として、日向出發前から諸皇子の上に立たせられたものとし、孔舍衙の敗戰後に於ける南下迂廻の策も、其沖衿から出たかのやうに叙述して居るのであるが、事實に於ては御兄五瀬命が總帥であらせられたことは既述の通りで（六—一二三頁參照）、其薨去の後、之に代はられたもの丶やうである。されば記には之を表示する爲に、特にこ丶に天皇の御名をか丶げ、次の如く叙して居る。

故神倭伊波禮毘古命、其所（トコロ）より廻（メグ）り幸（イデ）まして、熊野村に到（キ）ましし時、大熊髮（クマカミ）出で入りて卽ち失せにき。爾に神倭伊波禮毘古命倐忽（ニハカ）に遠延（ヲエ）まし、及（マタ）御軍皆

遠延て伏りき

此は次々に說明するやうに、竈山から熊野村といふ地に進出せられ、クマ族の酋長の頑强なる抵抗に逢うて、皇軍が困憊の極に達したことを意味するもので、文面から見ても、熊野村は竈山を距ること遠い土地であるとは考へられぬ。紀にも亦

六月乙未朔丁巳軍至二名草邑一、則誅二名草戸畔者一、遂越二狹野一到二熊野神邑一、且登二天磐盾一、仍引レ軍漸進

とあり、名草（竈山所在地）から狹野を超えて、熊野神邑に出たといふのであるから、陸路行進と解するのが至當である。然るに此書は前篇第六卷（二三四頁以下）に詳論したやうに、皇兄イナヒの命がワダツミ（海住）の國に就き、ミケヌの命が常世國に渡られた事實を入水の意と曲解して、天磐盾から熊野の荒坂津に至るまでの間の出來事とし、其結果天皇御父子のみが生殘せられたと說いて居る。卽ち

この一節が挿入せられた爲に、右の兩地間の海面を渡航したかのやうな印象を與へ、後の學者を誤らしめた。否、編者自身も紀伊南岸を迂航したものと解釋した形跡すら見えるが、訛傳として之を除き、上の「引軍漸進」から次の文へ續けて讀むと、極めてよく筋が通るやうである。

至二熊野荒坂津一亦名丹敷浦、因誅二丹敷戸畔者一、時神吐二毒氣一、人物咸瘁、由レ是皇軍不レ能二復振一

即ち名草を出發して後皇軍の活動したのは熊野と稱する地方で、天磐盾及荒坂津（丹敷浦）も其中に包括せられて居たものと思はれる。此熊野については從來神名帳に紀伊國牟婁郡熊野坐神社及熊野早玉神社とある地域をいふものとし、其沿岸

の一地點に上陸せられたと解して怪まず、後記の如く今の三輪崎、新宮附近また は南北牟婁郡中の一地點を以て之に擬して居るのであるが、上古のクマヌは遙に廣い地方的總稱で、國造本紀にも紀伊國に次いで熊野國をあげ、――成務朝に饒速日命五世の孫大阿斗足尼が國造に定められたとある――神代紀一書にイザナミの命を葬つたとある紀伊國熊野之有馬村は、前篇第二卷（七四頁以下）に論證したやうに、後の名草郡有眞郷（和）をいふものゝやうである。されば和名抄にも郷名としては擧げられて居らぬのであるから、熊野といふ名號だけでは地點を決定する根據にならぬのみならず、潮岬を迂廻して東海岸に出られたとは信ずべからざる理由がある。卽ち

（一）竈山から大和の宇陀に出るには、紀の川（吉野川）を遡航し若くは之に沿うて行進するのが順路でもあり、且捷徑である。若し此易道を棄て、風浪の險を以て名高い熊野洋を迂航して上陸地點を求めたとすれば、紀の川筋の土豪

行動は無益で、殊に遠征軍に取つては一兵の損傷をも避けねばならぬのに、一女酋を誅する爲、態々名草邑に進軍せられた筈がない。

（三）熊野神邑または熊野村が新宮方面であるとすれば、名草（または竈山）から水路を取られたものとせねばならぬが、紀記には少しも其趣があらはれて居らぬのみならず、九十海里の長航程を無寄泊で直航することは出來ぬから、泊を重ねた筈であるのに、其についても何等所傳がない。從來紀に掲げた兩皇兄の入水を以て渡航の證據として居るやうであるが、其は上記の如く明に訛傳であるのみならず、假に史實と認めるにしても、其は天磐盾と荒坂津との中間の事變とせられて居るのであるから、天磐盾登臨の前に到着せられた

熊野神邑が紀伊東岸にあるべき理由がない。或は之を錯簡とし、遂越二狹野一の上に移して解すべきであると强辯するものがあるかも知れぬが、若し此の如き解釋が許されるものとすれば、日向國以來の御航海中いづれの部分に置かへてもよい筈で、紀伊海岸に限るとすべき理由がない。

(四) 新宮方面から大和の宇陀に出るには、十津川を遡航するにしても、大臺原または高見山を踏破するにしても、非常の險難を凌ぐことを要し、今日でも大軍の行進に適する地勢ではないから、縱ひ良嚮導者があつたとしても、皇軍が殊更に此徑路を選んだとは考へられぬ。

(五) 右の如き大迂路を取つたとすれば、當時の海陸交通狀態から推測しても、長時日を要した筈であるのに、紀には六月二十三日名草戶畔を誅し、八月二日には既に宇陀到着とあり、此間僅に三十九日に過ぎぬ。此日附は勿論信を置くに足らぬが、其年內に大和の大部分が平定したとあるのであるから、其

たのは、本宮新宮那智三山が中世以降修驗道の靈場として有名になり、吉野といへば櫻の名所と早合點するものがあると同樣に、クマヌが三山地方の獨占稱呼と了解せられるやうになつたからで、好事のものが神武紀に據つて後世の地名を牽強し、或は遺跡を僞造したが爲に迷誤は一層深くなつたのである。今日の國史家も尚之を根據として舊說を陋守して居るやうであるが、宣長も指摘したやうに、往昔三山地方の人口は極めて稀薄であつたと見え、和名抄にすら牟婁郡全部即ち今の和歌山縣東西牟婁郡及三重縣南北牟婁郡を通じて、僅に五鄕をあげて居るのみであるから、――其中二鄕は明白に西牟婁郡(西岸)に屬する――遺跡と稱せられる地點が神武天皇時代から存續したものとは、常識上考へられぬのみならず、

其推定又は擬定の根據は甚不確實なものである。左に其二三例をあげる。

狹野。　今の東牟婁郡三輪崎町大字佐野を之に擬して居るが、其根據とする所は萬葉集三卷に、「苦しくも降り來る雨か神之崎狹野乃渡に家もあらなくに」とある歌で、神之崎はミワのサキとも訓み得、實朝の歌にも「ミワの崎佐野の渡の雨の夕ぐれ」とあるから、三輪崎の佐野は舊地で、神武天皇の遺跡であらねばならぬといふのであるが、神之崎は神崎（カムサキ）（神前）と同じく、紀記風土記等の古典を始め、和名抄にも數ある郡名鄕名であるが、ミワノサキと訓したものは一つもなく、狹野（佐野）も諸國に普き地名であるから、――神武天皇の御前名も狹野尊と申し上げた（六―一二八頁）――神之崎狹野とあるだけでは、東牟婁郡三輪崎をいふと斷定することは出來ず、同地の佐野は狹野乃渡といふべき地形ではない。尠くとも長忌寸奧麻呂の歌には此地で詠じたといふ證跡はなく、鎌倉右大臣の歌は實詠ではないから問題にならぬ。遂越二狹

根據は磐盾謂ニ磐石自成ㇾ盾、神藏山今見然〔通證〕といふにあり、丘頂に巨石のあるのは事實であるが、熊野神邑が今の新宮町であるといふ前提の許されぬ限り、肯定することの出來ぬ説である。神倉（神藏）はホクラ（神庫）の意であるから、恐らくは早玉神社の舊社祠であらう。麓の一小祠を渡御前といひ、神武天皇を祭り、行宮の遺跡なりとするものもあるが〔通釋〕、勿論後世の假託である。

荒坂津 亦丹敷浦。 ニシキ浦といふ地名によつて荒坂津を物色し、或はアラサカまたはその類音を名とする地點から丹敷浦を擬定して居るが、諸説尚一致せず、左記の地點が問題に上つて居る。

（イ）西牟婁郡富二橋村大字二色浦（串本町の西方）

（ロ）東牟婁郡那智村大字濱宮の海面、俗稱錦の浦此兩地には丹敷戶畔の冢又は祉があると稱する。

（ハ）同郡三輪崎町。――荒坂山といふ地點がある。

（ニ）南牟婁郡二木島浦。――明治二十年附近數村を合はせて荒坂村と改稱した。――灣口東角の英虞子神社には三毛入野命を祭り、西角室古神社には稻飯命を祭ることを以て證として居る。

（ホ）北牟婁郡錦村（和名抄志摩國英虞郡二色鄕）

右の如く異說の多い所を見ても、確實性の乏しい證據とせねばならず、兩皇兄の神社の如きは、神武紀の所說が訛傳であるとすれば問題にならぬ。後記の如くニシキは本來族名であるから、志摩國其他に此名の地點があるのは怪しむに足らぬことで、其故を以て丹敷戶畔の遺跡と斷定するのは、ヤマトと

くしも紀の熊野神邑は左記の想定の範圍内に於て物色せねばならぬ。

(一) 名草から狭野と稱する原野を越えて、陸路進出し得られる地點であらねばならぬ。

(二) 其城内にある荒坂津(丹敷浦)には丹敷戸畔といふものが古據して居たとあるから、ニシキ即ち西紀地方(第七八頁)に接續するものと推定せられる。

(三) 荒坂津は荒坂といふ名の津を意味するが、海岸でないことは傳說面によつても明白であるから、河津をいふものとすべきで、紀の川又は其支流に沿うた一地點と思はれる。

右の如く限定するに於ては熊野神邑は紀の川の南方、名草以東の地に存したも

のとせねばならぬ。後日開發に伴ひ呼稱も革まり、熊野と稱へぬやうになつたので、紀の編者も疑念を懷いて之を糊塗したやうであるが、クマヌが今日了解せられて居るよりも遙に廣い區域の總稱であつたことは上記の通りで、クマ(熊)族の占住地といふ意を以て負はせた名である。我國の地名は地勢、地形、地物から出たものが多きを占めて居るが、氏(種)族名を負うたものも少くはなく、之に國、郡、村、里、野等をそへて地名なることを表示した。此方面に於てもキ(木)族の占據地を紀國といひ、アマ(海人)族が割據した部分は海部郡と呼ばれ(和)、エシといふ種族――エゾ(蝦夷)と同語、エミシともいふ――の占めた野がエシヌ(吉野)で、クマ族の蕃息地はクマ野と稱せられたのである。されば共限界は截然たらず、時代の變遷に伴ひ消長のあつたのは當然のことで、キ(木)族及アマ(海人)族が來住する以前に於ては、高山を以て取圍まれた吉野の外側は、北方を除き、盡くクマ野であつたことも有り得べきである。されば後の名草郡有眞郷(和)が紀の一書に

此見地を以て竈山以後の皇軍の行動に關する紀の叙述を讀めば、極めて釋然たるものがある。即ち先づ名草邑に赴いて名草戸畔を誅したとあるのは、此女酋が歸順を肯んじなかつたからであらう。名草はキ(木)族の本據地となつた地方で、後日の名草郡(和)にあたり、戸畔は此云二妬鞞(トベ)一と訓註せられ、トメの轉呼で、トはトミ(富)、トヨ(豐)等の原語、メは女の意であるから、女性の敬稱なることは疑なく、居住地を以て稱呼としたのであらうが、其邸宅の所在は判明せぬ。但し竈山を距ること遠からぬ地であつたことは疑なく、其南方約三千米の丘陵は今も名草山と呼ばれ、其東麓の安原村に名草彦名草姫の社(式外)があるから、恐らくは其界隈がナクサといふ名の本源であらう。

此地から熊野神邑に出る爲に越えたとある狹野は字の如く狹小な野の意とも、榮野の義とも解釋せられるが、名草を安原村と假定すれば、其より龜川村を經て山東村に至る平野が——陸地測量部二十萬分の一圖に熊野街道とある——地理上之に概當するもの丶やうである。東西山東村は和名抄の伊太杵曾及津麻鄕にあたり、伊太祁曾神社及津麻都比賣神社(式)の所在地で、早く開けて居たことは疑がない。若し然りとすれば、其處を過ぎて進出した熊野神邑の所在もほゞ推定することが可能で、後の那賀郡貴志庄界隈と思はれる。神邑と稱したのはカミ即ち首長の占住地なることを意味し、和名抄に神戸鄕とあるに當り、現今東西中貴志三村に分れ、神戸(カウドと稱へる)といふ名は中貴志村に殘つて居る。同村に國主といふ大字があり、産土神を國主社と稱する所を見ると、キシはクス(國主)に通じ、——今ではクニヌシと稱へて居るけれども——コシとも呼ばれた前住民、即ちクマ族の占據地であつたことが立證せられる。



A 雄之水門
B 上陸地點
C 名草戸畔の根據地
D 狹野
E 熊野神邑
F 荒坂津
主力徑路
舟隊航路

天磐盾について釋紀に天者例文、磐者常磐堅磐之義、盾者干櫓之屬云々、然則舟中所レ安之大楯也と說いたのは勿論妄誕であるが、謂ニ磐石自成一レ盾とする通證の說も不穿鑿である。其義ならば盾磐といはねばならず、又磐の盾のある山を表示せんとならば、山、丘、峰等を添付することを要するから、此盾はタケ（嶽）の音便タテに充てた假字で（六—一四二頁）、——武の意のタケに建の字を充當するのもタケとタテとが相通ずるからであらう——磐盾は巖石突兀たる山嶺を意味するのではあるまいか。之に登攀せられたのは地勢觀望の爲なること勿論であるが、今も貴志地方に之に相當する山丘があるか、或は其名を傳へて居るか、其地の人士の教を乞はねばならぬ。

荒坂津といふ名も消滅したが、上記の地理より推せば貴志川（野上川）と紀の川本流との會合點附近であらねばならぬ。此地は和名抄の那賀郡荒川郷に屬し、今も安樂川村といひ、隣地龍門村にも荒見（アラ回の謂か）といふ大字があるから、

汀をいひ、必しも海濱なるを要せぬ――とも稱へたとすれば、西紀氏族が占住したからで、其族長たる女性がニシキ戸畔(トベ)と稱したのは當然のことである。神武天皇が之を誅戮せられたのは、皇軍に反抗して其進路を遮つた爲で、天皇が陸路を取つて此地に進出せられたのも、必しも捷路であるばかりではなく、此やうな障碍を除く必要があつたからではあるまいか。恐らくは舟隊は和歌浦から流を遡り、此地點で本軍と會合する豫定であつたのであらう。

記には此間の記事が缺けて居るが、竈山から廻幸せられたとある熊野村が熊野神邑にあたることはいふまでもなく、さればこそ其カミ(首長)が神出鬼沒したことを、大熊髮出入卽失と敍述したので、クマカミが熊神卽ちクマ族の首長(カミ)を意味

することは勿論である。熊髮といふ字を充てたのは貶黜の意を寓したので、出雲風土記にも足神（タリカミ）を鳥髮とかいた例があり（四—一六頁）、カミといふ語が、神祇の外に首長の義にも用ひられることは前篇第二卷（二三〇頁）に詳述した通りである。然るに先學之を察し得ずして髮を髣に改め、上に髣の字脫としてホノカニと訓し（山田以文校本）、宣長は髮を從山の誤寫と推定したが、紀には上揭の如く神邑といひ、次にも神吐二毒氣一人物皆瘁とあり、記にも其熊野山之荒神とあるから、カミが首長の謂なることは明白である。吐二毒氣一も出入卽失も共に文飾で、奇襲を以て皇軍を惱ましたことをいひ、之が爲に奔命に疲れたといふ事實を、人物咸瘁、由レ是皇軍不レ能二復振一とも、爾神倭伊波禮毘古命倏忽爲二遠延一及御軍皆遠延而伏とも叙したのである。ヲエのヲはヲヘ（終、盡）の語幹と同原で、ヱと轉呼しては飢の意となり、ウヱとも發音せられるが、爰では活用語尾エを添付して體力消盡、疲憊困頓の意を表示したのである。さりながら原義はヱ（飢）と同一であるので、

リを用ひる方が當を得て居る。

叙述が簡略であるので、皇軍の損傷の程度は判明せぬが、背後からクマ神の襲撃に逢うたものとすれば、下流に向つて退却するの外はなかつたであらう。幸に援軍が現はれたので、士氣を挽回したといふことを、紀には次の如く潤色して叙述して居る。

時彼處有レ人、號曰二熊野高倉下一、忽夜夢、天照大神謂二武甕雷神一曰、夫葦原中國猶聞二喧擾之響一焉、宜二汝更往而征一レ之、武甕雷神對曰、雖二予不一レ行而、下二予平レ國之劔一、則國將二自平一矣、天照大神曰、諾(ウベナリ)、時武甕雷神登(スナハチ)謂二高倉下一曰、予劔

號曰ニ韴靈（フツノミタマ）ー、今當レ置ニ汝庫裏ー、宜三取而獻ニ之天孫ー、高倉下曰ニ唯々ー而寤之、明旦依ニ夢中敎ー開レ庫視之、果有ニ落劔ー、倒立ニ於庫底板（シキイタ）ー、卽取以進之、于レ時天皇適（ヨク）寐、忽然而寤之曰、吾何長眠若レ此乎、尋（ツイデ）而中レ毒士卒悉復醒起

高倉下は次の兄倉下弟倉下の訓註に、此云ニ衢羅餌（クラジ）ーとあるから、クラジと訓み（下はシの假字）、クラチ（倉主）の音便と見るべきで、高クラジは高い倉の主の謂であるから、富裕の表示とも了解せられるが、上代の社會組織によれば、各集團は共同の倉庫を有し、集團長が其管理に任じたものゝやうであるから、稻置と同樣にカバネの一種として（三一一九三頁）、クラジ（クラチ）といふ稱號が用ひられたのであらう。熊野といふ冠稱が誤傳にあらずとすれば、神邑附近の土豪と見なすべきであるが、夢に天神の神託を受けたと說かれて居る所を見ると、高天原の人とせねばならぬ。舊事本紀に之を饒速日命の兒天香語山命の一名としたのも理由のないことではなく（第二一一九頁參照）、其別名を手栗彥とし、異母妹穗屋姬を妻と

から皇軍の水師と共に迴航來援したのであるかも知れぬ。

　夢裏に見た劍が實在したといふ事も奇怪であり、且武甕槌神は前篇第五卷(九五頁)に述べたやうに理想の軍神であるから、實物の劍を携へたといふのも矛盾である。されば此夢物語は、記にも高倉下自身の口から演述せしめて居るけれども、後日の脚色と見るべきで、――其が物部連家の傳承であつたと思はれることは第七章(二一八頁以下)に述べる――原說は新銳の援軍を得て兵勢が再び振興したといふことを、神劍の威德により昏睡から醒めたかのやうに、神秘的に敍述せられたのであらう。記の所說の一半は之を語るものである。即ち

　此時熊野の高倉下、一横刀(タチヒトツ)を齎(モ)ちて天つ神の御子の伏りませる地(トコロ)に到(キ)て獻る時、

天つ神の御子卽ち寤(サ)め起きまして、長寢(ナガイチネ)つる乎(カモ)と詔りたまひき。故その横刀を受取りし時、其熊野山の荒神(アラブルカミ)おのづから皆切り仆(フ)せられしかば、その惑(ヲエ)伏(コヤ)れる御軍悉く寤め起きてき

長寢は紀の長眠にあたり、寢はイヌ（夜睡(イヌ)）と訓むが、助語を介してイヌヌル、イモヌル、イハヌルともいひ得るから、こゝでは次の乎につゞけて、ナガイヲネツルカモと訓するを可とし、紀の舊訓にナガイシツルとあるのは誤りで、イ一音には眠又は寢の意はない。――これは語義論に亙るが、誤解の根が深いから一言するのである――惑伏は上に遠延而伏とあるに當るから、ヲエコヤレルと訓むのであらうが、紀に之を中毒と譯し、アヤシキイキニアタルと訓したのは不當で、古言には毒に相當するものがないから、上掲の吐二毒氣一をアヤシキイキヲハクと意譯することは尙可なりとしても、氣の字を除いて毒一字をアヤシキイキと訓むべき理由がない。中毒は漢文式潤飾であるが、强ひて訓を施すとせば、二字を合は

之を放任した咎はないから、記に其熊野山之荒神自皆爲二切仆一とあるやうに、誅戮を加へられたものとすべきであらう。同書には之に次いで更に左の如く叙述して居る。

故天つ神の御子その横刀を獲たる所由(コトノヨシ)を問ひたまひしかば、高倉下答へ白ししく、己が夢に、天照大神高木神二柱の命以ち、建御雷神を召して詔りたまはく、葦原の中國は伊多玖佐夜藝帝阿理祁理、我が御子等不平(ヤクサミ)坐すらし、その葦原の中國は、專ら汝(イマシ)が言向し國なれば、汝建御雷神降るべしと詔りたまふ。爾ち答へ曰さく、僕は降らずとも、專ら其國を平げし横刀あれば是刀を降すべしと白す。此刀の名は佐士布都神、亦の名甕布都神、亦の名布都御魂、此刀は石

上神宮に坐す也。此刀を降さむ狀は、高倉下が倉の頂(ムネ)を穿ちて其より墮し入れむ。故阿佐米余玖、汝(イマシ)取持ちて天つ神の御子に獻れと云(ツ)げし故に、夢の敎のごと、旦(アシタ)己が倉を見れば、信に横刀ありき。故この横刀をもちて獻るにこそと白しき

此一節は上記の如く後日附加せられたもので、原話ではないと思はれるが、紀にも上揭のやうに之を漢譯し、多少の取捨を加へ、順序を變更して收錄して居る所を見ると、相當に起原の古いものであらう。記傳には自其墮入の次に十數字を補うて居るが、其は建御雷神の答白を墮入までかゝるものと誤解した爲で（卷末原文參照）、紀の文と對照するに可レ降ニ是刀一までゞ終つて居るので、——紀の譯文には其次に則國將ニ自平一矣、天照大神曰諾、時武甕雷神登謂ニ高倉下一曰の二十三字が介在して居る——以下は夢中の高倉下に告げた言葉であるから、最初に己夢云とある「云」の字を獻ニ天神御子一の次に移して讀めば語脈はよくつゞくのである。此こ

ふ句は古言の斷片であるが、いふまでもなく過去叙法であるから、現狀を表現するには不適當で、語格が崩れ始めたころに無考察に引用せられたものと見るの外なく(五―四三頁)、此部分が後日の附說であることの一證である。眞福寺には祁理を那理とし、紀には聞二喧擾之響一と譯して、此云二左揶霓利奈離一と訓註してあるが、ケリナリといふ活用形態はないので、宣長は奈離は氣離の誤記としたが(記傳一三)、其は此サヤギテアリケリが既に誤用であるといふことを覺らずして、之に準據したのであるから論ずるに足らぬ。右の外奈離の二字を衍とし(通釋)、或はナリサヤゲリの顚倒とするものもあるが、恐らくはケリはケル(連體法)の古い形態で、こゝはサヤグルナリ卽ち口語のサワイデ居ルノデアルといふ意であらう。

劍を神格化してフツのミタマ（布都御魂、韴靈）又は佐士布都神、豐布都神と稱へたのは、後日石上神宮に奉齋せられたからで、サジはサシ（刺）の音便、トヨ（豐）は美稱で、フツは秀出（ホツ）の義から利劍の威力をいふに用ひたのである（五―九九頁）。之を倉の頂から落し入れたといひ〔記〕、或は底板（シキイタ）に倒立して居たとあるのは〔紀〕、文飾上の相違に過ぎぬが、倉內に底板（床）を張るやうになつたのは後世のことであるから、同じく插話であるとはいへ、記の所傳の方を古い形とせねばならぬ。アサメはヨメ（夜目）卽ちイメ、ユメ（夢）に對立する語であるから、よく目寤めてといふ意を以て、アサメヨクと云うたのであらう。――サメ（寤）といふ語も或はアサメの約ではあるまいか。

以上論述したやうに、神夢の一段が後人の附說と思はれることの外、竈山の斂葬から高倉下來援までは、悉く正確なる史實と見るべきもので、唯紀記編纂撰錄

（一）皇軍は和歌浦（當時の紀之川口）から二隊に分れ、水軍は河流を遡つて航行し、主力は天皇の親率の下に抵抗を撃破しつゝ陸路貴志川の溪谷に出で、荒坂津（安樂川村）に於て舟隊の來航を待ち合はせた。

（二）陸行部隊の行動は、先づ安原村に於て名草戸畔を誅した後、龜川村、山東村を經て、那賀郡貴志村に出で、其より貴志（野上）川と紀の川本流との會合點に向つたのであるが、丹敷戸畔と稱するものが其前道を遮つたので之を討滅した。

（三）皇軍通過の際は遁避した貴志村（熊野神邑）の酋長は、安樂川村の陣營に奇襲を試み、之が爲に皇軍は頗る危殆に瀕した。

(四) 紀之川下流の一地に先住した高天系の豪族高倉下と稱するものが、皇軍の來着を耳にして來援したので、――恐らくは遡航の水軍と共に――皇軍の士氣は再び振興した。

舟隊の來着後、荒坂津に於て戰備を整へ、紀の川を遡つて大和に向け進發せられたので、一般に信ぜられて居るやうに紀伊東岸に渡航せられた形跡は絕無である。之に關しては次章以下に於て更に說述する。

概說——嚮導者ヤタガラス——皆將アキ——阿陀の鵜養——吉野首——國樔——土阿の穿——紀の所說

策戦の主目標は、既述の如く饒速日命の根據を覆すことにあつたのであるから可能なる限り捷路を求めたのは當然のことで、生駒越に失敗して大和川筋から撤退せざるを得なかつたとすれば、淀川を遡り、木津川を經て奈良方面に侵入するか、或は更に進んで名張川に沿ひ月の瀨(山邊郡)に出るか、然らずば紀の川を遡り、吉野を經由して宇陀郡方面に向ふ道筋を取るか、いづれか其一を選ばねばならぬ。皇軍が淀川水路を捨てゝ南下するに至つた理由は明示せられて居らぬが、——所傳の如く旭日を負うて戰ふ爲ならば、山邊添上方面から向つてもよい筈で

あるから、其は後人の追加的説明とせねばならぬ――尠くとも當時の事情が之を不可としたものと思はれる。されば剩す所は紀の川筋のみであるから、熊野のニシキ（西紀）の浦卽ち今の那賀郡安樂川村附近から流を遡り、若くは其岸を辿つて進軍したことは當然で、記には其道筋が明記せられて居る。然るに紀編纂當時には安樂川方面はもはや熊野とは稱へなかつたので、疑惑を生じたらしく、之を糊塗する爲に、二皇兄入水の一條を挿入して外海航行を諷示し、吉野川筋通過を莵田御到着後の巡幸であるとして、順序をかへて記述したので、進軍徑路が頗る曖昧になつた。後の學者無考察に此錯誤を蹈襲し、宣長の如きは其金科玉條とする古事記の所説をすら非なりとして、「是は後に別に幸行（イデマ）せる時の事なりしが、混ひつる傳へならむかし」といひ、紀の川遡行を否定して居るけれども、其は上文に背ニ負日一とあるのを唯一の證據とするもので、理由がないことは既に通釋に論破した通りである。此書の著者（飯田武郷）が大和入の道筋について、新宮から本宮方

入水が挿話であることを看破し得なかつた爲であらう。

紀の編者は右の如く故意に序列をかへて記述したけれども、決して古傳を改竄廢棄することなく、脈絡の亂れることをも意とせずして、竈山から荒坂津に至るまでの軍事行動を收錄し、吉野川筋行進の記事をも保存したので、古事記の所説と照合して進軍の徑路を明にすることが出來たのである。以下に説く所は荒坂津から大和の宇陀に至る道筋で、上述の理由により記に基いて説述し、隨所に紀の所説を參酌することにする。記には先づ嚮導者八咫烏の出現を説き、次の如く叙述して居る。

是に亦高木大神の命以ち覺し白しけらく、天つ神の御子此處より奥つ方に莫(ナ)入(イリ)幸(マ)しそ、荒ぶる神甚(イト)多かり。今天より八咫烏を遣はさむ。故その八咫烏引(ミチ)道(ビキ)なむ。其(シ)が立たむ後(ウシロ)より幸行(イデマ)すべしと白しき。故その敎のまにまに其八咫烏の後より幸行せば、吉野(エシヌ)河の河尻に到りましき

紀には上記の如く吉野川筋御通過を後日の巡幸として居るので、此一節の譯文にも次のやうに多少の取捨を施して居る。卽ち

既而皇師欲ㇾ趣二中洲一、而山中嶮絶、無三復可ㇾ行之路一、乃棲遑不ㇾ知三其所二跋渉一、時夜夢天照大神訓二于天皇一曰、朕今遣二頭八咫烏一、宜三以爲二鄕導者一、果有二頭八咫烏一、自ㇾ空翔降、天皇曰、此烏之來、自叶二祥夢一、大哉、赫矣、我皇祖天照大神、欲三以助二成基業一乎、是時大伴氏之遠祖日臣命、帥二大來目一督將元戎(トシテ)、蹈ㇾ山啓行、乃尋二烏所一ㇾ向、仰視而追ㇾ之

兩傳の相違の最も重要な點は、記に高木大神が奥地侵入の不可なることを警告し

すれば、山中嶮絶といふほどの地形ではないから、恐らくは熊野川方面からの進軍を想像に描いて、此形容を用ひたのであらう。從つて於二奥方一莫レ使二入幸一というては抵觸の嫌があるので、之を除いたのではあるまいか。さりながら嚮導の必要は、椎根津彦の例によつても明なるが如く(第五〇頁)、必しも山地のみに限らぬことで、水路又は沿川行軍に在つても、其有無は行程に至大の關係があり、ことに大軍を率ゐて未知の地を跋渉するに當つては、無用の衝突を避ける爲に、一應沿道の豪族等の了解を求めることを可とした筈であるから、記の所說の如く熊野村に於て適當なる嚮行者を求めたものとすべきであらう。之に任じたものは記に八咫烏とあり、紀は頭八咫烏として、自レ空翔降とも、其向ふ所を仰視而追之とも

あるが如く、如實の烏として叙述し、和名抄にも歴天記云、日中有㆓三足烏㆒、赤色、今按文選謂㆓之陽烏㆒、日本紀謂㆓之頭八咫烏㆒、田氏私記云、夜太加良須とあり、太陽中に棲む靈鳥であるかのやうに說かれて居る。さりながら記に從へば之をヤタカラスといふ名の人物としても少しも差支はなく、古語拾遺には賀茂縣主遠祖八咫烏者奉㆑導㆓宸駕㆒とあり、紀にも後段に於ては頭八咫烏亦入㆓賞例㆒、其苗裔卽葛野主殿縣主部是也として(第二六五頁)、實在人の列に入れて居る。ヤタカラスは共通稱で、本名をタケツヌ(タケツノ)ミの命と稱したことは左記二書の記事によつて明白である。

〔山城風土記〕　可茂社、稱㆓可茂㆒者、日向曾之峯天降坐神、賀茂建角身命也、神倭石余比古之御前立坐而、宿㆓坐大倭葛木山之峯㆒、自㆑彼漸遷至㆓山代國岡田之賀茂㆒隨㆓山代河㆒下坐、葛野河與㆓賀茂河㆒所㆑會至坐、迥見㆓賀茂川㆒而言、雖㆓狹小㆒然石川淸川在、仍名曰㆓石川瀨見小川㆒、自㆓彼川㆒上坐、定㆓坐久我國之北山基㆒、從㆓

〔姓氏錄〕（山城神別）　鴨縣主ハ賀茂縣主ト同祖、神日本磐余彥天皇（諡神武）欲レ向ニ中洲一之時、山中嶮絕、跋渉失レ路、於レ是神魂命孫鴨建津ノ身命、化ニ如大烏一翔飛奉レ導、遂達ニ中洲一、時天皇嘉ニ其有功一、特厚褒賞、八咫烏之號從レ此始也

右によれば此人物は葛木の賀茂氏即ち味耜高彥根系に屬し、早く皇室に歸順したものとせねばならぬ。されば こそ紀に頭八咫烏としたので、頭はカミと訓み、カモ（賀茂）に通ずるのである。從來八咫を頭部の大さを示す尺度なりとし、其故に此語を冠したと說いて居るが、假に禽鳥の大小を頭部で測る古習が存したとしても、嘴から後頭までの長さをいふか、或は頭頂より頸の附根までをいふか曖昧であるのみならず、言葉にあらはれぬ文字を以て或る意味を表示するやうな記錄法

が存したとも思はれぬ。

姓氏錄に化如二大烏一とあるのは、紀に準據したものと思はれ、山城風土記に日向曾之峯天降神としたのは荒唐無稽のやうであるが、神ムスビの命の後なるが故に、天神と誤解せられたので、他にも例のあることである（五―二〇八頁、六―一一四頁）。其名のタケは美稱で武勇を表示し、ツヌ（ツノ）も亦角杙神、角刺宮の如く用ひられる美稱、ミは御身を約した敬稱であるから（二―一八九頁）、其歿後の謚號で、生前の通稱はヤタカラスであつたのであらう。之を八咫烏と書いたのは借字に過ぎず、ヤタは地名で、恐らくは大和國添下郡矢田鄕（和）をいひ、カラスはクラシの轉呼で、上記の高倉下及後出の兄倉下弟倉下と同じく、倉主卽ち小集團の首長の謂と思はれる。此名號によれば饒速日命の根據地なる鳥見の隣地の一土豪とすべきで、長髓彥討伐の案內者としては最も適任といはねばならぬ。天皇に隨身した機緣は詳でないが、或は草香の役に於て皇軍に降參したものとも、長髓彥の爲

し、此場合にも靈驗を示したと說いたことは有り得べきである。然るに紀の編者が無考察に天照大神と改めたので、傳說の妙趣を失ひ、且頭八咫烏をも高天原に棲む如實の鳥とせねばならぬやうになり、自ら空翔降と潤色したのであらう。

右によれば八咫烏の原話は、事實の有無はともかくも、木族乃至賀茂氏の光榮を誇るために語り續がれたものと思はれるが、同樣に紀の文中「是時大伴氏之遠祖」以下もまた此氏の家傳が結びついたものと見るべきである。次の記事に於ても紀が特に道臣命と椎根津彥との勳功を叙して居るのは、參考として用ひた資料が主として大伴連及大和直から出たからで、古事記には兩者の活躍を說くこと少

きに反し、――稿根津日子の皇舟奉迎の話は後日の追加と思はれることは既述の通りである（第五〇頁）――久米直等の祖大久米命が屢〻現はれるのも同一の理由に因るものであらう。帝紀にあつては特別の場合の外、臣下の消息を默殺したことは、神代紀の天孫降臨章下によつても想像に難くはないから（五一―二六頁）、紀記の編述者が諸氏の家傳を參酌することによつて、其缺を補うたのは至當の態度であるが、古語拾遺に記載した忌部の遠祖天富命の事蹟に疑はしい點の多いことを見ても（第七章、第九章參照）、此等の記錄又は傳誦中には、祖先を稱揚する爲に若干の誇張を加へたことはあり得るから、其全部を信用することは出來ぬ。

日臣命が大來目を引率したといふことは、前篇第六卷（四八頁）に論じたやうに、事實と思はれるが、烏の後を追うたとあるのは、ヤタカラスの話と結びつける爲で、日臣命は大將軍であるから、天皇に扈從した事はいふまでもなく、次にも有導之功とあるけれども、啓行者は別に在したものと思はれる。督將元戎の四字は

が、元戎を大ツハモノの意としては、イクサのキミ(カミ)は蛇足で、大來目の大ツハモノだけで十分であるから、恐らくは「大來目」を以て句を切り、督將元戎の四字はイクサのカミ(キミ)トシテと訓むのであらう。元戎には大軍と元帥との二義があり、後者を採れば督將と同意であるから、二つの熟語を重ねてイクサのカミ(將軍)を表現したものとすべきである。——古語拾遺に大來目を省いて帥二督將元戎一としたのは、紀の辭句を修削したものと思はれるから問題にならぬ。

記によればヤタカラスの嚮導に從ひ進出した最初の地點は、吉野河之河尻とある。吉野は上記の如くエシヌと訓み、エシ卽ちエミシ(蝦夷)族の古據地の謂で、

廣く奈良縣南部地方の總稱として用ひられ、其北部を横斷する河流を吉野川と稱し、紀國に流入して紀伊川（紀之川）となるのであるから、其西界宇智郡に瀕する部分を吉野河の河尻といひ得られる。此地の土豪については記に次の如く記述せられて居る。

時に筌（ウヘ）を作り魚（ナ）取る人あり。爾に天つ神の御子、汝は誰（タ）そと問ひたまへば、僕は國つ神、名を贄持之子（ニヘモツコ）といふと答へ白す。此は阿陀之鵜養の祖なり

阿陀は和名抄に宇智郡阿陁（陁音可二濁讀一）とあり、今も殘存する地名で、此處を本貫とする鵜養といふ部民の祖先にニヘモツコといふ名の人があつたとせられたのである。紀には苞苴擔之子とあり（後記參照）、苞苴擔此云二珥倍毛菟一（ニヘモツ）と訓註してあるので、ニヘモツノコと訓めといふものもあるが、モツが動詞モチ（持）の活用形とすれば、助語ノとつゞけるのは異例であるから、――其故に刊本にはニヘモチノコと旁訓してある――之は前續語が活用形（連體法）なることを表示する爲の助

も男子の敬稱として用ひられたのである。鵜養は鸕鷀を調教して魚を捕らしめることを職業とするものをいひ、此鳥の名が屢々古傳說にあらはれる所を見ても（五二八頁、六一―二〇四頁）、上古から存した漁法なることは疑なく、神武天皇の御製と稱せられる歌にも「ウカヒが伴(トモ)今すけに來ね」とあるのであるが（第六章參照）、其當時から部族として存立して居たかは疑問である。何となれば此職業の本質上團體的行動をとる必要はなく、若し此名の民部を設置せられたことがあるとすれば、其は御田部、壬生部等と同じく、皇室に直隷せしめる爲で、自給自足時代に於て生產組合が發達したとは考へられぬからである。されば御製のウカヒは贄持之子その人を意味し、傳說面には表はれて居らぬけれども、筌または梁を設けた外に、

鵜をつかうて捕魚したから、此名を負はせ、其トモ即ち配下を率ゐて來援せよと詠まれたのかも知れぬ。いづれにしても、此地方の國つ神即ち先住民の首長で、天皇に歸順したことは右の御製によつても明である。

筌は和名抄に宇倍、捕レ魚竹笱とあり、播磨風土記（讃容郡柏原の條下）、萬葉集（十一卷）にも見える古い漁具で、目のあらい籠狀をなし、通例左右に開いたヤナ（柵）の奥にすゑ、餌に誘はれ若くは流に從うて自然に入り來る魚を捕へるものであるから、紀には之を梁とし、此云二椰奈一と訓してあるので（後揭原文參照）、言辭を異にしても同一漁法を意味する。ヤナを設備することを萬葉集にはヤナウツ（三卷）、又はヤナウチワタス（十一卷）とあるから、こゝの作レ梁をもヤナウツと訓んで差支はないが、之を根據として記傳に作筌をヤナヲウチテと訓したのは奇を好むものと謂ふべく、字によつてウヘをツクリテと讀むべきである。或は風土記及萬葉集によつてウヘをフセテと意訓してもよい。

其地より幸行せば尾ある人井より出で來。その井光れり。爾ち汝は誰ぞと問ひ給へば、僕は國つ神、名を井氷鹿といふと答へ白す。此は吉野首等が祖なり

エシヌ（吉野）は上記のやうに廣い地域の總稱であるが、こゝにいふ吉野はその名の起原なるエシ（エミシ）族の古住した聚落地をいひ、和名抄に吉野郡吉野（與之乃）郷とあるに當り、其所在を詳にせぬが、或は現今の吉野村の對岸上市附近ではあるまいか。次に即入二其山一とあるから、この地より本流を離れて道を津風呂溪谷（天武紀の津振川）に取つたと思はれるのである。吉野首は此處を本貫とし、其遠祖をキヒカ（井氷鹿、井光）と稱したのであらう。此首家は天武朝連に昇格し（紀）、郡領に任ぜられ位階を賜はつたものがあり（續紀）（續後紀）、姓氏錄には其家系を次

の如く叙して居る。

吉野連。　加彌比加尼之後也、謚神武天皇行二幸吉野一到二神瀨一遣二人汲一レ水、使者還曰、有二井光女一、天皇召問之、汝誰人、答曰、妾是自レ天降來白雲別神之女也、名曰二豐御富一、天皇卽名二水光姫一、今吉野連所レ祭水光神是也

此傳は連家に於て後日修飾を加へたものと思はれるから、過信することは出來ぬが、之を女性としたのは原說で、ヰヒカとも稱したことは紀記の傳と一致する。案ずるにヰヒカはイヒコの轉訛で、イヒ族卽ちヒナ(夷)族(一―一七六頁)の子の謂であらう。此種族はエミシ(蝦夷)とも稱へられるから(三―一八八頁)、エシ野の先住民であつたことは勿論で、其首長が國つ神と名乘つたのは當を得て居る。姓氏錄に之を天降白雲別神の女としたのは、其名によつても明なるが如く、連家に於て其祖先を尊貴にせんが爲に假託したものとせねばならず、トヨミトミ(豐御富)は或は豐御身トメ(トメは女性の敬稱)の轉呼で、後日の謚號であるかも知れぬ。

認むべき根據はないが、此やうな說が生まれた動機は二樣に解釋せられる。其一は異俗なるが故に異形であつただらうといふ想像を誇張したので、前編第六卷(八〇頁以下)に述べた猨田彥の風貌描寫と趣向の類似する點があり、紀には光。而有尾ともあるのである。小兒の胎斑のやうに或人種に限つて特有なる肉體の異狀もあり得ぬことではなく、紀によれば此巡幸は八九月の交のことゝあるから、半裸體なるが故に其局部が露出して居たと强辯することも可能であるかも知れぬが、井ヒカは女性とすれば、其やうな醜態を暴露したとは考へられぬ。第二の想像は背後に於て尾のやうに帶を垂れ結ぶ風俗が先住民の間に存したのではないかといふことで、次の石押分之子も亦尾を有したとあり、忍坂の土雲も同樣に形容せられて

居る所を見ると〔記〕、當時大和土人一般の風俗で、イヒ族のみには限らなかつたのかも知れぬ。

吉野から進入した山地に於て第一に遭遇した土豪については、記に次の如く叙述せられて居る。

卽（ヤガ）て其山に入しに、亦尾ある人に遇ふ。此人巖を押分けて出で來（ク）。爾ち汝は誰そと問ひたまへば、僕は國つ神、名は石押分之子（イハオシワクコ）といふ。今天つ神の御子幸行（イデマ）すと聞つる故に、參向（マヰムカ）ひつるにこそと答へ白す。此は吉野の國巣の祖なり

國巣は國樔、國栖、國主ともかき、クニス又は連濁してクズとも稱へるが、原義はクマソと同じく、森林地住民の謂で、コシといふ名稱も是から出たもの丶やうであるから（三―一九〇頁）、熊野神邑に占住した土民と同一種族が、イヒ（エミシ）族に先ちて此地方に蕃息して居たのであらう。吉野の國樔は姓氏錄にも

來年中、七節、進二御贄一仕奉、神態至レ今不レ絶

こゝに孝徳天皇とあるのは、恐らくは仁徳天皇の誤記で、紀記によるも應神朝吉野宮に行幸せられ、國樔(國主)人を引見せられたとあり、其時國主等が大雀命の佩刀(ミハカシ)を歎賞した歌が古事記にあげられて居るから、オセコとセコとは其當時の族長父子の名であらう。セコは勿論夫子(セコ)の意で、固有名詞ではなく、一種の敬稱と見るべきで、其子孫中には光仁朝に叙位せられたものもある(續紀)。石押分之子は紀に磐排別之子とあり、排別此云二飫時和句一と訓註してあるから、上記贄持之子の例に準じ、イハオシワクコと稱へたことは疑がないが、姓氏錄に石穗押別神とある所を見ると、石(磐)はイハホ即ち如實の巖石を意味したものとせねばならぬ。

――天皇に拜謁したのを此神の子とする姓氏錄の說は、古傳のコ(子)を實子と誤解して改修を加へたものゝやうで、紀の旁訓にもイハオシワクガコとあるが、オシワクは活用形で獨立しては名詞とはなり得ぬから、神といふ語を挿入したのであらう――イハホ押分はイハホワケと同意で(オシは接頭語と見る事が出來る)、土左風土記に同國土左郡朝倉社の天石帆別命は、天石門別神の子とある所を見ると、巖を押分けるといふことは、石門を開くといふと同一思想から出た名號と思はれる。神名帳に擧げた十座の石門別神の中には女性もあり、其名義は、前篇第六卷(三一七頁以下)に詳論したやうに、巖石を分けて前人未到の地を開拓する意とも解せられるから、此聚落の草分といふ意を以てイハオシワク子とも、イハホオシワク神とも呼ばれたのかも知れぬ。之を此神の出現の光景によつて命名せられたものであるかのやうに說いたのは例の諸譃で、姓氏錄の傳は更に之を潤色したのである。

今の伊勢街道から榛原街道に折れ、荊棘を分けつゝ宇陀郡南部の丘陵起伏地に進出せられたものゝやうで、記にも

其地(トコロ)より蹈み穿ち越えて宇陀に幸(イデ)ましき。故宇陀の穿といふなり

とあり、紀には上掲の如く頭八咫烏の出現と日臣命の啓行を叙したのち、遂達二于菟田下縣一、因號二其所一レ至之處一曰二菟田穿邑一といひ、穿邑此云二于介知能務羅一と訓註して居る。其地の土豪が後記の如く兄宇迦斯(エウカシ)、弟宇迦斯と呼ばれたのは、兄磯城、弟磯城等の例によるも、地名を以て稱號としたものとせねばならぬから、ウガチは音便で、原音はウカシなること疑なく、其名は今も宇陀郡宇賀志村大字宇賀志に殘つて居る。ウカシの原義はウカ(洞穴)ス(栖)で(古語大辭典)、――シ、スは通

音——横穴を居宅とする種族が占住したので名を負うたものと思はれるが、記は例の語戯を弄してウカシをウガチ(穿)に牽强し、山路を蹈穿つたが故にウガチと名附けたと説いたのである。紀は道筋に言及して居らぬにも拘はらず、尙穿邑をウガチのムラと訓し、次の兄猾及弟猾の猾を宇介志。と註したのと矛盾することを憚らなかつたのは、上代の聽衆がよく此等の諧謔を聞分けて、之に誤られるやうな虞がなかつたから、特におもしろく説きなして記憶に便ならしめたので、血沼海(第七七頁)を始めとし、數多き所由說明は多くは之に屬する。

ウカシ邑の住民が穴居族であつたとすれば、吉野の國巣と同種で、兩地の間には既に若干の交通が存したものと思はれるから、山路の嚮導には恐らくは石押分之子が任じたのであらうが、全然別個の社會集團の首長なる兄ウカシは、隣人と同一の行動を取らず、敢然反抗の態度に出たのである。此ことは次章に於て説述するが、紀には穿邑到着の後に次の如き一節を挿入して居る。

に論述した通りで、ミチのオミといふ名號も、文字を離れて解すれば、御主(ミチ)之大(オホ)身(ミ)といふ意であるから、子孫が奉つた謚號と見るべきで、生時の敬稱はヒのオミと呼ばれたのであらう。ヒは胤の義で大伴氏の通稱である(六―五一頁)。

以上論究の結果によると、宇陀進出に關する古事記の所説はよく地理に合ひ、正しい古傳なること疑なく、伊勢風土記によるも菟田下縣に於て天日別命を伊勢方面に分派せられたとあるのである(五―一七四頁)。然るに紀の編者は上述の如く、熊野神邑の所在について惑を懷き、之を擬定することを憚つた結果、菟田到着までの道筋を默殺し、日向襲之高千穗峯の天降と同様に、突如として穿邑

に出現せられたかのやうに說いたのであるが、尙吉野經由といふ古傳を抹殺するに忍びなかつたと見えて、兄猾誅戮後巡幸せられたものとして次の如く叙述して居る。

　是後天皇欲レ省二吉野之地一、乃從二菟田穿邑一親率二輕兵一巡幸焉、至二吉野一時、有レ人出レ自二井中一、光而有レ尾、天皇問之曰、汝何人、對曰臣是國神、名爲二井光一、此則吉野首部始祖也、更少進、亦有レ尾而披二磐石一而出者、天皇問之曰、汝何人、對曰臣是磐排別之子、此則吉野國樔部始祖也、及レ緣レ水西行、亦有二作レ梁取レ魚者一、天皇問之、對曰臣是苞苴擔之子、此則阿太養鸕部始祖也

卽ち吉野と國樔との先後が顚倒して居るだけで、其他は記の道筋を逆叙したに過ぎず、其內容もほゞ同一であるが、――相違の點はすでに指摘した――常識から判斷しても菟田から巡幸せられたといふのは史實に遠いものとせねばならぬ。國見岳の八十梟帥を眼前に控へ、磐余邑の賊營には强敵が充滿して居るのに、之を

ねばならぬ。加之紀によれば莵田到着は八月二日で、吉野から引返して高倉山に登臨せられたのは九月五日であるから、此間僅に三十三日に過ぎず、交通不便なる其當時に於て、川尻の阿太まで進出せられたとは想像も及ばぬことである。又吉野、國樔、阿太と序次したのも地の理にあはぬから、恐らくは紀編纂の當時實在した宇陀郡家から吉野郡に通ずる街道——天武天皇が吉野宮脱出の際經由せられた通路——が甘羅村（今の松山町神樂岡）から津振川（現在の吉野郡龍門村大字津風呂）を經て吉野宮（今の中莊村宮瀧）に直通して居たので、漫然吉野を先にし、其より川上の國樔に出で、更に西下せられたものと推定したのであらう。

歌謡の史的價値——兄猾誅戮——敵情偵察——神教と祭具——嚴児詛——丹生川上の祭祀——國見岳陷落

日本紀の記事は、進軍徑路に關する限り、誤解のあること前章に詳論した通りであるが、菟田御到着後の事蹟については、記の所説よりも遙に詳密で、序説に述べたやうに、全部帝紀によるものにあらずとするも、相當の根據があつたものと思はれる。さりながら兩書ともに若干の古歌を錄し、往々歌意から敷衍したのではないかと思はれる記事もあるから、先づ史料としての歌謡の價値を考察する必要がある。

雄略朝以前の作として紀記に收められた百餘首の歌の大部分は、來目歌、夷振、

天田振、志都歌、志良宜歌、酒樂歌、本岐歌、宇岐歌、宮人振、天語歌等樂曲として保存せられたもの丶やうで、器樂が發達し、律呂が整頓するに伴ひ、歌詞にも若干の修正が施されたと想定せねばならず、所謂讀歌として口吟よつて傳承せられたものも、多少の變改を免かれなかつた筈であるから、原歌と斷定することは出來ぬが、假に意味に於ては原歌と大差のないものとしても、其が傳へらるゝが如く當時の卽吟であつたか、或は後人が傳說に基いて、或事實を詠じた作品であるかを判別することは至難である。若し後者に屬すとすれば、史的價値は作の新舊、作意の多寡によつて決定せらるべきで、言葉をかへていへば、作者に寫實の意識はなく、詩想の赴くに任せて題材に潤色を加へたものであるとするならば、史的價値は甚乏しいものとせねばならぬ。又古歌たることに疑はなくとも、其作者が二樣に傳へられ、或は製作年代について異說のあるものも、文藝史料以上に高く估價することは出來ぬ。例へば詭計によつて殺された出雲臣を詠じた歌は、紀に

のである〔記〕。

用語、句法、風格上の修正が後日に行はれたことを認めるとすれば、其詠出の機會及作者に關する傳說の眞僞を鑑定する方法は、史的批判によるの外はない。神武天皇が士氣を鼓舞するために、歌謠を用ひられたことは有り得べきであるが、「神風の伊勢の海」の一首の如きは、詠出の機會についても紀記說を異にするのであるから、盡く當時の卽詠(又は其の改作)なりとすることは躊躇せざるを得ぬ。然るに先學この事情を察せず、之によつて史實を求めんとし、宣長の如きは右の「伊勢の海」の歌を以て、天皇が北牟婁郡錦村から上陸せられたことの證據とし、「古は由なき處を取出てゝ歌によむことなければ、必此時に伊勢の海の境まで幸行(イデ)

して御覽しけるなるべし」と說き(記傳)、或は此歌を根據として「神風の」といふ枕詞を、神武天皇以前より存したものであらねばならぬとして、伊勢風土記以來いろいろに牽强して居るのであるが(五—一七四頁)、上述の如く歌詞は後日の改修を經たこともあり得るのみならず、必しも御製ではなく、後人の作であつたかも知れぬ。

右の外歌數についてすら紀記の所傳は一致せず、紀には神武天皇征戰中の八首を盡く來目歌なりと明記し、記は其中六首を收錄して居る所を見ると、歌謠が製作せられた事實はあつたとしても、原歌は保存せられなかつたので、大和人が傳承の內容により、或は當時の事情を察して、夙に大和語を以て詠出したものが、來目歌として傳へられたのであるかも知れぬ。歌詞は極めて古雅ではあるが、尙當時の日向國人、就中來目部の兵士等が此やうな言葉を用ひて居たとは考へられず、原歌は先住民には不可解であつたればこそ、忍坂の大室に參集した虜衆は、

卷に於ては唯歌詞を擧示するに止め、之に捉はれることなく説明を進める。——語釋は歌謠篇に於て詳述する。——紀には兄ウカシ誅戮の顚末を次の如く述べて居る。

秋八月甲午朔乙未、天皇使レ徵ニ兄猾及弟猾者一、是兩人菟田縣之魁帥(ヒトコノカミ)者也、時兄猾不レ來、弟猾卽詣至、因拜ニ軍門一而告之曰、臣兄兄猾之爲ニ逆狀一也、聞ニ天孫且レ到、卽起レ兵將レ襲、望ニ見皇師之威一、懼レ不ニ敢敵一、乃潛ニ伏其兵一、權作ニ新宮一而殿內施レ機、欲ニ因請饗以作レ難、願知ニ此詐一善爲ニ之備一、天皇卽遣ニ道臣命一、察ニ其逆狀一、時道臣命審知レ有ニ賊害之心一而大怒、詰嘖之曰、虜爾(オレ)所レ造屋、爾自居之、因案レ劍彎レ弓逼令ニ催入一、兄猾獲ニ罪於天一、事無レ所レ辭、乃自蹈レ機壓死、時陳ニ

其屍ニ而斬レ之、流血沒レ踝、故號ニ其地ー曰ニ菟田血原ー

記の所說もほゞ同樣であるが、尙部分的には相違した點もあるから、左に一節毎に比較を試みる。

故爾に宇陁に兄宇迦斯弟宇迦斯二人あり。故先づ八咫烏を遣はして二人に問はしめたまはく、今天つ神の御子幸行(イデマ)せり、汝等仕へ奉らむや問はせたまふ。是に兄宇迦斯鳴鏑もち、其使を待ち射返しき。故その鳴鏑の落ちし地(トコロ)を訶夫羅前と謂ふ也

ウカシに猾の字をあてた理由について宣長は、兄ウカシの人格を示し、筆誅を加へたものであると說明したが、忠順なる弟ウカシにも及ぼしたのは不當であるから、假字として用ひたものとせねばならぬ。ウカシは或はオカシ(犯)の轉呼で、古語では猾の意をもオカシ(ウカシ)というたのかも知れぬ。今もコシラヘ(嗛)、コスイ(猾)などいふのは其名殘ではあるまいか。魁帥は此云ニ比登誤迺伽彌ーと訓

せられたので、語義によるものではない。既述の如くウカシは地名で、兄と弟とを冠したのは長幼を序する爲ではあるが、必ずしも肉親の兄弟を意味せず、ウカシといふ地の首席及次席頭目の意と解すべきで、次の兄磯城、弟磯城及兄倉下、弟倉下も同様である。

八咫烏をして勸降せしめられたことは、紀には兄磯城、弟磯城討伐の條下にあげ(後記參照)、こゝには省かれて居るが、ヤタカラスは上述の如く歸順先住民であるから、各地に於て言向の使を奉じたことは有り得べきで、人語を發したとあるのも敢て怪しむに足らぬ。紀の編者は徹頭徹尾之を如實の鳥としたが、稗田阿禮も半信半疑であつたと見えて、こゝでは鳴鏑を以て射返したといひ、恰も怪鳥で

あるかのやうに取扱うて居る。鳴鏑は本來鳴響を目的とし(四―一三七頁)、厭勝の用に供せられたものである(一―二四〇頁)。その鏑矢の落ちた處をカブラ前といふとあるのは例の戯說で、カブラはカムラの音便をかり、天武紀に甘羅村とある地の山の崎を意味したのであらう。卽ち今の宇陀郡松山町のカグラ(神樂)岡――松山城址――の謂である。

兄ウカシの陰謀については、叙述樣式を異にして居るが、記の內容も全然同一である。卽ち

待ち擊たむといひて軍を聚めしかども、軍を聚め得ざりしかば、仕へ奉らむと欺陽きて、大殿を作り、其殿の內に押機を作りて待てる時に、弟宇迦斯先づ參向ひて拜みて曰さく、僕が兄兄宇迦斯、天つ神の御子の使を射返し、待ち攻めむとして、軍を聚めしかども聚め得ざりしかば、殿を作り、其內に押機を張りて待ち取らむとす。故參向ひて顯し白すと曰す

言ではない。機はカラクリを意味する字であるが、記に押機または押とある所を見ると、宣長說の如くオシと訓むべきであらう。卽ち重量物を墜落させて人を壓し殺す機構で、後世の釣天井のやうなものらしく、楠正成も千早城に於て此種の機構を用ひたと傳へられ、多人數を同時に屠る方法として上古から知られて居たものと思はれる。其カラクリがどのやうに裝置せられて居たかは之を詳にし得ぬが、施レ機（紀）または張二押機一（記）とある所を見ると、發條作用を利用したものかも知れぬ。

此一節の大意は皇軍を抗拒せんと決心した兄ウカシが其兵力の及ばざることを知つて佯つて降服し、大御饗を獻るといふ口實の下に、新殿を作つて天皇の臨御

をこひ、豫め裝置したカラクリによつて重量物を墜落させ、一擧にして天皇を始め奉り、主なる陪從者を壓殺しようと計畫したのを、弟ウカシが知つて密告に來たといふのである。乃で其計畫の裏をかいて、兄ウカシを其新殿に追ひ入れて壓し殺したといふことを記は次の如く敍述して居る。

爾に大伴連等の祖道臣命、久米直等の祖大久米命二人、兄ウカシを召し罵詈びて云はく、伊賀作り仕へ奉れる大殿の内には意禮まづ入りて、其仕へ奉らむとする狀を明し白せといひて、卽ち横刀の手上を握り、矛由氣矢刺して追ひ入るゝ時、乃ち己が作れる押に打たれて死にき。爾卽ち控き出して斬り散りき。故その地を宇陀の血原といふ也

道臣命の外に大久米命をそへたのは、大伴部と來目部とを對等に見て、兩部長を併擧したので、神代卷に於ても同一の見解を示して居るのであるが(六―四七頁)、久米直等の祖とした所を見ると、天孫に供奉して日向に來着したと稱せられる天

も大久米命とあるから、近習の士なりとする傳が存したものと思はれる。

右の文中罵詈とあるは紀の詰嘖にあたり、――刊本には誥嘖としてタケビコロビと旁訓してあるが、直上に大怒とあり、イカリ・タケビとつゞけるのは重複で、且口調の上からも思はしくはないから、通釋に從うて誥は詰の誤寫とすべきであらう――神代紀の嘖讓と同じく(三一―三二頁)、コロビといふ古語を表現するものとせねばならぬ。宣長は罵詈をノリと訓し、萬葉集にノラエを所詈(一二卷、一六卷)、ノラユレドを雖詈(一二卷)と書いたことを例證としたが、其は受身の場合に限る轉義のやうで、能働形ノリを罵詈の意に用ひたのは、皇極紀の訓に嗔罵をイカリノリとした一例があるけれども範とすることは出來ぬ。伊賀が汝之といふ意なる

ことは紀の譯字によつても明白で、稀有な例ではあるが、イマシ(汝)のイを單獨に用ひたものとすべきで、――マシは敬語であるから、今も關東方言では第二人稱にイシを用ひる――宣長說のやうに吾之(アガ)をイガと轉呼し、更に汝之の意に轉用したのではあるまい。オレは第一第二人稱兼用の代名詞で(四―一四六頁)、こゝでは汝を意味し、紀には爾の字を用ひて此云ニ飫例一と訓註して居る。

握ニ横刀之手上一は紀には案劒と譯してあるが、之によつて横刀をツルギと訓むのは誤りで、字の如くタチであらねばならぬ。矛由氣矢刺も紀には彎弓の二字に代へてあるが、矛をユケルことゝ矢をサスことゝは別個の動作で、矢の狙をつけることを矢サシといひ、矛を突きつけることを矛ユケと稱へたのであらう。ユケのユはイ(射)から分化したものゝやうで、ケは活用語尾キの他動詞形である。此等は決して一人が同時に演じた擧動をいふのではなく、兵器を執つて迫つた事の形容で、或ものは劒欛を握つて拔かんと身がまへ、或は弓を引しぼり、或は矛を

あり(今の室生町字田口)、其處にも此名の地點が存したのは事實であらうが、此やうな普遍的稱呼に在つては單に其名のみで所在を定めることは早計である――紀に流血沒レ課としたのは文飾である。

兄ウカシ服誅後、弟ウカシが大饗を獻つたことを、紀記には次のやうに述べて居る。

〔紀〕 已而弟猾大設二牛酒一以勞二饗皇師一焉、天皇以二其酒宍一班二賜軍卒一

〔記〕 然而其弟宇迦斯之獻（タテマツリシ）大饗（オホミアヘ）者、悉賜二其御軍一

紀の牛酒及勞饗皇師は漢文式潤色で、記と同一原文から譯したものなる事勿論である。之に次いで紀には乃爲御謠之曰とし(謠此云二宇多預瀰一と訓註してある)、

記には此時歌曰として左記の一首をあげて居る。——音符として用ひた漢字は紀記甚しく相違するが、こゝには之が穿鑿の必要を認めぬから、適當な譯字をあてて、平かな雜りに書き下すことにする。以下恒に此例に準ずる。

宇陀の高城に　鳴わな張る　我が待つや　鳴はさやらず　いすくはし　くぢら塞る『こなみが　食こはさば　たちそばの　實のなけくを　こきしひゑね　うはなりが　食乞はさば　いちさかき　實の多けくを　こきだひゑね

記には之につゞけて

ええ　しやこしや　此はいごのふぞ　ああ

とあり、志夜胡志夜、此者嘲咲者也と註してある。エエ以下が囃詞なることは疑なく(拙著「歌學」九九頁參照)、紀には是謂二來目歌一今樂府奏二此歌一者、猶有二手量大小及音聲巨細一、此古之遺式也とし、此が記註の當時來目歌として謠はれた形であつたことを明示して居る。手量の手は手拍子の謂で、ハカリは其緩急高低の程度をい

前章に述べたやうに、紀に吉野巡幸を此後に序したのは編者のさかしらで、直接左の記事に移るのが原說の筋道であつたと思はれる。

九月甲子朔戊辰、天皇陟二彼菟田高倉山之巓一、瞻二望域中一、時國見岳上則有二八十梟帥一、又於二女坂一置二女軍一、男坂置二男軍一、墨坂置二焃炭一、其女坂男坂墨坂之號由レ此而起也、復有二兄磯城軍一布二滿於磐余邑一、賊虜所レ據皆是要害之地、故道路絕塞、無レ處レ可レ通、天皇惡レ之、是夜自祈而寢、夢有二天神一訓之曰、宜下取二天香山社中土一以造二天平瓮八十枚一並造二嚴瓮一而敬中祭天神地祇上、亦爲二嚴咒詛一、如レ此則虜自平伏、天皇祇承二夢訓一依以將レ行、時弟猾又奏曰、倭國磯城邑有二磯城八十梟帥一、又高尾張邑或本云葛城邑有二赤銅八十梟帥一、此類皆欲下與二天皇一

距戰上、臣竊爲二天皇一憂レ之、宜下今當取二天香山埴一以造二天平瓮一而祭中天社國社之神上、然後擊レ虜則易レ除也、天皇既以二夢辭一爲二吉兆一、及レ聞二弟猾之言一、益喜二於懷一、乃椎根津彥著二弊衣服及蓑笠一、爲二老人貌一、又使三弟猾被レ箕爲二老嫗貌一、而勅之曰、宜汝二人、到二天香山一潛取二其巓土一而可二來旋一矣、基業成否、當二以レ汝爲レ占、努力愼レ焉、是時虜兵滿レ路、難二以往還一時椎根津彥乃祈之曰、我皇當三能定二此國一者、行路自通、如不レ能者、賊必防禦、言訖徑去、時群虜見二二人一大咲之曰、太醜(アナミニクヤ)乎老父老嫗、相與闢レ道使レ行、二人得レ至二其山一取レ土來歸、於レ是天皇甚悅、乃以二此埴一造二作八十平瓮、天手抉八十枚嚴瓮一而陟二丹生川上一、用祭二天神地祇一、則於二彼菟田川之朝原一、譬如二水沫一而有レ所二呪著(カジリツク)一也、天皇又因祈之曰、吾今當下以二八十平瓮一無レ水造上飴(アメ)、飴成則吾必不レ假二鋒刄之威一坐平二天下一、乃造レ飴、飴卽自成、又祈之曰、吾今當下以二嚴瓮一沈中于丹生之川上、如(モシ)魚無二大小一悉醉而流、譬猶二柀葉之浮流一者、吾必能定二此國一、如其不レ爾、終無レ所レ成、乃沈二

名ニ其所レ置埴瓮一爲ニ嚴瓮一、又火名爲ニ嚴香來雷一、水名爲ニ嚴罔象女一、粮名爲ニ嚴稻魂女一、薪名爲ニ嚴山雷一、草名爲ニ嚴野椎一

右の一段は古事記には收錄せられて居らず、漢譯者の文飾も加はつたもの丶やうであるから、原文又は原說を明にし得ぬが、天皇が丹生川上に於て天神地祇を祭祀せられたといふ事蹟を敷衍し、之に敵情及之が偵察を結びつけたものと思はれるから、分拆して說かねばならぬ。其が爲には丹生川上といふ地點の所在に關する考究から始めることを便とする。

丹生川といふ名は宇陀郡には殘存せぬが、神名帳に宇陀郡丹生神社とある地を流れる川の謂で、社は今も榛原町大字雨師にあるから、其東方を北流する宇陀川

の舊名であらう。皇軍は兄ウカシ伏誅後、訶夫羅（甘羅）前方面に進出したものゝやうで（第一四四頁）、其地は正に丹生（宇陀）川上にあたるのである。されば天皇が登臨せられたといふ高倉山も、上記松山町の神樂岡をいふものと思はれる。――タカクラは高座即ち高臺といふほどの意である――通證の説によれば今の守道村（政始村の大字）の西にあるといひ、室生村大字田口の南方二里餘にある高見山を之に擬するものもあるけれども（通釋）、前者は近世の命名であるといはれ、後者は宇陀の血原を田口の一地點とする臆説に基くものゝやうであるが（第一四九頁）、忍坂磐余等西方に屯集する敵を擊つために、宇賀志から東に向つて進軍せられたとは考へられぬことである。大日本地名辭書に高倉山を右の高見山の舊名としたのは、後記の國見丘を宇陀郡と伊勢國一志郡との境にある山嶺と豫斷した爲で、大和、伊賀、伊勢三國の界には此名を以て呼ばれる山があるが（陸地測量部圖）、通釋にも指摘したやうに、國見丘で擊破せられた八十梟帥の餘黨が忍坂の大室で討ち

意味すること、既に屢々述べた通りであるから、必しも國界にあるを要せぬ。されば通釋にあげた一說に從ひ、宇陀磯城二郡の界にある音羽山をいふものとすべきである。此山は今の松山町の正西一里餘に位し、神樂岡(高倉山)の視界に在つて、最もよく地理に適うて居るのである。

高倉山登臨の目的が敵地の形勢觀測の爲であつたことは勿論で、女坂、男坂、墨坂等も一眸の中に收められたのであらう。通證によれば、女坂は宮奥村(今神戸村の大字)の西にあり、男坂は半坂村(同じく神戸村の大字)の西方で、いづれも郡境に位し、墨坂は萩原村(今の榛原町の大字)にあるといふ。卽ち男女二坂は音羽山(國見丘)の南北麓を繞つて磐余方面に出る山道で、墨坂は男坂の北にあつて初瀬

溪谷に通ずる坂路の稱呼であつたのであらう。其名號の由來として擧げたのは例の戯說で、女軍編制の如きは壯丁不足を告げた非常の場合に限るもので、太古異俗の間にも其やうな常設部隊が存した筈はなく、後記磯城の戰に女軍男軍とあるのは、弱卒と勁兵との意に用ひられたのである。殊に坂路に熾炭を置くが如きは若し障碍物を意味するならば、珍無類の計畧といふべきで、其當時先住民が木炭を常用して居たかといふことすら疑問である。――次の段に皇軍が墨坂越にあたり、菟田川の水を取つて炭火に灌いだとあるのは、此所由說明に誤られた編者の加筆である(次章參照)。

同一目標に達する二坂路が存する場合、男女を以て區別稱呼とするのは今もめづらしからぬことで、男坂は女坂よりも嶮峻なることを例とする。――但し此ヲ坂は本來忍坂(大坂)に對する小ヲ坂の謂であつたのを、男坂の意にとりなし、之と對立させる爲に女坂をそへたのかも知れぬ――スミ坂は崇神朝に其神を祭祀せら

其色によつて墨の義にも轉用したので、焃炭の二字を用ひたのは火になつた炭といふ意を明にする爲である。されば焃炭をオコシスミと訓したのであらうが、スミの原義には既に火の意が含まれて居るのである。

部境方面の敵情は右の如く遠望によつて觀測することを得たが、磐余邑に布滿する兄磯城の軍、並に弟磯城の報告中に見える磯城の八十梟帥及高尾張邑の赤銅八十梟帥等の動靜は、交通杜絶の故を以て之を明にし得ず、密偵を遣はして視察せしめる必要があつた。之を祭祀擧行に結びつけて、祭具の土器の原料たるハニ（埴土）を取る爲、椎根津彦と弟猾とを變裝せしめて、天香山に遣はしたと說いたので、後章にも此土を取つた地點を埴安といふとあり、香山附近のハニヤス（一—

二二八頁）が粘土の産地として有名であつたから附會をしたのであらうが、此地の粘土にあらずば齋具とするに適せぬといふ理由はなく、亦折伏の祈禱の爲としても、敵地の土を咒具とせねばならぬといふ信仰の存した形跡はないから、恐らくは後日の脚色であらう。

椎根津彦は弊れた衣服をまとひ、簑笠を着て老人に扮し、弟猾は箕を被つて老嫗を裝うたとあるのは密行の形容で、ミノ（簑）及ミ（箕）は上代から用ひられた服裝具であるから（三一一八三頁）、聽衆が事實らしく聞入れるやうに取つくらはれたのであらう。敵衆が卑賤の老夫婦と見て大醜乎（アナミニクヤ）――大醜此云₌鞅奈瀰儞句₋と訓註してある――というて道を開いて通したのは、或は事實であつたとしても、兩人に與へられた使命は偵察にあつたのであるから、椎根津彦の祈誓の辭の如きは單なる潤色に過ぎまい。

派遣の目的が粘土採掘の爲と說かれて居るので、偵察報告については何等記述

が、從來說明を與へたものがない。案ずるに此の八十梟帥は高尾張邑(或は葛城邑)に古據したとあるから、アカガネは其背後の山地の名で、アカ之峯を意味し、原義は不明であるが、金剛山の舊名ではあるまいか。金剛山といふ名は勿論後日のもので、其西北山腹が赤坂と呼ばれ、楠氏の居城を以て有名で、今も村名として殘つて居る所を見ると、山巓をアカ之峯と稱へたこともあり得べきである。舊事本紀に之を赤鯛としたのは(信友校合の古本も同斷)、原文が銅とも鯛とも讀み得られるやうな行書で書かれて居た爲であらうが、之を正しとすべき理由を發見せぬ。赤銅は勿論借字で、之を充てたのは晋書安帝義熙九年の條に、高句麗及倭と並べて西南夷銅頭大師とあるのを思ひ寄せたのか、或は篇の緣語として用ひた

ものとも了解せられる。輕太子の用ひた輕矢も、記によれば銅鏃のやうであるから、赤銅の矢といひかけたことも有り得べきである。

天皇が御夢に得られた神敎と、弟ウカシの進言と一致したとあるのは、崇神紀の大物主神祭祀の條と趣を同うするもので、神夢の信頼するに足るものなることを表明した話術の一樣式であらうが、こゝの記事には多少疑がある。從來の神敎は天照大神が夢枕に立たせられたとあるのに、今次は神名をあげず、――後記によれば高皇産靈尊を意味するやうであるが――單に天神と記されて居るのみならず、弟ウカシの進言は神の啓示によるものではなく、其方寸から出たやうに說かれて居ることをも奇とすべきである。恐らくは上述の敵情偵察を祭祀と結び附けんが爲に右の如く脚色せられたので、取二天香山埴一といふことを眼目とし、祭具製作は之に因む附說であつたのであらう。されば其品物名及數量も次の如く神敎

天手抉八十枚嚴瓮

紀には平瓮此云二毗邏介一、嚴瓮此云二怡途背一と註し、瓮の字をへともカとも訓して居るが、瓮は盆に通じ、和名抄にも唐韻云、盆瓦器也、爾雅云、瓮謂二之缶一、兼名苑云、盆一名盎、辨色立成云、比良加、俗云保止岐とあり、皿鉢の類を意味する文字でカはケ(笥)の轉呼、へは容器の總稱であるから、共に瓮の字をあてゝも差支はないが、語感からいふと、へは特に深い容器を表現するものゝやうであるから、イツへには瓮よりも瓫の字が適當して居ることは宣長の説の通りである。ヒラカは勿論扁平なるカの謂であるから、今いふカハラケに當り、イヅへのイヅは美稱であるが、手抉(此云二多衢餌離一)といふ語を冠して居る所を見ると、手指を以て中

味をクジリ抜いた甕(カメ)（瓮）をいふもの丶やうで、天平瓮、天手抉等の天は美稱とも、高天原式の意とも解せられる。平瓮八十枚の枚をキと旁訓したのはカと相通じ、同じくケ（笥）の轉呼であるからで、同一語を重ねて數稱に用ひることは日(ヒ)一日(ヒトヒ)の如く古言の例である。されば嚴瓮八十枚の場合にはヤソキといはず、ヤソヘと稱ふべきであるが、口調が惡いのでヤソテ（八十個(ヤソチ)の音便）と訓ませたのであらう。

右の祭具は此場合に限つて用ひられたのではなく、平瓮は食物を盛り、嚴瓮は神酒を容れる爲に、祭儀には缺くべからざるもので、崇神紀に物部八十手所レ作祭神之物とあるのも之をいひ、同紀に和珥の武鐰坂上に鎭(イハ)ひ坐(ス)ゑたとある忌瓮、孝靈天皇の御代に針間氷河之前に居ゑられた忌瓮（記）は右の嚴瓮に當るのである。然るに特に神敎によつて製作したと說かれたのは、上述の如く天香山の埴を取りに遣はしたと言はんが爲の伏線と見ねばならぬ。

るから、其發現を乞ふ動作をカジリと稱へ、之に對してマ(魔)の作用をマジといひ、之を行ふことをマジナヒと稱へたのである。然るに佛教の興隆に伴ひ、カジは加。護。攝。持。の意に專用せられ、加持といふ字をあて、原義のカジリはマジナヒといふ語に包括せられるやうになつた。

丹生川上に於て天皇が行はれたカジは於二彼ソノ菟田川之朝原一譬如二水沫一而有レ所二咒著一也と形容せられて居る。菟田川は上記丹生川のことで、其沿岸にある麻の野生した原をアサ原と稱へたのであるが、開墾に伴ひ其名の消滅したのは怪しむに足らぬことで、信友が雨師村を所謂菟田川朝原即此(神名帳考證)としたのは何に基くものか知らぬが、文面から見ても河水が浸潤する所であらねばならず、雨師村は

餘りに河身から距つて居るから訛傳とすべきである。此朝原に水沫が次々に寄りつくやうに、咒詛が續行せられたことをカジリツグ(咒次)といふたので、咒著は借字であるのを從來氣づいたものがなかつた。次に叙述せれて居るのは其カジリ中、恐らくは代表的のものであつたのであらう。

其一は八十平瓮を以て水なしに飴を作ることに成功せば、坐して天下を平げるを得んといふカジリで、其は尋常不可能事であるからである。飴は和名抄酥密類に阿女(アメ)と訓し、米蘖ノ煎也とあり、釋紀にも餳也、說文曰米蘖煎也、順和名抄曰、飴和名阿女、蘗和名與禰乃毛夜之とあるが、飴の製法が此當時から我國に知られて居たかは疑問とすべきで、されば舊訓にもアメとせずして、タガネとあるのである。タガネといふ語は鑽(鏨)を意味するものゝ外、和名抄其他の古い辭書には見えぬが、栗田(寬)考證によれば、姓氏錄には米餅搗大使主を鏨着(タガネツキ)大使主ともかき、若狹國若狹彥神社の祝詞次第には黑い鳥が白いタガネを咋へて飛んだとあり、遠

る。案ずるに飴は假字に過ぎず、アメはアマ(甘)、アム(餡)、アモ(餅)と同じく、オモ(母乳)の轉化で美味を意味し、こゝでは穀物製の或種の食品で、水を和して作るものをいうたのであらう。

次に嚴瓮を水中に沈め、カジリによつた魚を醉はしめ、柀(マキ)の葉の散り浮くやうに水上に浮出て喰喁(アギトヒ)せしめたとあるのは、瓮中に魚類を瞑眩せしめるに足る液體を入れて置いたからで、仲哀紀にも皇后以レ酒灑二鰤魚一、鰤魚即醉而浮之とあり、今も「灘流し」として知られ、ことに南方島民の間には極めて古くから行はれた漁法であるが、大和の先住民は之を知らなかつたので、奇蹟としたことをいふものと思はれる。喰喁は字書によれば、魚の口が水面に現はれるといふ意であるが、

之をアギトフと訓したのはアギト（鰓）の活用形で、鰓を動かすことをいひ、上記仲哀紀の續きの文に、其處之魚至ニ于六月一常傾浮如レ醉とある傾浮の二字も、アギトフと旁訓せられて居るのである。

カジリは右の如く先住民及皇軍の兵士に靈驗を示すことを目的とし、之に續いで嚴肅な祭祀が行はれたものゝやうである。祭神については神教に天神地祇とあり、弟ウカシの獻策に天社國社の神とあるのみで、名號を示さず、勅言には今以ニ高皇產靈尊一朕親作ニ顯齋一とあり、顯齋此云ニ于圖詩恰破毗一と訓註せられて居る。ウツシイハヒは現實の奉齋の義で（二一一三頁參照）、天皇御躬づから行はれる祭典を意味することは、次年の記事に之を躬自齋戒祭ニ諸神一と叙して居るのを見ても疑はないが、以ニ高皇產靈尊一といふ一句があるので、兼方は齋ニ祭高皇產靈尊一之義也、顯者露顯之義也といひ（釋紀）、後の學者も解き惱んで顯の字によつて、神

以二高皇産霊尊命一とあつたのを、ミコトと訓む字が二つ重つて居るので其一を脱したか、若くは以二高皇産霊命一とあつた命の字を、さかしらに尊と改めたのであらう。上述のやうに御夢にあらはれたのは單に天神とあるが、其は高ミムスビの神の事で、其ミコト（御言）即ち神命により天皇が現實に祭祀せられることを、高皇産霊（尊）ノ命ヲ以テ顯齋ヲ作スと記述したことは有り得べきである。奉齋神中皇祖天照大御神は勿論天皇が親祭せられたのであるが、爾餘の天神地祇に對しては別にイハヒヌシ（齋主）を必要とし、其任には伊豆能賣または大宮賣（二一一六六頁）、即ち女性を配當すべきであるが、陣中婦人を携へられなかつたので、道臣命に假に嚴媛の名を與へて之を掌らしめられたものと思はれる。されば主祭神は天

照大御神であつたとすべきである。

祭典の状況は判明せぬが、丹生川上之五百箇眞坂樹を拔取(ネコジ)とあり、自レ此始有ニ嚴瓮之置ニとある所を見ると、サカキを幣とし、酒饌を盛つたイハヒヘ(忌瓮)を据ゑたことは明白で、神聖なりとして盡くイヅ(嚴)を冠した品物中に、右の嚴瓮の外、嚴香來雷(カグツチ)(火)、嚴罔象女(ミツハノメ)(水)、嚴稻魂女(ウカノメ)(粮)、嚴山雷(ヤマツチ)(薪)、嚴野椎(ヌヅチ)(草)があるから、淨火、淨水、淨饌、淨薪、淨草が供用せられたことはいふまでもない。——カグツチ(火神)、ミヅハノメ(水神)、ヤマツチ(山神)、ヌツチ(野神)の語義は第一篇創世記に詳である。稻魂女は此云ニ于伽能迷ニと訓註せられ、語義からいへばウケ(大饌)即ち稻を女人化したに過ぎず、大ゲツヒメ又は豐ウケヒメと同義であるから、此二神のいづれかの別名とせられたのであらう。

此一段と次の國見丘の賊衆掃蕩の記事とは、古事記には收錄せられて居らぬけれども、決して紀の編者の脚色ではなく、一異傳によるものとせねばならぬ。稗

事情と地の理に適合して居るのみならず、忍坂に進出する以前には宇陀郡西界山地の賊を一掃する必要があつた筈で、大體に於て事實と認めざるを得ぬからである。思ふに此資料は廷臣以外の傳承で、紀の編纂に當り探求せられた古文書の一ではあるまいか。更に想像すれば或は丹生神社の神作（カムトモ）から出たのかも知れぬ。此社家は姓氏錄にも見えぬから、平安朝以前に衰滅したものと思はれるが、右の如く武將たる道臣命が特に嚴媛に任ぜられたと傳へて居る所を見ると、大伴氏の一支流ではなかつたかと推察せられるのである。

此祭典後皇軍が先づ國見丘の賊衆を討伐したのは當然の順序で、之に關する紀

の所説は次の通りである。

冬十月癸巳朔天皇嘗ニ其嚴瓮之粮一勒レ兵而出、先擊ニ八十梟帥於國見丘一破斬レ之、是役也、天皇志存ニ必克一、乃爲ニ御謠一之曰

かむかぜの　伊勢の海の　おほ石(イシ)に　ヤイ　はひもとへる　細螺(シタダミ)の　しただみの　アゴヨ。アゴヨ　細螺の　い匍ひもとへり　擊ちてしやまむ　うちてしやまむ

謠意以ニ大石一喩ニ其國見丘一也

記には上述の如く國見丘の戰には言及せず、此謠は登美毘古討伐の際の作としてあげて居るが、此末句が他の二首の來目歌と同じく擊チテシ止マムとあることの外は、其事件と緣故があるやうに思はれず、後人の作であるとしても、寧ろ紀の說の如く賊巢を衝かんが爲に萬難を排して國見丘に攀登する光景を、細螺が大石を匍ひ登るに況へたものとする方が適(フサ)はしいやうである。嘗ニ其嚴瓮之粮一とある

味の意を以て嘗の字を用ひたものとして、キコシメシテと訓むのであらう。

以上論述の要點を略記すれば、皇軍は穿邑(今の宇賀志村)に於て兄ウカシを誅戮した後、弟ウカシの嚮導によつて訶夫羅前(天武紀の甘羅村)即ち今の松山町に進出したが、前途は土民軍によつて壅塞せられて居たので、天皇御躬づから高倉山(恐らくは今の神樂岡)に登つて形勢を觀測せられ、且偵察のため弟ウカシに椎根津彦を副へて香山方面に派出し、其報告を待つて駐軍中、皇祖神及天神地祇を丹生川(宇陀川)の川上に於て祭祀せられ、カジリ(咒詛)によつて種々の奇蹟を示して士氣を振興し、先住民をして心服せしめた後、一擧にして國見丘即ち今の音

羽山に屯集した賊軍を擊破せられたといふので、史實と認識すべき價値は十分であると信ずる。記が之を收錄しなかつたのは、此貴重なる材料が未だ世に出ない前に起案せられたからで、以下御歴代の記事にも其例が多く、同書が國史として採用せられなかつた理由の一つである。

賊軍の餘衆は國見丘の西麓に潰走したが、尙反噬の危險があり、之が絶滅を必要としたので一詭計を設けて誅戮せられた事を紀には次の如く叙述して居る。

旣而餘黨猶繁、其情難レ測、乃顧勅二道臣命一、汝宜下帥二大來目部一作中大室於忍坂邑上、盛設二宴饗一誘レ虜而取レ之、道臣命於レ是奉二密旨一、掘二窨於忍坂一、而選二我猛卒一與レ虜雜居、陰期之曰、酒酣之後、吾則起歌、汝等聞二吾歌聲一則一時刺レ虜、已而坐定酒行、虜不レ知三我之有二陰謀一、任レ情徑醉、時道臣命乃起而歌之曰

おさかの　大むろ屋に　人さはに　入り居り　人さはに　來入り居りと

も　みづみづし　來目の子らが　かぶつゝい　石つゝいもち　撃ちてし

やまむ

時我卒聞レ歌、倶拔二其頭椎劒一、一時殺レ虜、虜無二復噍類一者

文意は釋明を俟たずして一讀すればほゞ明白である。卽ち策を授けられたのは天皇であるが、之が遂行に任じたのは道臣命で、先づ忍坂に進出し、其地に窨（アナ）を穿つて大室屋を設け（二一四〇頁）、之を陣營とした。忍坂は今も磯城郡城島村の大字に其名を留めて居るが、此紀によれば現在の地點より少しく東に偏し、今の粟原（オーハラ）（多武峯村）附近をいふものゝやうである。道臣命は歸順者の罪を赦し、饗宴を賜はる旨を布告したので、賊衆は之を聞いて陸續來集したのであるが、本性獰猛で招慰の望が乏しい士民のことであるから、之を絶滅するに如かずとせられたのであらう。酒酣にして醉の廻つたころを見はからひ、歌を合圖に接伴の猛卒をして一齊に起つて之を斬殺せしめたといふのである。

[illegible]參する場合の外殆ど有り得ぬことであるから、訛傳とせざるを得ぬ。其内容及歌詞にも多少の相違があるので、參照のために左に其一節を抄出する。

其地より幸行して忍坂の大室に到る時、尾ある土雲八十建その室に在りて待ち伊那流。故爾に天つ神の御子の命もち、八十建を饗へ賜ひき。是に八十建にあて八十膳夫を設けて、人ごとに刀佩け、其膳夫等に歌を聞かば一時共に斬れと誨へたまひき。故その土雲を打たむとすることを明かす歌

おさかの　大室屋に　人さはに　來入り居り　人多に　入り居りとも　みづみづし　くめの子が　くぶつゝい　石つゝいもち　撃ちてしやまむ　みづみづし　久米の子らが　くぶつゝい　石つゝいもち　今撃たばよらし

此く歌ひて刀を拔きて一時に打殺しき

右によれば此八十建は生尾(チアル)土雲であつたとの事である。生尾は前々章井氷鹿及石押分之子の例と同じく、誇張又は異裝をいふのであるが(第一二七頁)、土雲は種族名で、クモはクマに通じ、クマソ又はクニスと同一種族をいひ、ツチは冠稱で、攝津國風土記に宇禰備能可志婆良能宮御宇天皇ノ世、僞者土蛛 此人恒居二穴中一故賜二賤號一曰二土蛛一(釋紀九所引)とあるが如く、土中居住を意味するものと思はれる。既記の如く熊野は此の種族の占據地で、石押分之子、兄ウカシ、弟ウカシ等も之に屬するのであるから、國見山乃至忍坂に占據したものが、ツチクモであつたことは怪しむに足らぬが、紀には後記の如くエミシ(蝦夷)であるかのやうに叙述せられて居る。伊那流のナルは鳴の意であるが、上古はナクと相通じて用ひ、イを接頭することによつて少しく意味が變り、咆吼をいふものと了解せられた。口語のウナルは其轉訛である。

美稱を冠すべき場合…[illegible]

ウタ（快事）の假字と見、饗をケ（饌）と訓むことを至當とする。猛卒をして接伴せしめたことを記に宛㆓八十建㆒設㆓八十膳夫㆒としたのは文飾で、膳夫はカシハデと訓み、カシハ（炊葉）卽ち食物を盛る器の代りといふ意から、奉膳の義に轉じたのである。此膳夫に佩用せしめたとある刀（タチ）は、歌詞によればクブツツイ及石ツツイで、クブツツイは紀の歌にはカブツツイとし、文にも拔㆓其頭椎劒㆒とあるから、天忍日命等が携へた頭椎之太刀をいふものとせねばならぬが、大刀または劍とあつても後世の刀劍とは型式を異にし、柄頭に刄物（金屬、貝、石等）を取附けたマサカリ（鉞）狀のものと思はれることは、前篇第六卷（五四頁）に說述した通りで、石ツツイが刄物の代りに石を縛着した棍棒の謂なることは勿論である。

合圖として謠うた歌詞は右旁に點示した通り紀と少しく相違するが、大體に於て終の五句を反復し、本初のウチテシヤマムを今ウタバヨラシと言ひかへただけで、樂府の來目歌としては此形式を以て謠はれたものと思はれる。紀には之に次いで左の記事がある。

皇軍大悅、仰レ天而咲、因歌之曰

今はよ　今はよ　アアシヤヲ　今だにも　アゴヨ　今だにも　アゴヨ

今來目部歌而後大哂ハ是其緣也、又歌之曰

えみしをひたり　百(モモ)な人　人はいへども　手むかひもせず

此皆承ニ密旨ニ而歌之、非ニ敢自專者ニ也

前者は歌之とあるが、嚴重なる意味の歌ではなく、「今だ今だ、それ今だ」といふ意に過ぎず、片かなで書いたのは感動詞又は囃詞である。其は賊衆の周章狼狽を見て歡聲を發したので、今來目部歌而後云々は編者の註記ではなく、來目部とい

である。之に反し次の此皆承二密旨一云々は編者の附説で、陣中に於て諧謔を弄したとしては餘りに無檢束であり、放恣であつたやうに聞えるといふ後代的思想から、豫め勅旨を承けたので自專ではないと斷つたのであるが、事の成否の判らぬうちから笑ひ方まで極めて置いた筈はなく、卽興とする方が時の事情に適して居るやうである。

エミシヲ一人百ナ人と謠うた所を見ると、忍坂に參集した賊虜はエミシ（蝦夷）族であつたとせねばならぬ。エミシは上記の如くヒ（火）卽ちヒナ（夷）族の別名で（第九四頁）、吉野の井氷鹿も之に屬するから、宇陀磯城地方にも占住したのは勿論である。記が之をツチクモ（土雲）と傳へたことは上述の通りで、クモがクマの訛

であるとすれば、原義は木間(クマ)であるから(一―一〇六頁)、山地居住のヒナ(夷)人をも此名を以て呼び得られぬ事はなく、九州地方ではクマとヒナとが混同せられた形跡も存するが、大和附近では第三章以下に述べたやうに、別個の種族とせられて居たやうである。假に國見丘の八十梟師が土雲卽ち國樔であつたとすれば、之と同族の弟ウカシは、縱ひ之を說いて歸順させる事が出來なかつたとしても、ほゞ其情勢を知つて居た筈で、少くとも忍坂の鏖殺に反對するだけの愛族心を有して居たとせねばならぬから、其種族を異にしたとすべきで、エミシと稱へたのが當を得て居るやうに思はれる。記はこの歌を逸したので、異俗といふ程の意味を以て漫然土雲としたのであらう。正確なる種族的智識を以て此稱呼を用ひたのではないといふことは、生レ尾と形容したのを見ても推定せられるのである。

天皇は此時まで依然として丹生河畔に駐蹕せられたもの丶やうで、紀には忍坂

不レ可レ知、如何久居二一處一無二以制一レ變、乃徙二營於別處一

漢(カラ)めかしい叙述であるが、當時の事情を察するときも有るべきことで、移轉地は明示せられて居らぬけれども、次に墨坂と忍坂との兩道から兵を進められたとある所を見ると、今の榛原町と松山町との中間の一地點であつたらうと思はれる。記には此以後の軍事行動を說かず、僅に四首の歌をあげて居るのみであるが、紀によれば天皇は磯城平定に全力を盡されたもののやうで、其顚末は次の如く叙述せられて居る。

十有一月癸亥朔己巳、皇師大擧將レ攻二磯城彥一、先遣二使者一徵二兄磯城一、兄磯城不レ承レ命、更遣二頭八咫烏(カラス)一召之時、烏到二其營一而鳴之曰、天神子召レ汝、怡奘過(イザワ)怡奘過(イザワ)、兄磯城忿之曰、聞二天壓神至一而吾爲二慨憤一時、奈何烏鳥若レ此惡鳴耶、

乃彎レ弓射レ之、烏卽避去、次到二弟磯城宅一而鳴之曰、天神子召レ汝、怡奘過怡奘過、時弟磯城慄然改レ容曰、臣聞二天壓神至一、旦夕畏懼、善乎、烏汝鳴之若レ此者歟、卽作二葉盤八枚一盛レ食饗之、因以隨レ烏詣到而告之曰、吾兄兄磯城、聞二天神子來一、則聚二八十梟帥一、具二兵甲一、將二與決一レ戰、可二早圖一レ之、天皇乃會二諸將一問之曰、今兄磯城果有二逆賊之意一、召亦不レ來、爲レ之奈何、諸將曰、兄磯城黠賊也、宜下先遣二弟磯城一曉喩上之、幷說二兄倉下弟倉下一、如遂不二歸順一、然後擧レ兵臨レ之亦未レ晩也、乃使二弟磯城一、開二示利害一、而兄磯城等猶守二愚謀一不二肯承伏一

磯城彥は磯城の貴人といふ意で、通例此形に於ては其地の最高酋長の稱號として用ひられるのであるが、こゝでは複數を意味し、少くとも兄シキ、弟シキを併稱したものゝやうである。兩人も本來は兄シキ彥、弟シキ彥とよばれたのであらうが、一旦朝敵となつたが故に、兄ウカシ、弟ウカシと同樣に敬稱ヒコを省いたので、歸順した弟ウカシ及弟シキが、同樣の筆誅を受けたのは不當であるが、一方

なつたのであるから　其部衆は何種族であるにしても　魁帥は勿論本族人で　今

の磯城郡方面には上古三輪に大物主、高市に事代主が占據したことが傳說に殘り(前篇第四、第五卷)、神武天皇時代には其一族が蕃息して居たので、磯城八十梟帥と稱へられ、就中兄シキ、弟シキが其名家で、且有力者であつたことは疑がない。其本據地は上文に兄磯城軍布二滿於磐余邑一とあり、椎根津彥と弟猾とは敵地を通過して香山の埴を將來したとあるから、今の城島村櫻井町方面であつたと推定せられる。次に之を討伐する爲に弱兵を出して牽制し、墨坂から進擊したとあるのもほゞ地の理が合ふやうである。

皇軍が目的地なる鳥見(饒速日命の根據地)に進出せんが爲には、磯城彥の向背を確めることを必要としたので、先づ降伏を勸告したのであるが、一度は拒絕せ

られ、第二次の使者として頭八咫烏を派出せられたとある。記によれば兄ウカシ勸降の爲にも之を遣はされたとあるから(第一四二頁參照)、同一事蹟が二樣に傳へられたものとも了解せられるが、ヤタカラスの任務は既述の如く皇軍の嚮導に任ずると同時に、所在の土豪を說得することにあつたものゝやうであるから、宇陀に於ても磯城に於ても此使命に服したことは有り得べきで、殊に兄シキ等とは同族の誼があるのであるから、今次は勸說最も力めたであらうと想像せらる。然るにカラスといふ語によつて、之を如實の烏として童話的に說いたのは傳誦者の諧謔で、其が實在人の稱號であることは前々章に述べた通りである。

烏が兄シキの營に到り、天つ神の御子汝を召す怡奘過怡奘過(過音倭とある)とあるイザワイザワはイザヤイザヤの音便で、――ヤとワとは往々相通じて用ひられる――促し進める意であるが、特にイザワとしたのは烏の鳴聲に近く響かせる爲であらう。兄シキのいふ天壓神は天皇をさし奉ること勿論で、壓者飫迺(オス)と訓註

之子の如く之の字が記入してあつても、之を除いてニヘモツコ　イハオシワクコ
と訓むのが原則で（第一二三頁）、殊に此は厭神とあるのであるから、助語ノを加へ
ることは不可とせねばならぬ。又飫蒭とはあるけれども、動詞の訓註に其活用形
態の何たるを問はず、一律に終止形を以てした例が少くないから、準名詞として
オシと訓むべしとすれば、オシノカミであるが、此は名號ではなく神の屬性表示
として用ひられたのであるから、オス神即ち抑制する神の謂であらねばならず、
天を冠したのは高天系を表示する爲である。其來着を慨憤したとあるのは兇シキ
としてはさも有るべきことで、爲二慨憤一時はウレタム時と訓すべきである。——
舊訓ネタミツツアルトキとあるは非、ネタミはネヂ（捩）ミ（見）の轉化で、慨憤の
意はない。

兄シキが頑迷不靈なるに反し、弟シキは恐懼歸順したとあるのは、頗る上記兄ウカシ、弟ウカシの場合に類して居るが、必しも模倣ではあるまい。兩シキ彥が邸宅を異にして居たかのやうに說かれて居る所を見ると、恐らくは肉身の兄弟ではなく、弟シキは第二位の族長で、兄シキと意見を同うしなかつたのであらう。葉盤八枚を作り、食を盛つて饗應したのは、敢て盛宴とはいへぬが、使者を迎へる作法で、烏に餌を與へたことをいふのではない。葉盤はカシハ(炊葉)を以て製した盤狀の器で、此云毗羅耐と訓註せられ、大嘗祭式にも笠形葉盤の下に、比良弖似笠形といふ註記があり、之に對して葉椀を久菩弖と稱する。ヒラ(匾)とクボ(凹)とは形狀で、テは事物を意味する原語トの轉呼であるから、語義は匾平なもの、窪んだものといふに過ぎぬが、こゝのヒラテは膳皿の代用品で、八は概數であるから、若干數の食膳を供したことを意味する。

…に述へたやうに、倉主即ち其同倉庫の管理者を意味し、小集團長の稱號であるが、いづれの地に居住したか判明せぬ。恐らくは兄シキの同門で、之と行動を共にして居たものであらう。皇軍は遂に兵力を以て之に臨み、兄シキ以下を誅戮したのであるが、紀は之を次の如く潤色を加へて説明して居る。

時椎根津彦計之曰、今者宜下先遣二我女軍一出上自二忍坂道一、虜見レ之必盡レ鋭而赴、吾則駈二馳勁卒一、直指二墨坂一、取二菟田川水一以灌二其炭火一、儵忽之間出二其不意一則破レ之必也、天皇善二其策一、乃出二女軍一以臨レ之、虜謂二大兵已至一畢レ力相待……

果以二男軍一越二墨坂一從レ後夾撃破レ之、斬二其梟帥兄磯城等一

點線の部分には後記の御製「たゝなめて」に關する一條が挿入せられて居るが、其は錯簡か然らずば編述の序次を誤つたのであるから、之を除き右の如く接合して

讀めば、完全なる一段となるのである。椎根津彦の進言は極めて有りふれた策戰で、弱兵を以て敵を牽制しつゝ、精鋭を擇（スグ）つて猛襲を背面から加へようといふのであるが、墨坂といふ地名の所由説明の爲に案出せられた炭火（第一五七頁）を再び持ち出したのは、諧謔としても執拗に過ぎる嫌があるから、語戯を解し得なかつた後人が加筆したのであらう。叙述に矛盾が多く、甚しい不合理があるのも其が爲で、假に炭火を以て敵の進軍路を壅塞するといふやうな手段が其當時用ひられたとしても、之を墨坂に置いたのは國見丘の八十梟帥であるから、其滅亡後も尙恒に赫灼して居た筈はなく、兄シキは此地に占據したのではないから、引續き炭をさし加へて居たと强辯することは出來ぬのみならず、此坂は郡境の山地で、平野よりも高位に存し、菟田川の水を引くことは不可能で、之を汲んで運搬したとするには餘りに距離が遠すぎる。されば取二菟田川水一以灌二其炭火一の十字は之を省いて讀むを可とする。

孰れの道を選ぶべきかといふことが問題であつたのであらう。勁卒は次に男軍とあるから、女軍が弱兵を意味することはいふまでもなく、之を忍坂から繰り出して敵軍を誘ひ、其虚に乘じて墨坂から勁兵を進めて、一擧にして賊營を拔き、巨魁を屠つたといふのである。其は地理から見ても事實に近いやうであるが、上記の如く叙述に疑はしい點があり、且全體としても純漢文式描寫で、古傳の面影が乏しい所を見ると、縦ひ事實に基くものであつても、比較的後世の潤色を經たものとせねばならぬ。或は大和直家などから出た資料ではあるまいか。

古事記には勸降討伐の記事は全く缺け、たゞ又擊二兄師木弟師木一之時御軍暫疲

爾歌曰と前書して

たゝなめて　伊那佐の山の　木間ゆも　い行き護らひ　鬪へば　われはや瘁ヱぬ　島つとり　鵜養がとも　今すけに來ね

といふ一首の歌を擧げて居るのみである。此歌は紀にも次の如き記事をそへて、上記磯城彦討伐の條下に挿入せられて居る。

先レ是皇軍攻必取、戰必勝、而介冑之士不レ無ニ疲弊一、故聊爲ニ御謠一、以慰ニ將卒之心一焉、謠曰

歌詞には一音の相違もないから、天皇の御製乃至當時の吟詠であるといふことには疑があるが、古い傳承で、イナサ山といふ所に於て皇軍が困頓し、阿陀の鵜養等の援軍を待ちかねたといふ意を詠じたものとすべきである。記に撃ニ兄師木、弟師木ニ之時とあるのは、紀の所傳と抵觸するやうであるが、弟シキは本來一個人の固有名ではないから、磯城八十梟帥といふと同義に用ひたものとも言ひ得べく、

阿陀に一小部隊を留め、歸順の先住民を糾合して、其方面を衛へ、高市郡を經て北進し、磐余に於て會合せしめる計畫が存したことも絶無とはいへぬ。援軍の到否は不明であるが、若し之を期待せられた事實があつたとすれば、イナサの山も實在地とせねばならぬ。大和志には之を宇陀郡山路村の上方にある山路山なりとし、——今の伊奈佐村は此説に基いて近年命名せられたのである——宣長は墨坂の本名と推定したが、磯城轉戰中の御製とすれば、宇陀郡に存する理由がない。イナサといふ地名は國讓傳説にも見え（記）、イダサとも稱へられ、イササ（齋淨）の義であるから（五—一〇二頁）、靈地に與へられ名なることは疑なく、或は後記のイハレ（石像）の存した地點のことであつたかも知れぬ。

兄シキは一擧にして誅戮を蒙つたとしても、餘黨は尙各地に殘留した筈であるから、此一戰によつて磯城磐余地方が悉く平定したと見なすことは出來ぬ。右の歌も此消息を詠じたものゝやうである。殘賊討伐に關しては何等傳ふる所がないが、紀の翌年の記事中に掲げた左記の地名由來は之を暗示するものと思はれる。

夫磐余之地、舊名片居、亦曰片立、逮ニ我皇師之破レ虜也、大軍集而滿ニ於其地一、因改レ號爲ニ磐余一、或曰、天皇往(サキニ)嘗ニ嚴瓮粮一、出レ軍西征、是時磯城八十梟帥、於ニ彼處一屯聚居之、果與ニ天皇一大戰、遂爲ニ皇師一所レ滅、故名之曰ニ磐余邑一、又皇師立誥之處是謂ニ猛田(タ)一、作レ城處號曰ニ城田(キシタ)一、又賊衆戰死而僵屍枕レ臂處、呼爲ニ頰枕(ツラマキ)田一、天皇以ニ前年秋九月一、潛取ニ天香山之埴土一、以造ニ八十平瓮一、躬自齋戒祭ニ諸神、遂得レ安ニ定區宇一、故號ニ取レ土之處一曰ニ埴安一

此等の命名說は後記の如く語戯から出たものであるが、磐余の外に猛田、城田、頰枕田の如き地名が列擧せられたのは、之を古戰場なりとする口碑が或時代まで存

て居るか　城田及頬枕田については他に所見がない。刊本に城田をキシタと傍訓したのは如何なる根據によるか判明せぬが、若し此訓に誤なしとすれば、姓氏錄岸田朝臣の條下に、武内宿禰五世孫稻目宿禰之後也居二岸田村一とある地に當るやうで、今山邊郡朝和村に屬し、磯城郡柳本町と境を接する。頬枕は勿論借字で、ツルマキ（武藏國弦卷、上總國鶴卷）と同語から出た地名であらう。ツルは神功紀にあげた南鮮の地州流（ツル）須祇（スキは村の意）のツルと同じく、通證によれば南史に百濟國邑曰二檐魯一、猶二中國言二郡縣一とあるから、百濟語から出た稱呼とすべきで、夙に輸入せられたと見えて、之を名とする地點は我國にも少くはない。マキは崇神天皇の妃御眞津比賣〔記〕を御間城媛〔紀〕ともいふ所を見ると、マと同じく地區を意味し、之を牧即ち牧場の意に專用するやうになつたのは寧ろ後世のことであ

る。但しツラマキ（ツルマキ）又は之に類似する地名は大和には殘つて居らぬ。

思ふに皇軍は磐余の賊營陷落後、殘黨を掃蕩する爲に此等の地點に轉戰したのであらう。埴安は椎根津彥等がハニ（粘土）を採取した地として擧げられて居るのであるが、之によつて名を負うたとするのは附會で、ヤスはヤツ（谷）の音便なるが故に、粘土產地の意を以て此名を與へたのである。香山の粘土を取りに遣はされたといふのも、敵情偵察を潤色したのであるから（第一五七頁）、此地もまた古戰場の一つであつたかも知れぬ。皇軍が詰び立つたが故にタケ田といひ、城を作つた處を城田（キシタ）と稱へ、屍骸が臂を枕にしたから頰枕田と呼ぶやうになつたといふ語原說の信すべからざることは勿論で、タケ田の如きは姓氏錄竹田川邊連の條下には、左記の如く竹によつて名を得たかのやうに記されて居るのである。

仁德天皇御世大和國十市郡刑坂川之邊、有ニ竹田神社一、因以爲ニ氏神一、同居住焉、綠竹太美、供ニ御箸竹一、因レ茲賜ニ竹田川邊連一

てあ

古事記及萬葉集に假字書した例はないか。假にイハミが古語であるとし

ても、ミとレとは通音ではなく、又イハルと活用した例もないから、イハレといふ名が之から出たと見ることは出來ぬ。特に磐余の二字を充てた所を見ると、イハとアレとの二語から成立するもの丶やうであり、アレは紀に往々村(村邑)の訓に用ひられ、記にもイハレを石寸(寸は村の省偏か)と書いた例があるから、通釋には屯聚(イハアレ)村の約と說き、或は石群(イハムレ)(村)の意とも解せられるが、村をアレと訓した根據は不確實で、語原的には立證し得られぬから、或は別に意義があるのかも知れぬ。案ずるにアレは神樂歌に「我(ワガ)アレはへみな知らず父がカタ母がカタとも神ぞ知るらむ」とあるアレで、アラ(現)から分化してカタ(像)又はカタシロ(像代)の義に轉じたもの丶やうで、古典には用例がないが、賀茂社、松尾社等の御靈代を

も阿禮と稱するから〔神祇志〕、石像を古言でイハレ（イハアレの約）と稱へたのではあるまいか。勿論後代のやうな精巧な彫刻を意味するのではなく、人像に似た自然石の意であつたかも知れぬが、上代人が之を靈奇としたことは勿論で、其所在地點が此名を負ひ、廣く地方的稱呼となつたことも怪しむに足らぬ。紀に舊名としてあげた片居及片立も、石像の一片が坐姿で、一片が立姿であつたことを表明するもので、歳月の間に崩壞して原形を留めなくなつた爲に、後人が其本旨を察し得ずして、漫然地名と解するやうになつたのである。されば今日に於ては其所在を物色することは絶對に不可能であるが、上代人が之を神聖視したとすれば、上記の如くイナサ山も之によつて名を負うたものとすべきで、磯城彦は此靈地を擁して覇を稱へたものと想像せられ、天皇の御稱號に此地名を用ひたのも、後記の如く特に緣故を有せられたことの外に、其神嚴を巨大なる石像に況へたものとも了解せられるのである。

廣からざる地域のことであるから、破竹の勢を以て餘黨を掃蕩せられたことも絶無とはいへぬが、其當時に於ては此方面も決して現在のやうな一望千里の沃野ではなく、到所密林に蔽はれて居たと思はれるから、其間に潛伏して抵抗を試みる賊兵を殲滅することは、容易の業ではなかつた筈で、臺灣占領後少數の生蕃を討伐鎭撫するにすら、多くの歳月を要した事實に徴しても、疾風一過するやうな神速な處置を取られたとは考へられず、若し長髄彥から戰を挑んで來なかつたとすれば、地方民の懐柔を先にせられたものと思はれる。其が爲には要害を選んで策戰基地とし、假に皇居を定めて四方に號令せられたに違ひない。恐らくは其は右の磐余の地で、三ヶ年後畝傍の橿原に奠都せられるまでは、此處に駐蹕あらせられたと斷定することは敢て不當ではなく、イハレ彥といふ御名は、此時代に於て

此地方民が用ひた尊稱であつたとすべきである。

上述の如く論究すると、磯城征服に關する紀の所説は漢文式潤色はあるけれども、大體に於て事實と認識すべきもので、大戰は今の櫻井町附近に於て行はれ、當時シキ氏の宗族長であつた兄シキは誅戮せられ、其本營なるイハレは行宮に充てられたのである。皇軍は之を根據として先づシキ彦の餘黨を一掃し、次て後章に說くやうに長髓彦を攻め、饒速日命（又は宇摩志麻治命）の降を受け、爾餘の抗命者を討伐し、久しからずして大和川諸支流の貫流する一帶の平野は悉く平定したのである。紀に橿原奠都後に擧行せられたとある鳥見山の郊祀も、恐らくは此行宮時代のことであらう。其は次の如く叙述せられて居る。

四年春二月壬戌朔甲申詔曰、我皇祖之靈也、自レ天降鑒、光ニ助朕躬一、今諸虜已平、海內無レ事、可下以郊ニ祀天神一用中申大孝上者也、乃立ニ靈畤於鳥見山中一、其地

彌神社（不現存）とある地、卽ち今の礒城郡城島村大字外山の南方の丘陵鳥見山なりとする說と、小野榛原とあるに基いて宇陀郡榛原町大字萩原なりとする說とがある。宣長は兩者を異名同地として、「榛原は今ノ世に萩原（ハイハラ）といふ驛ある是なりと云り、此村長谷の東方にて、今は宇陀ノ郡に入て、彼ノ外山村とはや丶遠けれども古登美といひしは廣き名と聞ゆれば、彼驛のあたりまでかけて鳥見山中と云むこと違ふに非じ」と說いて居るが、假に鳥見山が礒城、宇陀二郡に亙る山地の總稱であるとしても、靈畤は外山と萩原とに跨がつた筈はなく、或一地點に設けられたものとせねばならぬから、右の如き漠然たる解釋を以て滿足することは出來ぬ。通釋に引いた吉井某の說によれば、萩原（ハイハラ）の附近に今も鳥見山と稱する遺跡が存するといふことで、測量部の地圖にも載せてあるが、其が果して古來の地名である

かは疑はしく、ハリ原といふ驛名から思ひついて、後人が適宜の地點を選び、之に此名を與へたことも有り得る。殊にこの文には小野榛原とあることに注意すべきで、ハリ原の如き地物から出たあり觸れた地名は――ハリは刺(トゲ)々しい草木の總稱で、ハリ(榛)(ハシバミ)、ツチバリ又はヌバリ(王孫)等も之に含まれる。萩といふ字を充てたのは秋草の意によるもので、今いふハギ(芽子)のことではない――一ヶ所には限らぬから、宇陀の榛原(萩原)と區別する爲に特に小野といふ語を冠したのかも知れぬ。ウタ(大田の意)とヲヌ(小野)とが對立語であることを見ても、別地とする方が妥當で、今の萩原が上古小野榛原と呼ばれたといふ確證の出ぬ限り、大和志以下の宇陀說は猝に贊同することが出來ぬ。之に反して現に外山村に存する宗像神社(式內)は類聚三代格元慶五年十月の官符に、坐二大和國城上郡登美山一とあるから、此地は尠くとも陽成朝にもトミ山と稱へられて居たことが立證せられ、附近に小野または榛原といふ地名は殘つて居らぬけれども、擬定地としては有力な

別の山緣のある地點でもないから、紀の所說の如く卽位後第四年に擧行せられたものとすれば、態々遠隔の地を選ばずとも、皇居の附近に隨所郊祀に適する地點を求め得た筈である。書紀の紀年は序說に述べたやうに、信用することの出來ぬものであるから、試みに年紀を除いて考察すると、此祭典の擧行は饒速日命(又は其子)が降服し、大和の中樞地が平定した時が最適當な機會で、四ヶ年後まで遷延したのは寧ろ不合理なるが故に、上記の如く磐余行在中のことゝせねばならぬ。若し然りとすれば其隣接丘陵なる鳥見山が靈畤建設地に選定せられたことは極めて自然で、上述の地名考證の結果とも一致するのである。

此遺跡については地元に於ても宇陀郡と磯城郡との間に猛烈な論諍が繼續し、各自史家又は國學者と稱するものを取込んで、自說に都合のよい考證をさせて居

るやうであるが、私は兩地いづれからも賴まれたのではなく、唯學術的批判の命ずる所に從うたに過ぎぬのであるから、宇陀郡の有志家も之を諒とせられたい。若し紀の所說の如く橿原奠都後の第四年まで謝恩の祭が延期せられた理由が確立するならば、或は右の管見にも動搖を來すかも知れぬが、然らざる限り外山說は誤なきものと見ても差支はあるまい。此郊祀については記には何等言及する所がなく、古語拾遺は次の如く記述して居るが、其は唯中臣、齋部、猨女氏等が之に參與したことを補說しただけで、實質上紀の所傳を增減するものではない。卽ち

> 爾乃立三靈畤於二鳥見山中一、天富命陳レ幣、祝詞禋二祀皇天一、徧秩二群望一以答二神祇之恩一焉、是以中臣齋部二氏俱掌二祠祀之職一、猨女君氏供二神樂之事一、自餘諸氏各有二其職一也

こゝには小野榛原といふ地名をすら擧げて居らぬから、宇陀郡說は愈々影が薄くなるのである。

前章末に論じたやうに、征戰の目標たる鳥見討伐は磐余附近が十分平定した後のことであつたと思はれるが、記には忍坂の鏖殺と師木の戰との間に登美毘古を擊つ時の歌三首をあげたのみで、紀によれば時を置かず鳥見に向つて進擊せられたとある。即ち

十有二月癸巳朔丙申、皇師遂擊二長髓彥一、連戰不レ能レ取レ勝、時忽然天陰而雨レ氷、乃有二金色靈鵄一、飛來止二于皇弓弭一、其鵄光曄煜、狀如二流電一、由レ是長髓彥軍卒皆迷眩、不二復力戰一、長髓是邑之本號焉、因亦以爲二人名一、及二皇軍之得二鵄瑞一也、時人仍號二鵄邑一、今云二鳥見一是訛也

瑞兆の存在は今人にも尙信ぜられて居ることであるから、神武天皇時代の人が異常の天候に際し、鳶の出現を見て之を靈奇とし、羽毛から光を放つやうに感じたのは、決して有り得ぬことではないが、長髓彥の根據地は本來ナガスネと呼ばれたのが、鵄の瑞を得たるによりトビと名づけられ、更にトミと轉化したといふ紀の所說の信ずべからざることは、既に前篇第五卷（一九六頁）に述べた通りである。ナガスネも勿論地名であるが、トミは其よりも廣い地域の稱呼であつたればこそ其首長の名を登美毘古とも登美能那賀須泥毘古とも呼び〔記〕、其妹をトミヤ媛と稱したので〔紀〕〔記〕、謚號とは異り、何彥何媛と稱せらるるのは多くは生時の稱號であるから、未來の改名を逆睹して呼稱するが如きことは絕對にあり得ぬ。從つて此名號所由說は、後人がトミといふ語から案出したもので、金鵄出現も亦作り話とせねばならぬ。トビ（鵄）を拉し來つて其靈奇を叙したのは、ヤタカラスを如實の鳥と誤解して、之と對立させる爲であつたと思はれるが、尙コンシ（金鵄）が

ら、ナガスネ彦の猛威を抑へるに適當であると考へついたのであらう。されば此挿話は遥に後代のもので、稗田阿禮が知つて之を採らなかつたものとすれば、當を得た態度といはねばならぬ。

戰況に關しては右の外所説はなく、唯二三の歌謠をあげて居るのみである。紀には

昔孔舍衛之戰、五瀨命中レ矢而薨、天皇銜レ之、常懷ニ憤懟一、至ニ此役一也、意欲ニ窮誅一、乃爲ニ御謠一之曰

として次の二首をあげて居る。

みづみづし　來目の子らが　垣もとに　粟生には　かみら一本　そのがもと

そねめつなぎて　撃ちてしやまむ

みづみづし　來目の子らが　垣もとに　うゑしはじかみ　口ひゞく　われは
忘れず　撃ちてしやまむ

此は記に然後將ㇾ擊二登美毘古一之時、歌曰と前書して收めた三首中の二首に當るものであるが、第一首の第三句カキモトニは蛇足で、第六句の曾迺ガモトは意をなさぬから、次句に曾禰メツナギテとある禰と迺とが倒錯したものと見るを可とする。卽ち原歌は

みづみづし　來目の子らが　粟生には　かみらひと本　そねがもと　そのめ
つなぎて　撃ちてしやまむ

とあつたのであらう。記には右二首の外前々章に國見丘の賊營强襲の際の歌として紀に揭載した一首が、次の如く少しく語句をかへて附記せられて居る。

神かぜの　伊勢の海の　おひしに　はひもとほろふ　細螺（シタダミ）の　い匍ひもとほ

は明に戰況と敵愾心とを詠じたものである。——歌詞の說明は歌謠篇に讓る——

紀は更に次の如く附記して居る。

因復縱レ兵忽攻レ之、凡諸御謠、皆謂二來目歌一、此的（サシテ）取二歌者一而名レ之也

末句の意は來目歌といふ名稱の說明で、謠ふものが來目部であるから、クメ歌と名づけられたといふのである。上記忍坂の大室の歌の終に今來目部歌而後大哂是其緣也とあるに同じく、來目部といふ部隊が尙存續したところの附說と思はれる。

兵を縱つて之を攻めた結果は記述せられて居らぬが、皇軍に有利であつたとしても、尙死命を制するに至らなかつたのであらう。されば紀には次の如き交涉が行はれたことを叙べて居る。

時長髓彥乃遣二行人一言二於天皇一曰、嘗（カツテ）有二天神之子一乘二天磐船一自レ天降止、號

曰ニ櫛玉饒速日命一、是娶ニ吾妹三炊屋媛一亦名長髓媛、亦名鳥見屋媛遂有ニ兒息一名曰ニ可美眞手命一、故吾以ニ饒速日命一爲レ君而奉焉、夫天神之子、豈有ニ兩種一乎、奈何更稱ニ天神子一、以奪ニ人地一乎、吾心推レ之未ニ必爲一レ信、天皇曰、天神之子亦多耳、汝所レ爲レ君是實天神之子者、必有ニ表物一、可ニ相示一之、長髓彦即取ニ饒速日命之天羽羽矢一隻及歩靫一、以奉レ示ニ天皇一、天皇覽之曰、事不レ虛也、還以ニ所レ御天羽羽矢一隻及歩靫一、賜レ示ニ於長髓彦一、長髓彦見ニ其天表一益懷ニ踧踖一、然而凶器已構、其勢不レ得ニ中休一、而猶守ニ迷圖一無ニ復改意一

饒速日命の事蹟は既に前篇第五卷に於て、ある限りの材料に基いて論究した。右の一節も大體其以上に出でぬのであるが、交戰中ナガスネ彦との間に此やうな折衝が存したかは疑問とすべきで、天皇が常に憤懣を懷かれたといふ前段の記事と矛盾するのみならず、天つ神の子が一人だけでないといふことは、饒速日命も承知して居た筈で、問題は寧ろ孰れが嫡統であるかといふことにあらねばならぬの

を中止することが出來なかつたといふのは　當時の實情に近いことのやうで　勿論想像を述べたのであらうが、尙古史に通曉した人の說とせねばならぬ。恐らくは或時代の世人が懷いた次の如き疑問に對し、合理的の釋明を與へんが爲に敍述せられたのであらう。

（一）饒速日命が天つ神の子であるといふのは眞實か

（二）果して然らば何故に皇軍に反抗したか

（一）に對しては肯定的な答を與へ、（二）については責をナガスネ彥に歸し、其偏見卽ち天神の子は饒速日命の外にはあり得ぬといふ誤つた豫斷にもとづくとしたのである。此はナガスネ彥に取つては聊か寃罪で、隔絕した兩地に居住する別系の間にも、同一族である以上、宗支の別が嚴存せねばならぬといふ觀念が、國家

統一前の民衆の間にも普遍して居たとは考へられず、一社會集團内に於てはおのづから嫡庶の別が認識せられて居たとしても、集團を異にする場合には、其首長の地位に高下のないことは、恰も現在の各國元首間に尊卑の別が存せぬのと同一の理である。加之生來の嫡子權といふものは認められて居なかつたから、天火明命は長子なるが故に正統なりと主張することが出來なかつたと同樣に、縱ひ瓊々杵尊が如何なる特權を賦與せられて居たとしても、同族なることの故を以て全然別個獨立の他の社會を支配する權能はなかつた筈である。されば饒速日命にして一步先に國內統一に成功して居たとすれば、神武天皇が如何に英邁優越であらせられても、天業恢弘は至難であつたかも知れぬ。第一章（四八頁）に述べたやうに東征の主目的が其未だ大をなさざるに先ちて、饒速日命を抑壓するにあつたのは之に因るものである。事情此の如しとすれば、ナガスネ彥が其仕ふる所の爲に忠勤を擢でたのは、敢て頑迷不靈とすることは出來ない。

つた。當初悲觀せられた形勢も、神武天皇の叡智と威武とにより、皇軍に有利に轉換し、磯城磐余方面に確固たる根據を築くに至つては、敵は之を如何ともすることを得ず、饒速日命も遂に降を軍門に乞はざるを得なかつた。紀には之を次の如く叙して居る。

饒速日命本知二天神慇懃唯天孫是與（クミスル）一、且見下夫長髓彦、稟性愎佷不上可三教以二天人之際一、乃殺レ之帥二其衆一而歸順焉、天皇素聞二饒速日命是自レ天降者一、而今果立二忠効一、則褒而寵レ之、此物部氏之遠祖也

此一節も前文を承けて極度にナガスネ彦を筆誅して居るのであるが、饒速日命が罪を之に轉嫁したことは有り得たとしても、今日まで忠誠を勵んで奉仕したものを、愎佷不レ可三教以二天人之際一として之を殺したとすれば、餘りに冷酷殘忍であ

るから、恐らくは其は筆者の文飾で、原說は次に揭げる古事記の文のやうに、單に降參したとせられ、ナガスネ彥は或は戰歿したのかも知れぬ。愎佷は刊本にクスカシマニモトリと旁訓し、繼體紀にも僘佷をイスカシマと訓し、士淸(谷川)はヒスカシマの音便としたが〔通證〕、其やうな古言が存したかは疑問である。强ひていへばシマはヨコシマ(邪)の例によりサマ(狀)の轉呼、ヒスカはヒスミ(歪)、クスカはクセ(僻)の形容詞形とも釋明し得られぬことはないが、本來漢文として起草せられたのであるから、必しも訓讀するに及ぶまい。天神慇懃唯天孫ニ是與(クミス)の如きも、旁訓のやうに天ノ神ネムコロニシ玉フハ唯アメミマコヽニアタヘ玉フと訓しては意味をなさず、漢文式に讀むの外はないのである。此等の行文によつても此一條の古傳でないことが分明で、今果立ニ忠効ニ則褒而寵之とあるのは、ナガスネ彥を誅したことを勳功としたといふ意味であらうが、同じく編者の附說とせねばならぬ。記の所說は次の通りである。

き、故邇藝速日命登美毘古が妹登美夜毘賣を娶して生みし子、宇摩志麻遲命

此は物部連、穗積臣、婇臣の祖也

天津瑞は上記の羽羽矢及歩靫、若くは前篇第五卷(第五章)にあげた天津瑞寶を意味するのであらう。神武天皇の御到來を天降というたのは、古言のアモリが必しも字の如き意味ばかりではなく、來着の義とも了解せられて居たことの一證とすべきである(五—二三二頁)。饒速日命に何等の刑罰をも加へられなかつた理由は、紀の所説の如くナガスネ彥を斬つた功によるものでも、記が暗示したやうに天津瑞を獻じた爲でもなく、コトムケ(言向)ヤハス(和)といふ表現によつて明なるが如く、敎化懷柔を主とし、可能なる限り殺戮誅滅を避けることが皇謨であつたからで、少數の外來者として多數の先住民を統御する爲には、武力のみを恃むべき

ではなく、民心を得ることが最も必要であつたのである。特に饒速日家とは同族の誼があつて、しかも何等の宿怨も存せぬのであるから、五瀬命傷害の責任は之をナガスネ彦一人に負はせ、復讐主義を棄てゝ此豪族の勢力を統治に利用しようとせられたものゝやうで、されぱこそ其家門は皇室と相並んで繁榮し、後日物部の八十氏と呼ばれたのであるが、紀には之を物部氏と總稱し、記には代表として物部連、穗積臣、婇臣の三氏をあげたのである。

物部連については前篇第五卷(第六章)に詳述した通りであるが、穗積、婇兩氏も連家と同族で、舊事本紀(五卷)の物部系譜によれば、宇摩志麻治命三世の孫大水口宿禰の後とあり、或は其子鬱色雄命(紀)(記)または孫伊香色雄命(姓)から出たとある。物部連と稱するやうになつたのは、右の伊香色雄命(紀)または其子大新河命及十市根命(舊)以後のことであるから、其以前に於ては、事實上物部々衆の首長であつても、ムラジとは名乘らず、氏族の榮稱(カバネ)としてはホツミの臣又は

るから、其地に居住したが故に名を負うたものと解釋することも可能であるが、ウネメに至つては釆女——婇は字書によれば女子の字（アサナ）を意味し、ウネメと訓むべき理由がないから、釆女の二字を併せた和字とすべきであらう——の外に意義はなく、釆女の臣は意をなさぬから、之を借字と見てウネミ（大系身）の轉呼、即ち大系（根）から出た身分の謂と了解すべきであらう。ホツミも亦秀出身（ホツミ）の義で、いづれも門地のすぐれたことをいひ、更に之にオミ（大身）といふカバネ（榮稱）をそへたものと思はれる。されば穗積といふ地は其一族が居住したが故に名を得たのか、若くは後記のホソミ（臍見）の轉呼であらう。

舊事本紀には前篇第五卷（五章）に述べたやうに、饒速日命は神武天皇御來者以前に物故したと説かれて居るのであるから、降伏者をも其子宇摩志麻治命とし、

皇孫本紀〔六卷〕に於ては次の如く記述して居る。

宇摩志麻治命本知二天神慇懃唯天孫是與一、且見下夫長髓彦稟性戾很不中可三教以二天人之際上、乃謀殺レ舅、帥レ衆歸順焉

此は明に紀の文の饒速日に代へるに宇摩志麻治を以てし、殺之を謀殺舅と改めたのであるから、論ずるに足らぬが、同書第五卷物部系譜中、宇摩志麻治命の項に掲げた左記の一節は、物部氏の傳承に基くものゝやうである。

天孫天津彥火瓊々杵尊孫磐余彥尊欲レ馭二天下一、興レ師東征、往々逆レ命者、蜂起未レ伏、中洲豪雄長髓彥本推二饒速日尊兒宇摩志麻治命一爲レ君奉焉、至レ此乃曰、天神之子豈有二兩種一乎、吾不レ知レ有レ他、遂勒レ兵距レ之、天孫軍連戰不レ能レ擭也、于レ時宇摩志麻治命、不レ從二舅謀一、誅二殺佷戾一帥レ衆歸順之、時天孫詔二宇摩志麻治命一曰、長髓彥爲レ性狂迷、兵勢猛鋭、至二於敵戰一、誰敢堪レ勝、而不レ據二舅計一帥レ軍歸順、遂欵二官軍一、朕嘉二其忠節一、特加二褒寵一、授以二神劒一答二其大勳一、凡厥神

孫ニ天孫大喜特增ニ寵異ニ矣、復宇摩志麻治命率ニ天物部ニ而、翦ニ夷荒逆ニ亦帥レ軍
平ニ定海內ニ而奏也

これは紀記の所傳を折衷して記述したものと見なすことも出來るが、天神之子豈有ニ兩種ニ乎といふ語句が、神武天皇に對する難詰とせられず、長髓彦の所懷としたのは自然に聞え、之を誅殺したのも和戰の論議が合致しなかつた結果とすれば稀有なことではないから、事實はともかくも、物部氏としては祖先の榮譽のために、此やうに言ひ傳へたことも有り得べきで、或は紀の所說は之に基いたのであるかも知れぬ。

此傳承の要點は、物部氏の氏神なる石上神宮に、名劍布都御魂(韴靈)を奉齋する理由を說明し、且物部氏が建國事業に偉勳があつたことを叙するを目的とした

もの丶やうであるが、ウマシマチの命が褒賞として神劍を授けられたに對し、天璽瑞寶十種を獻つたとあるのは、恐らくは其後裔が取つくらうたので、事實は降伏の證として傳家の重寶を奉獻したに對し、天皇が高倉下から得られた名劍を下賜せられたのであらう。家寶獻上が臣服の左劵となる事は、出雲國家征畧の口實として神寶を徵せられ（四―二四五頁、五―二二一頁）、但馬の清彥が曾祖天日槍の將來した寶物を召上げられた（垂仁紀）事例によつても明で、之が徵發は或場合には最後通牒（アルチマタム）の一形式であつたのであらう。

神劍布都御魂の別名中、佐士布都は記にも見える稱呼であるが、同書の甕布都の代りに建布都及豐布都をあげた外に、布都主神魂刀（または布都主劒大神）ともあるのは、記と別傳から出たからであらう。此等は勿論劒そのもの丶名稱ではなく、布留に奉齋せられた後の神號であるから、其出所は此社の司祭者たる物部氏であつたとせねばならぬ。神寶として收藏せられた多くの刀劍のうちに特に靈異

舊事本紀に此人を饒速日命の子天香語山命の一名なりとしたのも之によるものである（第三章參照）。布都主神魂刀（または布都主劍大神）が誤傳でないとすれば、原說には此劍は經津主神の所持品とせられて居たのを、同じく軍神なるが故に武甕槌神とも訛傳せられたのかも知れぬ（五―九四頁以下參照）。

宇摩志麻治命が物部を率ゐて討伐平定に參加したといふことは、紀記には言及して居らぬが、其家門が磯城、賀茂氏等と相並んで皇室の姻戚となり、子孫大に繁榮した所を見ると、單に天孫氏たる故のみではなく、朝廷の重臣として寵遇せられたものとせねばならぬから、申二食國政一大夫に任ぜられたといふ舊事紀の說は信すべからずとしても（五―二七二頁）、單に罪を免かれて本領に安堵して居たので

はなく、部衆を率ゐて軍務に服したことは有り得べきである。其等の軍事行動については紀は次の如く叙述して居る。

己未年春二月壬辰朔辛亥、命二諸將一練二士卒一、是時層富縣波哆丘岬有二新城戸畔者一、又和珥坂下有二居勢祝者一、臍見長柄丘岬有二猪祝者一、此三處土蜘蛛並恃二其勇力一、不レ肯二來庭一、天皇乃分二遣偏師一皆誅レ之、又、高尾張邑有二土蜘蛛一、其爲レ人也、身短而手足長、與二侏儒一相類、皇軍結二葛網一而、掩襲殺レ之、因改號二其邑一曰二葛城一

右は代表的のもの丶みを擧げたので、抗命の土豪は隨所に尙多く存在したのであらうが、天皇の親征を煩し奉るほどの大勢力ではなかつたから、諸將に命じて士卒を練らしむとも、偏師を分遣して討伐せしめられたこともあるので、ウマシマチの命も其一將であつたのであらう。此等の賊衆は皆土蜘蛛と稱へられ、畸形の人間であつたかのやうに記述せられて居るが、其は恐らくは蜘蛛といふ字から思ひ

び、與二侏儒一相類とあるのは、或は新來者に比し著く矮軀であつたといふやうな口碑が存した爲かも知れぬ。異形の小動物であるかのやうに叙したので、虫螻と同樣に、網で捕へたと潤色したのであるが、特に葛網としたのは葛城といふ地名に結びつける爲で、之に次いで前章に繰上げて説明した磐余其他の地名所由を説いて居る所を見ても、例の語戯的附説とせねばならぬ。カツラキはイハキ(石城)、ウバラキ(茨城)に對し、葛を張り亙して侵襲に備へた防禦陣地の謂とも解釋し得られぬことはないが、アキ、シキ、ニシキ等と同じく、木族の一支の區稱呼として用ひられたことは、史乘に明徴があるから、或はサヌキ(サ野の木族)のサヌの如く、カツラに或る他の意味があるのであらう。——斷言を憚るが、カツラはカツヌ(葛野)の音便であるかも知れぬ。ラ行ナ行は相通音であるのみならず、山城の

葛野は大和の葛木から移住した賀茂氏族の占據地で(五―二一六頁)、カム(賀茂)ツ野の約と思はれるからである――之に反して高尾張は純然たる地形名で、高嶺が根を張つて居ることを意味し、金剛山脈東麓一帶に與へられた呼稱のやうであるから、カツラキと稱へるやうになつたのは、木族の來住後のことゝ思はれる。されば前段弟ウカシの報告中にも高尾張邑、或本云葛城邑也とあるのである(第一五九頁)。其赤銅八十梟帥は右にあげた土蜘蛛の巨魁をいふのであらう。

高尾張方面の平定に從事したのは、後出の論功行賞の記事によれば、劒根(命)及ヤタカラス等であつたやうで(次章參照)、劒根は舊事本紀(五卷)によれば葛木ノ土神とあるから、當時すでに其方面に占據した一土豪で、姓氏錄葛木忌寸(大和)及葛木直(河内)の條下には高魂命五世孫とあるが、高天系とは思はれず、饒速日命の孫天忍男命を女婿としたとある所を見ると、ナガスネ彥等と同じく木族人であつたのであらう。尾張連家は之から出たのである(五―二〇三頁)。他の三地及其酋長

御縣（ミアカタ）中の曾布にあたり、和名抄の添上（曾不乃加美）及添下（曾不乃之毛）といふ郡名も之から出たのであるが、御縣に屬した部分は神名帳に添下郡添御縣坐神社とある地とせねばならぬ。——ソフの語義は第一章（五二頁）に述べた通りで、ナラ（奈良）、フル（布留）と同じく外來語である——此社は今も生駒郡富雄村大字三碓にあり、其南東約一里半なる今の郡山町に新木といふ大字があるから、或は此あたりがハタの丘と呼ばれたのかも知れぬ。ニヒキは字の如く新城を意味し、其城主たる女性をニヒキトベと稱へたのであらう。女酋支配は第三章にあげた名草戸畔、丹敷戸畔等例のあることである。

居勢祝。占據地は和珥坂とある。ワニは今の添上郡櫟本（イチノモト）町の大字にも殘つて

居る地名であるが、上古は此界隈の總名であつたらしく、崇神紀の和珥池の遺跡は帶解村大字池田にあり、神名帳の和爾下神社は今も治道村大字横田にある。和珥坂は其域内に存した坂で、要衝の地であつたことは疑なく、今は其痕跡を留めて居らぬが、神名帳の和爾坐赤坂比古神社の地は或は之に當るのではあるまいか。若し然りとすれば現在の和爾村をいふものとせねばならぬ。コセも亦大和及他の諸國にある地名であるが、ワニ附近には之を物色し得ぬから、恐らくはクマ族卽ち土蜘蛛の別稱なるコシの音便で(第九六頁)、此賊帥は族名を以て稱呼としたのであらう。ハフリはカバネの一種で、次にも猪祝とあり、神功紀に小竹祝及天野祝の名が見え、景行紀にのせた蝦夷の女酋にも大羽振邊(べは女の轉呼)といふものがある所を見ると、ハヤ(捷)フリ(奮)の約轉で勇猛を意味し、主として異俗の酋長の稱呼に用ひられたものと思はれる。

名帳に葛上郡長柄神社とある地で、葛城長江曾都毗古〔記〕が居住した長江にあたるから、上代はナガエと稱へたものとせねばならぬ。恐らくは長江が存したから名を負うたのであらう。ホソミといふ地名は傳はらぬが、此附近の總名であつたとすべきで、萬葉集〔十三卷〕に水蓼穗積とあるホツミの轉呼ではあるまいか。水蓼といふ語も緣があるやうに思はれる。若し然りとすれば上記の如く穗積臣から出た後日の命名とせねばならぬが、葛城にも長柄といふ地があるので、區別の爲に遡つて之を用ひ、長江といふ語の緣によつて戯にホソミ(細水)といひかへたのかも知れぬ。猪は借字で、恐らくは邸前に名泉が存することによつて井のハフリと稱へたのであらう。

右によれば今の郡山から櫟本及朝和方面に占據した先住梟雄は盡く掃蕩せられたので、長柄の南に接する岸田(柳本村)が前章に說いた城田(キシダ)にあたるものとすれば、磐余から奈良に至る平野は完全に平定したのである。

西南高市宇智方面もほゞ之と時を同うして平定したのであらうが、何等の記錄も存せず、唯皇居の地を橿原に定められたといふ紀の次の記事によつて推定せられるのみである。

三月辛酉朔丁卯下レ令曰、自ニ我東征一於レ茲六年矣、賴ニ以皇天之威一、凶徒就レ戮、雖ニ邊土未レ淸、餘妖尙梗一、而モ中洲之地、無ニ復風塵一、誠宜下恢ニ廓皇都一規模大壯上、而今運屬ニ此屯蒙一、民心朴素、巢棲穴住、習俗惟常、夫大人立レ制、義必隨レ時、苟有レ利レ民、何妨ニ聖造一、且當下披ニ拂山林一、經ニ營宮室一而、恭臨ニ寶位一、以鎭中元元上、上則答ニ乾靈(アマツカミ)授レ國之德一、下則弘ニ皇孫養レ正之心一、然後兼ニ六合一以開レ都、掩ニ八

天皇の御心もちはほゞ此通りであつたであらうと拜察せられるが、果して右の如き詔勅が煥發せられたかは疑問とすべきで、尠くとも其表現様式は、——之を國語に還元するとしても——決して古言の趣ではなく、上代事情に合致するものでもない。例へば巣棲穴住の一句の如き、穴住は土蜘蛛をいふものと思はれるけれども、巣棲が鳥の如く樹上に巣を構へて居住する謂であるならば、我先住民に此習俗を有したものがあつたかが先決問題であるが、尠くとも文獻には其痕跡が殘つて居らぬのである。

畝傍山は此云二宇禰縻夜摩一と訓註せられ、萬葉集にも雲根火、宇禰備などゝあるから、畝は借字で大嶺(ウネ)を意味し、ビはベ(邊)と同じく傍の謂で、高市山地に接して隆起せる孤獨丘陵なるが故に、此名を負はせたのであらう。橿原は萬葉集〔廿卷〕

に可之婆良とあり、上に引用した攝津風土記にも可志婆良と假字書せられて居るから(第一七六頁參照)、カシバラと稱へたことは疑なく、カシ(白檮)樹林が存したが故に名を負うたのであらう。宮趾は不明になつたが、此文によれば畝傍山の東南であつたとせねばならぬ。之が建築に關しては古語拾遺に次の如き說がある。

妖氣既晴無ニ復風塵一、建ニ都橿原一經ニ營帝宅一、仍令ニ天富命 太玉命之孫 率ニ手置帆負、彥狹知二神之孫一、以ニ齋斧齋鉏一始採ニ山材一構ニ立正殿一、故其裔今在ニ紀伊國名草郡御木、麁香二郷一 古語正殿謂ニ之麁香一 採レ材齋部所レ居謂ニ之御木一、造レ殿齋部所レ居謂ニ之麁香一、是其證也

此は宮殿造營に託して齋部の由緒を宣揚することが目的で、造營に任じたものは齋部の工人ならざる可からずとする臆斷に基いて、高天原傳說にあらはれた手置帆負及彥狹知二神の孫が之を管掌したと說いたのであるが(三—第四章參照)、事實的根據が存したとは思はれぬ。されば之に續けて他の齋部諸氏の擔任をも次の如

玉ニ古語美保伎玉 言祠詞也 其裔今在ニ出雲國ニ毎年與ニ調物ニ貢ニ進其玉ニ 天日鷲命之孫造ニ木綿及麻幷織布ニ 古語阿良多倍…… 又手置帆負命之孫造ニ矛竿ニ、其裔今分在ニ讃岐國ニ、毎年調庸之外、貢ニ八百竿ニ、是其事等證也

奉仕者を盡く天窟戸下に出現した諸神の孫としたのは、天富命と世代を合はせる爲であらうが、天富命といふ人物が實在したかといふことすら疑問で（五―一六〇頁）、紀伊國の忌部が手置帆負及彦狹知の二神を祖とし（三―二二六頁）、御木麁香の二郷に居住したことを事實と假定し、御木（所在不明）は採材によつて名を負ひ、麁香（和名抄名草郡八荒賀）は在處（舍）の意であるといふ説を肯定するにしても、此名稱だけでは皇居造營擔任の證據にはならず、正殿をアラカといふとある註記は牽强で、必ず大御または御といふ敬語を冠して、大ミアラカ又はミアラカとい

はねばならぬ。

古事記には造營の記事はなく、饒速日命の降伏後、國內を平定し、橿原に奠都せられたことを次の如く簡潔に叙して居る。

故此（カク）のごと荒夫琉神等を言向け平和し、不伏人（マツロハヌ）等（ヒト）を退撥ひたまひて、畝火の白檮原（カシハラ）の宮に天の下治（シロ）しめしき

不伏人は垂仁景行二朝の記事に麻都漏波奴（マツロハヌ）人または摩都樓波奴人とあるにあたり〔記傳〕、マツロフはマツル（奉）の一活用形態（進行格）なるが故に、朝命を奉ぜざることをマツロハヌというたのである。退撥は神代の卷大國主の國土平定の條下に毎ニ河瀬ニ追撥とあるにあたるから（四—一五三頁）、オヒハラヒを訓むを可とする。宣長は之を不當としてハラヒタヒラゲと訓したが、餘りに字義から離れて居るのみならず、上に言向平和とあり、武力によらずして教化懷柔したことを暗示して居るのであるから、此も討平の義とするよりも寧ろ驅逐の意を表示したものとす

せられた古傳と見るべきで、紀及舊事本紀の記事は他の傳承を以て補綴したものとせねばならぬ。

丹生川上の顯齋に武將道臣命を假に嚴媛に任ぜられたとある所を見ても、皇軍は女性を加へず、天皇も亦妃嬪を携へられなかつたことは明白である。紀には序說に述べた記述樣式に準じて、劈頭に長而娶日向國吾田邑吾平津媛爲妃、生手研耳命と敍して居り、記にも「故日向に坐しし時、阿多之小椅君の妹、名は阿比良比賣を娶して生みませる御子多藝志美美命、次岐須美美命二柱坐せり」とあり、——吾平津媛(阿比良比賣)の出自及居住地は前篇第六卷(二三二、二三三頁)に說いた通りで、其所生皇子については次卷に述べる——手研耳命が從軍せられたことは、紀に天皇獨與皇子手研耳命帥軍而進と明記せられて居るが、吾平津媛の後

半世については所説がない。思ふに早生せられたか、或は郷里に留まつて天壽を終へられたのであらう。されば戰塵が收まつた後に於て、好配を求められる必要があつたことは勿論で、紀には之を次の如く叙述して居る。

庚申年秋八月癸丑朔戊辰、天皇當レ立二正妃一、改廣求二華冑一、時有レ人奏之曰、事代主神共二三嶋溝橛耳神之女玉櫛媛一所レ生兒、號曰二媛蹈韛五十鈴媛命一、是國色之秀者、天皇悅レ之、九月壬午朔己巳、納二媛蹈韛五十鈴媛命一以爲二正妃一

此貴女の出身については既に神代紀上卷にも言及する所があり、

（上略）此大三輪之神也、此神之子卽甘茂君等、大三輪君等、又姬蹈韛五十鈴姬命、又曰、事代主神化二爲八尋熊鰐一通二三嶋溝樴姬一或云二玉櫛姬一而生二兒姬蹈韛五十鈴姬命一、是爲二神日本磐余彥火火出見天皇之后一也

と說いて居るのであるが（四—二一一頁）、紀の編者は兩說中後者を可としたものゝやうで、綏靖紀にも母曰二媛蹈韛五十鈴媛命一、事代主神之大女也と記註して居る。

たとすれば、神胎であらねばならず、母系氏族制の常として、父は何氏であつても系統に影響を及ぼさぬので、其名を逸した事例が多いから、此貴女にあつても同様で、後人が之を忘んで其族祖神の靈胎と說いたものと推定せられる。さればこそ大三輪神(大物主)の胤とも、事代主神の女とも區々に言ひ傳へられたのである。古事記は大物主說に從ひその受胎の顚末を左の如く描寫して居る。

然れども更に大后とせむ美人を求ぎたまふ時、大久米命白さく、此間に媛女あり、是を神の御子と謂す、其を神の御子と謂す所以は、三嶋の湟咋の女、名は勢夜陀多良比賣、其容姿麗美かりければ、美和之大物主神見感て、其美人の爲大便之時、丹塗の矢と化りて、其爲大便之溝流の下より、其美人の富登を突きき。爾その美人驚きて立ち走り伊須須岐伎。乃ち其矢を將來て

床の邊に置きしに、忽ち麗(ウツク)しき壯夫(チトコ)となりて、卽ち其美人に娶(ア)ひて生みし子、名を富登多多良伊須須岐比賣命といひ、亦の名を比賣多多良伊須氣余理比賣と謂す。是はその富登といふことを惡み、後に改(カ)へつるなり　故是を以て神の御子といふなりと白す

大物主神を事代主神に代へても、話の筋には變りがないのであるが、美和の大神と傳へられたのは、後記の如く此貴女の家が狹井河之上(ヘ)にあつたからで、狹井河は添上郡率川(イザカハ)の一名なりとするものもあるが、記傳の說の如く神名帳に大和國城上郡狹井坐大神(ミワ)ノ荒魂神社とある地で（此社は現に三輪村大神(ミワ)々社の境內にある）、大和志に狹井溪(カハ)源自二三輪山一、逶二狹井寺跡一至二箸中村一入二纏向溪一とあり、三輪山に近い地點であるから、其社に祭られて居る大物主神の靈胎とすることが至當と考へられたからであらう。さりながら受胎顚末は此貴女の名號を構成するホト及イスケの二語から出た戲說で、信を置くに足らず、母が陰部(ホト)をつかれてイススキ

のイススキは齋清淨子を意味し、神に奉仕する女性なるが故に稱號としたのであるから、イススズ(齋清淨)媛ともいふのである。——五十鈴は借字——ホトの原義は秀處で、タタラはトタル(五—一一七頁)と同じく富足を表示し、全稱號の意味は秀處富足齋清淨子なるが故に、比賣タタライススケヨリ比賣とも稱へたものとせねばならぬ。イススケも亦齋清子の轉呼で、ヨリ比賣は神の寄りましの貴女卽ち伊豆能賣(齋女)をいひ、ヒメを前後に添附したのは、彥五十狹芹彥命(孝靈皇子)などの如く、男性貴人に於ても例のあることである。

生母勢夜陀多良比賣はセヤ田の足媛の謂で、此地名は殘存せぬが、太子傳曆に勢夜里と稱する地名が見え、今も生駒郡三郷村の字に勢野といふ地があるから、

語義を明にし得ぬが、セヤ田と稱する地が上古三輪附近に存したことも絶無とはいへぬ。宣長は此名號をセヤとタタラヒメとの二分子に分解し、セヤは右の勢野村で、タタラヒメは字鏡に萍ハ太々良女とあると關係があるやうであると說いたが、地の理に合はぬのみならず、比賣多々良と勢夜陀多良とに書きわけて居る所を見ても陀（濁音）の字はセヤに附けて讀まねばならぬ。紀には上揭の如く此女性の名をば玉櫛媛または三嶋溝橛姬とし、舊事本紀（四卷）大己貴系譜には活玉依姬とある。三嶋溝橛は後述の如く地名と思はれるが、タマクシ（靈奇）又はタマヨリ（靈寄）を以て號とする所を見ると、五十鈴媛命と同じく三輪の大神に奉仕する巖媛（齋女）であつたのではあるまいか。神胎を宿したと傳へられたのも、神に昵近する境遇にあつたからであらう（一―一七七頁）。――前篇第二卷（二二九頁）に此母子兩貴女を舊春日神社の女祝であらうと推定したのは、狹井河を率川の一名なりとする說に捉はれた誤解であるから、こゝに之を訂正する。

は三嶋湟咋〔記〕と稱したと傳へられて居り、神(命)は歿後の謚號で、ミミ(御身)は敬稱であるが、之を省いて地名のみを以て呼稱しても、尙其地の土豪と了解せられることは、兄(弟)ウカシ及兄(弟)シキの例によつても明である。シマはスマ(住區)の轉呼で(三—六四頁)、ミ(御)は敬語であるから、貴人の居住地を意味し、現在の丹波市町大字三嶋は、舊地ではないかも知れぬが、攝津には三嶋縣があり(和名抄嶋上郡嶋下郡)、神名帳によれば嶋下郡に三嶋鴨神社及溝咋神社をあげ、賀茂氏の古據地なるが故に此名を得たやうであるから(五—二〇八頁)、此氏族では族長の居住地を尊んでミシマと稱へたものと思はれる。溝樴(湟咋、溝橛、溝杭)はミゾとクヒとの二語より成り、ミゾはミ(水)サ(小)ヲ(尾)の約濁で小水脈を意味

し、クヒは樹水の義なるが故に(一―一一四頁)、溪水の流れる小河をいひ、或は狹井河の別稱であつたかも知れぬ。

右によれば五十鈴媛命は磐余から程遠からぬ三輪附近に居住した賀茂氏の女で、大物主の嫡流であつたとせねばならぬ。事代主と大物主との血緣關係は不明であるが、鴨事代主とも稱へられた所を見ると(四―二二七頁)、同族なることは疑がないから、神代紀の一傳及神武綏靖紀の所說の如く、神胎を授けたものは事代主であつても、依然大物主系たることを失はぬのである。さりながら事代主は高市に祭られて居る神であるから、五十鈴媛母子によつて奉齋せられたのは、大三輪之神(神代紀)即ち美和之大物主神(記)とする方が妥當で、事代主神胎說は寧ろ訛傳とすべきである。――舊事本紀(四卷)賀茂氏系譜には事代主神の子とあるにも拘はらず、物部系譜(五卷)及天皇本紀(七卷)には大三輪大神ノ女也とある――崇神天皇の御代に特に神裔を探し求めて、大物主神を齋祀せられたのも、初代の國母五

が、大久米命が之を推薦したとあるのは〔記〕、縦ひ此人が天皇の近習であつたとしても、唐突のやうに思はれるから、或は左記の逸話中の贈答歌から思ひついたのであるかも知れぬ。

是に七媛女(ヲトメ)高佐士野に遊行(アソ)び、伊須氣余理比賣も其中に在りき。爾(カレ)大久米命その伊須氣余理比賣を見て、歌もち天皇(スメラミコト)に白さく

大和の　高さじ野を　七行く　少女ども　誰をし覓かむ

爾に伊須氣余理比賣は其媛女どもの前に立てりき。乃ち天皇その媛女どもを見そなはして、御心に伊須氣余理比賣の最前(イヤサキ)に立てることを知ろしめして、歌もち答へたまはく

かつかつも　いや先立てる　えをしまかむ

爾ち大久米命天皇(オホキミ)の命もち、其伊須氣余理比賣に詔(ノ)る時、その大久米命の鯨(サケ)る利目(トメ)を見て奇(アヤ)しと思ひて

あめつゝ　ち鳥ま巫鳥(シトト)　などさけるとめ

と歌ひければ、大久米命

をとめに　直に逢はむと　わがさける利目

と答へき。故その孃子(ヲトメ)仕へ奉らむと白しき

書紀が之を採らなかつたのは、後代思想を以て、天皇の御態度としては餘りに輕輕しく、正妃を容れる禮でないと判斷した爲かも知れぬが、慶長元和の大小名が決して幕末の諸藩主、否今日の華族の或ものゝやうに尊大でなかつたと同様に、上代の天皇が妻覓(ツママギ)の爲に旅行せられ、或は路次で御覧になつた少女を娶されたことは史乘にも多くの例があり、妻訪(ツマトヒ)の物を贈り、百取(モモトリ)の机物(ツクエモノ)を受けられたことは

に多少の相違は存するとしても、大體に於て事實に近いものとせねばならぬ。

高佐士野は三輪附近の草野であつたと思はれるが、其名は殘つて居らぬ。大和志に十市郡南浦村（今の香久山村大字南浦）にありとあるのは、如何なる論據に基くか不明であるが、其地は三輪から磐余を超えて更に一里弱の南方であり、狹井川に居住する少女が、其當時野遊の爲に其やうに遠出したとは考へられぬことであるから、信用するに足らぬ。上代婦人の野遊は決してピクニックの爲ではなく、愛人との密會を目的とするか、然らずは食用野菜を摘採する爲であつたやうであるから、婦人のみの小群が他の社會集團の所領を通りぬけて、遠方に出遊するといふやうな事實はあり得なかつたとせねばならぬ。遊行は勿論アソビと訓むべき

であるが、アソビの原義は娯樂ではなく、アシ（足）ビ（活用語尾）の轉呼と思はれるが故に、――奏樂をアソビといふのは、遊行から行樂の義に轉じ、更に一轉したのか、或はアシビの原義により足拍子の意を以て之に轉用したのであらう――高佐士野のアソビも日常生活の爲の野ラ行（ユキ）であつたかも知れぬ。サジはサチの音便で、幸野（サチヌ）の意を以て名づけたものと思はれる。

偶然かはた大久米命が巧に機會を捉へて天皇を誘ひ出しまゐらせたのか知らぬが、右の高サジ野に於てイスケ依媛の一行と邂逅したので、かねて此貴女を見知つて居た大久米命が、天皇に御知らせ申上げ、御思召に叶うたといふことが二首の歌によつてあらはれて居る。其が果して卽興の吟詠であつたか、或は後人の想像による藝術品であるかは之を詳にし得ぬが、現代語に直していへば、大久米命が七人の婦人中どれが御氣に召しますかと申上げたに對し、斷然先頭の美人がよいと仰せられたといふので、――歌詞の說明は歌謠篇にゆづる。以下同斷――媛

はイスケヨリと訓むべきであるから、前段大久米命の推薦中の媛女に特にイスケヨ
メと旁訓して置いた。

イスケ依媛と大久米命との問答の大意は、大久米命が眦に入墨して居たので、此習俗を有せぬ本族人なるイスケ依媛は之を奇とし、「アマ(海人)の小父さん、なぜにそんなに眼がさけて居るの」と問うたら、「お嬢さん方をよくをがめるやうに眦が裂けて居るのです」と答へたといふので、直接婚娶に關係がないから、後人の附會かも知れぬが、殆ど想像の及び難いことであるから、尠くともメサキ(黥)の習俗の尚消え失せぬ時代の語り草であつたとせねばならず、興味のある傳承である。假にイスケ依媛と大久米命とに代へるに、他の大和娘と來目部とを以てしても、尚左記の如き想定が成立する。

(一) 來目部は顏面特に眦に入墨して居た。黥をメサキ(紀舊訓)ともマサキ(播磨風土記)とも訓むのは之に因るもので、ヒタヒキザム(墨)刑とは聊か性質を異にする。

(二) アメツツのアメはアマ(海人)の轉呼で、ツツは靈神の意を以て筒之男命、鹽筒老翁の如くも用ひられるが(二—一七六頁)、本來チチ(主父)と同語であるから、「海人の小父さん」といふ意を以てアメツツと稱へたものと思はれる。從つて大久米命及其配下の來目部の部衆はアマ(海人)族であつたとせねばならぬ。

これは前篇第六卷(四七頁以下)に於て天津久米命について論究した所と一致するから、尠くとも此點に關する限り事實に基くものとせねばならぬ。

イスケ依媛が承諾したので、天皇は其住宅について結婚せられ、綏靖天皇其他

許に幸行して一宿御寢坐しき。其河を狹韋河といふ由は、其河邊に山由理草多かり

故その山由理草の名を取りて佐韋河といふ也。山由理草の本の名を佐韋と謂ひき。後に

其伊須氣余理比賣宮内に參入りし時、天皇の御歌曰

　葦原の　しけしき小屋に　すがたゝみ　いやさや敷きて　わが二人寢し

然して阿禮坐せる御子の名は日子八井命、次神八井耳命、次神沼河耳命三柱

狹井河の名號所由は、誦習者または撰錄者の註か、若くは原說に附帶して居たものか判明せぬが、サヰといふのは山百合の舊名で、河邊に此草が多く生ひて居たから、サヰ河と名づけたといふのである。サヰはサ（接頭語）とアヰ（藍）との連約で、アヰの原義は不明であるが、クレナヰ（吳ノ藍）、カラヰ（韓藍）等の用例によれば、染料となる植物の總稱であつたらしく、サヰの形に於てはアヂサヰ（紫陽

花）に其名を留めて居る。山百合を染料に用ひた事實の有無を詳にせぬが、其花蕋は强い色素を含み、捺染可能のものであり、此科に屬する鬱金香の根からは、ミクロネシア島民は現に顏料を製して居る事實があるから、こゝにいふ山百合も其種のものであつたかも知れぬ。

天皇が其家に行幸せられたとあるのは上代の習俗で、婦人は結婚後もその生家を離れることはなく、男子から通うて會ふことを例としたのであるから、此場合にも一宿に限らなかつたのであらう。然るに後に參二入宮內一とし、後宮を設けて迎へ入れたかのやうに說かれて居るのは合點の行かぬことである。政務多端となるに從ひ、行幸頻々たることを得ぬので、ヤスミトノ（正殿）の外に、キサキノミヤ（私宮）を設けるやうになつたけれども、其はやゝ後の世のことで、尠くとも此時代に於ては宮中に同棲せられた形跡はない。さればこそ崩御後に於けるイスケ依姫の御歌にも「さゐ川よ雲たち渡り」云々とあり、尚此河邊に家居せられたこと

たみいやさや敷きて我が二人寢し」といふ古歌を結びつける爲には、依然たる舊居の詠としては都合がわるいので、後節との矛盾をかへり見ず、宮内に參入したと説かざるを得なかつたのであらう。されば紀には次の如く立皇后を特記して居るが、後宮の設備については何等言及して居らぬのである。

元年尊二正妃一爲二皇后一、生二皇子神八井耳命、神渟名川耳尊一

皇子の數が記と一致せぬのは、異傳が並存したものとも見ることが出來るが、記の日子八井命については疑がある。神と日子(彥)とは冠稱又は美稱で、ミミ(耳)は御身の意の敬稱であるから、稱號の主體は八井であらねばならず、御兄弟が同一名では區別が困難であつた筈であるから、——已むを得ぬ場合には通例大と若(稚)とを冠して區別し、神と彥とを之に用ひたことはない——姓氏錄茨田連の條

下に神八井耳命の男彥八井耳命とあるが如く、彥八井命は御兄ではなく御子で、其名を襲はれたものと見るを要し、紀の傳が正しいやうに思はれる。八井は多數の井泉を意味し、屢々述べたやうに上代の聚落は天然湧泉の存在を第一條件としたので、井を以て名とした貴人は少くはなく、殊に多數の井泉を有したのは珍とするに足るから、其地の首長の稱呼に用ひたのであらうが、其所在を詳にせぬ。神渟名川（沼河）耳尊のヌナカハは石之川の意で（四—一六〇頁）、恐らくは高丘宮の傍を流れる溪流（葛城川の小支流）の稱呼であつたのであらう。此皇子が大統を繼承せられた事情は次卷に於て述べることにする。

紀によれば綏靖天皇の皇后も亦五十鈴依媛命といひ、天皇之姨也とあり、安寧紀にも母曰二五十鈴依媛命一事代主神之少女也とあるから、神武皇后の御同腹の弟媛とせられたのであらうが、——異傳の多い事は次卷に詳述する通りである——

必しもイモ（兄妹）の同腹同居の妹たることを要せず、同世系の同等身分の女性は、エとオトとを以て區別することを例としたのであるから（六―二二二頁）、之も五十鈴媛と同一家の貴女といふほどの意と解すべきで、五十鈴依媛といふ名號が謂傳にあらずとすれば、前者の後を襲うて祖神の奉齋者、卽ちヨリ姬に任じた女性の謂であらう。さればこそ記には五十鈴媛をもイスケヨリ比賣と傳へて居るのである。舊事本紀によれば此兩貴女の同腹に天日方奇日方命と稱するものがあつたとあり、其六世の孫を大田田禰古命（賀茂君、大神君等の祖）として居るのみならず（四卷系譜）、神武天皇の御代に宇摩志麻治命と相並んで、申二食國政一大夫に拜任したとある（五、七卷）。其當時食國ノ政申ス大夫といふ官名が存した筈はなく、公卿補任にも神武天皇の御代には有二爪牙之臣一無二臣連之任一……而未レ立二官號一とあ

るのである。さりながら大三輪及賀茂君氏の遠祖に此名（又は類似名）の人物が存したことは、左記の例證によつても事實とすべきで、天と奇（クシ）とは美稱、ヒカタは秀像（ヒカタ）の義とも解せられ、風采秀麗の故を以て此名を得たものと思はれる。

（一）崇神紀にあげた大田田根子の素性に、父曰㆓大物主大神㆒、母曰㆓活玉依媛㆒、陶津耳之女、亦云㆓奇日方天日方㆒、武茅渟祇之女也とある奇日方天日方が右の天日方奇日方命と同人をいふことは勿論である。

（二）記の同天皇の卷に大物主大神娶㆓陶津耳命之女、活玉依毘賣㆒生子名櫛御方命とし、其三世の孫を意富多多泥古命といふとある。クシミカタとクシヒカタとはミ（御）とヒ（秀）との一音を異にするのみであるから、同一名の異傳であらねばならぬ。

（三）懿德天皇の御母渟名底仲媛命の父は、紀に事代主神孫、鴨王（カモノミコと訓み、賀茂の神子の意）とあるが、舊事本紀（四卷）には右の天日方奇日方命と

逸した結果であらう。さりながら一時は皇室の外戚として大勢力を有したことは疑なく、其族長たる天日方奇日方命が食國ノ政申ス大夫（宰相）に任ぜられたといふ傳承をすら生じたものと思はれる。

上記によれば五十鈴媛命は大和に移住したキ（木）族のカモ系中、最も有力であつた大物主の嫡統で、祖神に奉仕した高貴の女性であつたから、神武天皇の娉をうけ、其所生の皇子が大統を繼がれたのである。當時の族長は其兄の天日方奇日方命であつたのであるが、母系氏族制に從ひ、神八井耳命が繼承せられた結果、皇別となつて多臣と稱した。カモといふ氏名は旁系に傳はり、上記の鴨王等の名があらはれたのであるが、故あつて和泉國に移り、茅渟縣の陶邑に居住したが故

に、スヱツミミ（陶ツ御身）とも武チヌツミ（茅渟ツ大身の約）とも呼ばれ、氏の嫡女鴨部美良姫といふものが、阿田氏の子建飯賀田須命を迎へて夫とし、大タダネコ（直系子）といふ子を生んだ。會々崇神朝に大物主神の齋主たるべき資格のある人を求められたので、大和に歸住して其任に就き、爾來男系を以て相續し、其子孫が賀茂君及大神君等と呼ばれるやうになつたのである。舊事本紀（四卷）に掲げた系譜は、此等の氏族から出たものであらうが、母系承統制が世人に忘られるやうになつた後記述せられたものと見えて、大タダネコの父系と母系とを混同し、天日方奇日方命（母系祖先）の一名を、阿田都久志尼命（父系祖先）として居る。さりながら此系譜中の人名は、古事記の所傳とも一致するものがあり、信頼するに足ると信ずるから、之を基として若干の推考を加へ、阿田及賀茂兩氏の系譜を左に表示する。

○阿　田　氏

─健甕尻命　亦名健甕槌命（記ハ之ニ同シ）亦云健甕之尾命　○母ハ出雲臣沙麻奈姫

─豐御氣主命　亦名健甕依命　○母ハ伊勢幡主賀具呂姫

─大御氣主命　○母ハ紀伊ノ名草姫

─阿田賀田須命　和邇古等祖（姓氏錄同斷）○母ハ大倭國ノ民磯姫

─健飯賀田須命　○母同右　○鴨部美良姫ノ夫トナリ、大田田禰古ヲ生ム

右によれば此氏族は男系相續で、大和に土着し、和邇古と稱したもののやうである。

○賀茂氏

三嶋溝橛媛　又云、玉櫛媛（紀）、勢夜陀多良比賣（記）、活玉依姫（舊）

─天日方奇日方命　又云、奇日方天日方（紀）、櫛御方命（記）　○懿德紀ニ鴨王トアルト同人ナラム

─姫蹈鞴五十鈴姫命　又云、富登多多良伊須須岐比賣〔記〕、比賣多多良伊須氣余理比賣〔同〕
─五十鈴依姫命　○必シモ同腹ナラザルベシ
─渟中底姫命　○母不明
……（數代逸名）　○茅渟縣陶邑ニ居住スルニヨリ族長（男性）ハ武茅渟祇又ハ陶津耳ヲ以テ號トス
─鴨部美良姫　○阿田（和邇古）氏ノ子健飯賀田須命ヲ迎ヘテ夫トス
─大田田禰古命　又云、大直禰古命〔舊〕、大田田根子〔紀〕、意富多多泥古命〔記〕
─大御氣持命　○母ハ出雲神門臣美氣姫
─大鴨積命　○母ハ出雲鞍山祇姫　○以下同腹　──賀茂君
─大友主命　──大神君
─田田彥命　──神部直、大神部直

此氏族は母系承統であるが、阿田氏が男系であつたから、大タダネ子以來男子が承統するやうになつたのである。

橿原の宮城が竣工し、之に遷御せられたことを紀には次の如く叙して居る。

　辛酉年春正月庚辰朔天皇即二帝位於橿原宮一、是歳爲二天皇元年一。

即位の記事は序說に述べたやうに一つの形式に過ぎぬのであるが、明治五年十一月暦制を改めて神武天皇即位の年を以て紀元とし、翌六年に至り新暦に換算して二月十一日を以て紀元節と定められてから、極めて重要な紀念日と見られるやうになつた。さりながら天皇登極の宣布が果して此日に行はれたか、或は此日まで天津日嗣とは名乘られず、單に高千穗朝廷の一皇子として活動せられたかは、頗る疑問とすべきことで、事實上の主權者としての即位と、皇統繼承者として即位との二方面から考察する必要がある。

日向御發程以來、何等他の優越權者の指揮を仰がれた形跡はなく、殊に五瀨命の薨去後は天皇御自身が一行の首長であり、全軍の總帥であらせられたことは言ふまでもないから、特に宣布せられずとも、配下は勿論、新附の民衆も君主と仰ぎ奉つた筈で、萬一事實上の主權者が缺けて居たか、若しく遠隔の地に存したとすれば、卽位以前の政は覇道であるとせねばならず、楚王項羽、漢王劉邦等の事例と同じく、武力の外には安定を保つことが出來なかつたであらう。讓位といふ制度のなかつた上代に於ては、天津日嗣の交迭は諒闇によつて發生するを例としたのであるから、萬一神武天皇が此時に至り始めて承統せられたものとすれば、他に元首が存し、其凶報が達した爲とせねばならぬが、其やうな想像は餘りにも根據が乏しい。加之饒速日命乃至宇摩志麻治命が降服したのも、天皇の主權を肯定したからで、若し然らずとすれば、假令武力を以て對抗し得なかつたとしても、天下は鳥見のみに限らぬから、他の地方に退いて自家の權利を主張したに違ひな

發の當初から、新に國家を建立せられた曉には、大統繼承者と稱する資格を有せられたので、其は寧ろ當然のことであるから傳承に殘らなかつたのである。其故に强ひて御承統の時機を擧示するとせば、紀伊國竈山に於て五瀨命を葬つた際とすべきであるが、之が爲に特に儀式を擧げられなかつたことは勿論である。假に一步を讓つて或種の儀禮又は宣布式が必要であつたとしても、其は中樞地の平定直後狹餘の行宮に於て行はれた筈で、新宮の竣工まで猶豫すべき理由がない。紀に卽帝位を特記したのは、史書の體裁を備へる爲であらうが、此は綏靖天皇以下とは場合を異にするから、寧ろ秦王政が六國を滅して號を皇帝と更め、漢王劉邦が項羽を斃して帝位に卽いた例に倣うたものとすべきで、無稽の譏を免かれぬ。

されはこそ記には前々章末に掲げたやうに、單に坐二畝火之白檮原宮一治二天下一也とあるのである。

右の如く卽位の記事は紀の編者の文飾的加筆に過ぎぬから、儀式には言及して居らぬのであるが、後世卽帝位の三字によつて莊嚴なる儀禮を想像し、舊事本紀〔五卷〕は次の如き詳細なる記事を掲げて居る。

大歳辛酉春正月庚辰朔、天孫磐余彦尊、都二橿原宮一、初卽二皇位一、號曰二元年一、尊二皇妃姫蹈鞴五十鈴姫命一立爲二皇后一、卽大三輪神女也、宇摩志麻治命先獻二天瑞寶一、亦竪二神楯一以齋矣、謂二五十櫛一、亦云、今木刺二繞於布都主劔大神一奉レ齋二殿內一、卽藏二天璽瑞寶一以爲二天皇一鎭祭之時、天皇寵異特甚、詔曰近宿二殿內一矣、因號二足尼一、其足尼之號自レ此而始矣、高皇産靈尊兒天富命、率二諸齋部一擎二天璽之鏡劔一奉レ安二正殿一矣、天兒屋命兒天種子命、奏二神代古事天神壽詞一也、宇摩志麻治命率二內物部一乃竪二矛楯一嚴增二威儀一、道臣命帥二來目部一帶レ仗掌二其開闔一

登可如レ是僞ニ如ニ此日一也

此とほゞ同一の記事が天皇本紀（七卷）にも掲載せられて居る。――其を引用する方が此場合に適するのであるが、亂脱が多いので系譜の文に從ふことにした――右の如き記錄が編者（物部氏の人と想定せられる）の下に存したのかも知れぬが、左傍に劃線した部分は古語拾遺にのせた齋部氏傳承であるから、後人が之に筆を加へて敷衍したのではないかと思はれるのである。如之古語拾遺は之を即位の儀式とはせず、唯神武朝に於ける天富命以下諸齋部の業蹟を叙したので、右の外にも既述の宮殿造營、神物造進（第二二八頁）並に後記の神籬建設及忌部氏分布に關する傳說を併錄して居るのである。但しウマシマチの命に關する限りは多少の根據があつたものと見えて、イクシ（五十櫛）、イマキ（今木）の如き麗語が用ひられて

居る。兩者ともに借字で、イクシは齋串の意、イマキはイムキ(齋木)の轉呼で、同一物を意味するから、同書の天皇本紀(七卷)には亦立二今木一、亦五十櫛刺チ二繞於布都主劒大神一として、之を倒序して居るのである。

上述によれば橿原奠都は磐余の頓宮から新築の皇居に遷坐せられたといふに過ぎず、從つて是年を元年とすることについては大なる疑があるのであるが、今日から正しい紀元を逆算することは、序說にも述べたやうに、到底不可能であるから、便宜上之に從ふのは差支のないことである。紀は之に次いで立皇后を叙し(第八章參照)、更に次の如き記事をあげて居る。

故古語稱之曰、於二畝傍之橿原一也、太三立宮柱於底磐之根一、峻三峙搏風於高天之原一而、始三馭天下一之天皇、號曰二神日本磐余彦火火出見天皇一焉、初天皇草三創天基一之日也、大伴氏之遠祖道臣命、帥二大來目部一奉レ承二密策一、能以二諷歌倒語一掃二蕩妖氣一、倒語之用始起二乎茲一

うに　宮殿の堅牢壯麗に添へて天壤無窮を言ふ慣用句である。始馭天下にハツクニシラスと訓せられ、崇神紀(記)の御肇國(所ㇾ治二初國一)と同言ではあるが、此の(ココ)ハツは字の如く始初の意で、——崇神天皇は大に版圖を擴張せられたので、大國統御の意を以て(初、肇は借字)ハツクニシラス天皇と申上げたものゝやうである(第三卷參照)——古語ではあるが、御治世當時の御稱號ではなく、後世の頌辭と見るべきである。初天皇以下も亦編者の附說で、倒語之用始起二乎茲一と說くことを目的としたのであらう。諷歌倒語はソヘウタ・サカシマゴトと訓してあるが〔釋紀同斷〕、ソヘウタは古今集の序に倭歌の六義の一なる風にあてた語で、諷示の義を含ませ、サカシマゴトは逆言の意と聞える處がある。思ふにこゝの意味は、忍坂の大室屋の歌をいふものゝやうであるから、諷歌ノ倒語と音讀するを可とし〔通釋〕

強ひて國語に直すとせば、サトシウタのウラウヘゴトとでもいふのであらう。孰れにしても助語ノは絶對に必要で、諷歌と倒語との二者といふ意味ではない。此一節は何人が附加したのか知らぬが、諷示反語的表現が玆に始まつたとあるのは事實に相違し、「オサカの大室屋」の歌は諷歌でも倒語でもなく、寧ろタダゴト歌で、反語の用例は神代紀の神子火中降誕傳說にも見え（六―一二五頁）、語戯と同じく上代人が愛好した語法のやうである。

記には奠都後より崩御に至るまでの記事を缺き、紀にも甚寥々であるが、左記の如く第一に論功行賞をあげたのは、至當の順序であるといはねばならぬ。卽ち

二年春二月甲辰朔乙巳、天皇定ㇾ功行ㇾ賞、賜二道臣命宅地一、居二于築坂邑一、以寵異之、亦使三大來目居二于畝傍山以西川邊之地一、今號二來目邑一、此其緣也、以二珍彥一爲二倭國造一、又給二弟猾猛田邑一、因爲二猛田縣主一、是菟田主水部遠祖也、弟磯城名

高倉下が之に漏れ　饒速日命が褒寵を蒙つたとあるにも拘はらず(第二二一頁)　弟シキ及弟ウカシの列に加へられて居らぬのは、物部氏の家傳が收錄せられなかつたからであらう(一一二三頁)。但し上掲は行賞の主なるものゝみで、他にも恩典に浴したものがあつたことは勿論である。左に逐次説明を加へる。

道臣命。　元勳として皇居に近い築坂(今の白橿村大字鳥屋)邑に宅地を賜はつたといふのは、さもあるべきことであるが、椎根津彦が倭國造に任ぜられたに比し、聊か權衡を失した嫌があるから、脱文があるのではないかと思はれる。案ずるに國造本紀に素賀國造として掲げた橿原朝世始定二天下一時從侍來人、名美志印(ミシイム)命はミチノオムの轉訛で、道臣命をいふものとせねばならぬから、素賀は其領地で、之を久努國(遠江)と珠流河(スルガ)(駿河)國との間に挿入したの

は錯簡に外ならず、其實は大和の蘇賀、即ち今の高市郡白橿村大字曾我の附近一帶をいふのであらう。この地は夙に武内宿禰の子蘇我石川宿禰の有に歸し、大伴氏は他に轉封せられたので國造の號を失ひ、國造本紀編纂の頃には既に其由來を忘却し、素賀をスガと訓み、――スガは住處即ち聚落の意から出た地名で、ソガ(蘇我、曾我、宗我)は其轉呼である――語音の類似によつてスルガ(駿河)の一部分と誤解したのであらうが、神武朝には此方面は尚未だ皇化に浴して居なかつたのであるから、國造を配置せられた筈がない。

椎根津彥(珍彥)。　倭國造に任命せられたとあるが、此ヤマトは後日の大和國(奈良縣)の全管區をいふのではなく、其名の起原であつた一地方を意味するのであらう。倭大國魂神社所在地をも此名を以て呼び、和名抄には城下郡大和(於保夜末止)鄕とあり、神名帳には山邊郡大和坐大國魂神社とし、今も山邊郡朝和村の小字に殘つて居るが、此社は本初は他の地に存し、垂仁紀には一

蔵繁述)の價値については疑があるが、崇神紀に市磯長尾市を祭主としたとあると一致するから、或は垂仁紀一云の方が誤寫であるかも知れぬ。若し然りとせば往昔イチシと呼ばれた附近をヤマトと總稱したものとせねばならぬ。此名は傳はらぬが、履中紀の磐余池を記に市師池として居るから、池邊の一地點であつたことは疑なく、其池は現在の磯城郡安倍村大字池田及香久山村大字池尻に名殘を留めて居る。されば本初のヤマト(山處)は天香山から東方及南方に連亙する丘陵地で、磐余も之に屬して居たから、神武天皇の御名をもヤマトの磐余彦と申上げたものと思はれる。恐らくは倭は皇室の最初の御料地即ち大御縣で、椎根津彦は其管理者に任ぜられたのであらう。

弟猾。　縣主として給はつた食邑は既記の猛田（第一九三頁）なること勿論で（今の磯城郡耳成村大字竹田）、右の倭邑（推定）の北方に接する。此人が莵田出身であり、其子孫が莵田主水と稱するによつて、和名抄の宇陀郡多氣郷を猛田に擬するものがあるが（地名辭書）、次の頭八咫烏の後裔が葛野（山城）に占住したやうに、後日移動したことも有り得べきで、他の武將の配置からいうても此タケダは橿原から程遠からぬ地域とせねばならぬ。モヒトリはモヒ（眞水の轉）――ヒは水の意の古言で、朝鮮語비（雨水）と同原であらう――トリ（取）即ち米田に引水することをいひ、之を掌るもの丶稱號にも轉用せられ、仁徳朝にも既に水取司といふ職名が存し（記）、後日主水司を設置せられた（職員令）。弟ウカシの裔は恐らくは宇陀地方の配水を管理したのであらう。

弟磯城。　名を黑速といひ、磯城縣主に任ぜられたとある。此シキも後日の磯城郡（城上、城下二郡）全部を意味したのではなく、其名の本源なる一地區で、

るものが数派に分れた。其一なる河内の志紀縣主(志幾大縣主)は神八井耳命の後(姓)、和泉の志貴縣主は饒速日命七世の孫大賣布命の後也とあり(同)、其兄なる建新川命も舊事紀物部系譜によれば倭志紀縣主等祖とある。——或は大咩布命と紛れたのかも知れぬ——右の如く祖先を異にするのは決して全然別系なるが故ではなく、母系承統のシキ氏の嫡女が男系相續の天孫氏を迎へて夫とした結果で、大和と和泉との二系は物部氏となり、河内の縣主家は皇別に移つたのである。外に物部氏二世彦湯支命を祖とする志貴連(大和)があるが(姓)、其は彦湯支の孫で倭ノ志紀彦妹眞鳥姫を母とする大木食命等兄弟の後で、同じく縣主と稱し、天武十二年連の姓を給はつたのである(紀)。クロ

ハヤは弟シキの本號で、次の世代の縣主が殿延(トノハエ)とも〔記〕葉江とも呼ばれ〔紀〕、同じ名が二代及三代後にも現はれて居る所を見ると〔紀〕、ハエ(ハヤ)は此氏族の世襲稱號で、恐らくは映(ハエ)を意味し、クロはトノ(殿)に對するクラ(倉)の轉呼であるかも知れぬ。

劒根。　爲二葛城國造一とあり、國造本紀前文には卽葛城直祖と註記せられて居る。此土豪も亦キ(木)族人と思はれる事は第七章(第二二三頁)に論述した通りで、此も亦母系氏族であつたから其家督は數代ならずして饒速日系(物部連)と皇別(葛城朝臣)とに移つた。――後の機會に於て詳述する――ツルギネは武勇を表示する爲に劒を以て名としたものとも解釋せられるが(ネは敬稱)、或はカツラギネの上畧で、族名から出たのであるかも知れぬ。

頭八咫烏(カモノヤタカラス)。　單に賞例に入るとあるのみで、封邑は示されて居らぬが、頭八咫烏は上記の如く賀茂建角身命のことで(第一一六頁)、山城風土記によれば大倭

所見がなく、トノモリといふ地名も聞えぬから、或は宮主(または屋主)と同義で、賀茂氏の正統といふ意を以て、葛野鴨ノ殿守ノ縣主といふべきを、鴨を畧したのであるかも知れぬ。

大來目は紀には道臣命配下の部衆とせられて居るので、居于畝傍山以西川邊之地」とあるのも、宮城衞戍の爲であるかのやうに聞えるが、賞例中にあげた所を見ると、或は首長卽ち記の大久米命の如きものに此地を給はつたのであるかも知れぬ。來目邑の名は今も白檮村の大字に殘つて居るが、此文によれば來目川沿岸一帶の地の稱呼であつたやうである。

右の外國造本紀には此朝に任命せられたといふ若干の國造をあげて居るが、其

多くは地方の經略者または歸順者を意味するもの丶やうで、尠くとも上記と同列に行賞せられたのではないけれども、此序を以て左に列擧する。

彦己曾保理命　凡河內國造。――前文には彦己蘇根命とあり、即凡河內忌寸祖と註記せられて居る。忌寸は後日の稱號で、天武朝凡河內直が連に昇格し更に忌寸と改稱したのである。此國造(直)家については旣に前篇第三卷(二〇八頁)に詳述した。

天一目命　山代國造。――山代直祖とある(前文)。

阿多根命　山城國造。――山代(城)國造(直)については、前篇第三卷(二一四頁)及第五卷(二二〇頁)を參照することを要する。

天日鷲命　伊勢國造。――前文には伊賀、伊勢國造の祖とある。日鷲は諜傳で、伊勢風土記に神武天皇の命を受け、此地方平定に從事したとある天日別命のことであらう。伊賀及伊勢國造の祖としたのは、上代の伊賀國造が伊勢

の後裔中には伊賀臣をおいて居るが（姓氏錄同闕）其等は或事情の下に舊伊賀國造家を繼承したものとも了解せられる。天日別命に關しては既に前篇第五卷（一七六、二〇九頁）に說明した。

天道根命　紀伊國造。——前文には紀河瀨直祖、天神本紀（舊三）には川瀨造等祖とある。前篇第三卷（二三八頁以下）參照。

美志印命　素賀國造。——道臣命をいふこと上述の通りである。

宇佐都彥命　宇佐國造。——宇佐都彥は神武天皇を奉迎した宇佐の土豪であるが、國造に任ぜられたかは疑問で、恐らくは後の國造が此人の後裔であると稱したのであらう。

建彌己己命　津嶋縣直。——高魂尊五世の孫とあるが、其系譜は詳ならず、

天神本紀（舊三）には饒速日命の供奉三十二將の一人天日神命を對馬縣主の祖として居る（三—二〇四頁、五—二一八頁）。いづれにしても神武朝に任命せられたとあるのは妄誕とせねばならぬ。

紀には行賞に次いで第六章に述べた郊祀の記事が四年春二月の條下に掲げてある。其は磐余行在中に擧行せられた筈であると思はれることは既述の通りであるが（第二〇一頁）、こゝに之を移したのは序說に述べた甲子革令の歳にあたるからであらう。古語拾遺には此郊祀の外に、宮中にも神籬を建設したとして、次の如く記述して居る。

爰仰從二皇天二祖之詔一、建二樹神籬一、所謂高皇產靈、神皇產靈、魂留產靈、生產靈、足產靈、大宮賣、事代主神、御膳神 以上今御巫所二奉齋一也 櫛磐間戶神、豐磐間戶神 以上今御門巫所二奉齋一也 生島 是大八洲之靈、今生島巫所二奉齋一也 坐摩 是大宮地之靈、

存して天津神籬を拵へて隨行したといふ中臣齋部兩氏の家傳(六―二九頁)に迎合する爲の記事であるが、假に高天原の神壇の一塊片を將來した事實が存したとしても、其は日向國に靈畤を設けた際に使用せられた筈で、三代の間保留して大和に於て建設することに豫定せられて居たとは考へられず、一旦日向に設置せられたものとすれば、東征に際して之を携行したといふ傳説が、少くとも齋部氏に殘つて居らねばならぬのに、之に言及せぬ事を見ると、右の一節は此氏人の無考察なる揑造で、後世の神祇官の西院の祭神から思ひついたものとせねばならぬ。されば神名中にも魂留產靈、生產靈、足產靈、生島の如く、後代信仰から生まれたものと推定せられる神があり、神名にあらざる坐摩〔古語大辭典〕をすら混じて居るのである。右の外同書には次の如き一項がある。

當ニ此之時一帝之與レ神、其際未レ遠、同レ殿共レ牀以レ此爲レ常、故神物宮物未ニ分別一、宮内立レ藏號ニ齋藏一令三齋部氏永任ニ其職一、又令下天富命率ニ供作諸氏一造中作大幣上訖、令下天種子命解中除天罪國罪事上

同殿共牀は天降章下の神勅（一書二）（拾）に應じ（六一―二〇頁）、かねて後段劒鏡奉遷の伏線としたものであるが、之を齋藏に結びつけたのは蛇足で、縱ひ宮中にもせよ神庫を設けて奉齋せられたものとすれば、神威冒瀆を畏れる必要はなく、他の神物と共に收藏せられたといふ意とすれば、同殿共牀といふ表現と矛盾する。恐らくは忌部氏を顯揚せんが爲に假託したので、次の大幣造作も第六章（二二九頁）にあげた神寶鏡玉矛盾木綿等の造進を再述したに過ぎぬ。唯天種子命をして大祓の神事を行はしめられたといふ事のみは、必しも絶無ではないが、紀によれば此人は菟狹津媛を娶つたとあり、大中臣系譜にも其子を宇佐津臣命といふとあるから、尠くとも或る期間同地に滯在したものゝやうで、丹生川の祭にすらも參與して居

郊祀以後の紀の記事は大抵國内巡幸の一節があるのみである

三十有一年夏四月乙酉朔皇輿巡幸、因登二腋上嗛間(ホホマ)丘一而廻二望國狀一曰、妍哉乎國之獲矣、雖二内木綿之眞迮國一、猶如二蜻蛉(アキツ)之臀呫(トナメ)一焉、由レ是始有二秋津洲之號一也、昔伊弉諾尊目二此國一曰、日本者浦安國、細戈(クハシホコ)千足國、磯輪上秀眞國、復大己貴大神目レ之曰、玉牆内國(ウツクニ)、及レ至下饒速日命乘二天磐船一而翔中行大虛上也、睨二是鄕一而降之也、故因目之曰二虛空見(ソラミツ)日本國一矣

此は巡幸に託して國號の異稱を列ね、之に說明を與へたのであるが、國內巡察は今次に限らず、既に屢々行はれた筈で、ことに腋上は皇居を距ること遠からぬ地點であるから、此年に至り始めて登臨せられたとは考へられぬ。嗛は口膝兩腭側の物をフフム部分を意味する字であるから、ホホ(頰)の假字に用ひられたので、

ホホマはホマ（秀區）の疊頭語なるが故に、秀拔の地形を意味するのである。通證には本間村（今の腋上村大字本馬）の南にある國見山を之に擬し、ホンマはホホマの轉なりと說き、現在秋津村大字富田の東にある標高二二九米の丘を國見山と稱へて居るが、其は本馬村より約二千米を距て居るのみならず、同村の東に接する標高一四三米の丘陵ほどには展望が廣くないやうであるから、——陸地測量部五萬分一圖によれば、國見山の展望は正北方に於ては此丘の爲に遮られるやうであるが、尙實地について見證を必要とする——或は之を以てホホマの丘とする方が至當であるかも知れぬ。此丘から北望すると奈良山に至るまで一も眼を遮るものがなく、大和川大小支流が貫走する平野を一眸の下に收めることが出來るから、廻ニ望國狀一曰妍哉乎國之獲矣とある敍述と一致する。獲矣をミテツと訓したのはミイテ（見出）ツの約で、妍哉は鞅奈珥夜と訓註せられ、アナは歎聲、ヤも感動詞、ニは和の意で、暢快を意味する。——水戸本に鞅奈珥憙夜としたのは、神代紀上

る、即ち

秋津洲。　天皇がウツ木綿のマサキの國なれど猶アキツのトナメの如しと仰せられたから此號が起つたとある。ウツユフは全剝(ウツハギ)の木綿といふ意で、序としてサキ(割)にかゝり、マサキのマは接頭語で、サキは山の岬をいひ、蜻蛉はアキツと訓み、初秋のころ群飛する昆虫であるから、アキチ(秋靈)といふべきを轉呼したものと思はれる。此虫は雌雄が首尾相銜んで環狀をなして飛行する習性を有するものなるが故にトナメ(臀呫)いひ、山岬に取り圍まれた郷土ではあるが、平野が環狀にまとまつて居ることを意味し、アキツ(蜻蛉)からアキツシマ(秋津洲)といふ國號が出たものとするやうであるが、此名は大日本豐秋津洲の形に於て、諾冊二尊が生成した國土の稱呼としても用ひられ

て居り(一―一六二頁)、木族の一支アキ族のスマ(住區)といふ意からアキツシマと呼ばれたので、ツは連繫助語であるから、之を蜻蛉の意のアキツと混同することは出來ぬ。腋上のワキも亦アキの音便で、アキといふ地の上手を意味し、孝安天皇の皇居室(ムロ)の秋津嶋も此附近にあり、之を國號と見るやうになつたのは恐らくは其以後のことであらう。されば此記事は、雄略紀(記)に天皇の御狩に際し御腕を咋んだ虻を蜻蛉(アキツ)が喰うたからアキツシマと命名したとあると同様に、一個の戯說と見ねばならぬ。

浦安國。　伊弉諾尊が日本は浦安國云々と稱したとある。ウラはヱラ(歡喜)から分化した語で、ウラウラ(長閑)、ウラララカ(朗麗)等と用ひられ、こゝもウララカに安き國といふ意の美稱である。

細戈千足國。　此も諸尊の命名とせられ、刊本にはホソホコノチタルと旁訓してあるが、宣長說の如くクハシホコ・チタルと訓むべきで(國號考)、クハシホ

らう。

磯輪上秀眞國。　同じくイザナギの尊の言から出たとせられ、秀眞國は此云ニ袍圖莽勾儞と訓註してあるから、秀ツ間卽ち秀れた地區の意なることは明で、磯輪上は舊訓の如くシワカミと稱へたものとすれば、シワ(石郭)カミ(神)にあてた借字で、ワは三輪のワと同じく、墓槨の意にもなるから、石槨に鎭坐する神の國の謂と了解せられる。或はシワノカミと訓み、四周の靑山を石郭に況へ、其上手の土地といふ意を以て、特に橿原、秋津村地方をさしたのかも知れぬ。

玉牆內國。　大己貴神が名づけたとある。字の如く玉垣の內の國とも解せられるが、內國は上記の內木綿の例によればウツクニと訓むべきで（刊本にはウ

て居り（一―一六二頁）、木族の一支アキ族のスマ（住區）といふ意からアキツシマと呼ばれたので、ツは連繫助語であるから、之を蜻蛉の意のアキツと混同することは出來ぬ。腋上のワキも亦アキの音便で、アキといふ地の上手を意味し、孝安天皇の皇居室の秋津嶋も此附近にあり、之を國號と見るやうになつたのは恐らくは其以後のことであらう。されば此記事は、雄略紀（記）に天皇の御狩に際し御腕を咋んだ虻を蜻蛉が喰うたからアキツシマと命名したとあると同様に、一個の戯說と見ねばならぬ。

浦安國。　伊弉諾尊が日本は浦安國云々と稱したとある。ウラはヱラ（歡喜）から分化した語で、ウラウラ（長閑）、ウララカ（朗麗）等と用ひられ、こゝもウララカに安き國といふ意の美稱である。

細戈千足國。　此も諸尊の命名とせられ、刊本にはホソホコノチタルと旁訓してあるが、宣長說の如くクハシホコ・チタルと訓むべきで（國號考）、クハシホ

らう。

磯輪上秀眞國。　同じくイザナギの尊の言から出たとせられ、秀眞國は此云ニ袍(ホ)圖莽勾儞(ツマクニ)と訓註してあるから、秀ツ間即ち秀れた地區の意なることは明で、磯輪上は舊訓の如くシワカミと稱へたものとすれば、シツ(石郭)カミ(神)にあてた借字で、ワは三輪のワと同じく、墓槨の意にもなるから、石槨に鎭坐する神の國の謂と了解せられる。或はシワノカミと訓み、四周の青山を石郭に況へ、其上手(カミテ)の土地といふ意を以て、特に橿原、秋津村地方をさしたのかも知れぬ。

玉牆内國。　大己貴神が名づけたとある。字の如く玉垣の内の國とも解せられるが、内國は上記の内木綿の例によればウツクニと訓むべきで（刊本にはウ

チツクニと旁訓してあるが）、完全（ウツ）なる國を意味し、カマカキは枕詞として、垣の内にいひかけたものとすべきであらう。

虛空見日本國。　饒速日命が大虛から此鄕土を見おろして名づけたとあるによれば、虛空見は「空で見る」といふ意とせねばならぬが、記には蘇良美都と假字書し（高津宮）、萬葉集にも虛見津（一卷）、虛見通（五卷）、空見津（十三卷）、虛見都（十九卷）等とあるから、ソラミツと稱へたことは疑なく、枕詞には完了時格を用ひぬ例なるが故に、ツは津の義で、空を翔る磐船の津は山であるといふ意を以て、ヤマトに言ひかけたのではあるまいか。さりながら人麻呂の歌に天爾滿（ソラニミツ）（萬一）とある所を見ると、本文のやうな一說も存したのであらう。

上記中アキツシマ及ヤマトは本洲乃至大八洲全土の稱號とも見られるが、其は後日の轉用で、一局地名が地方的稱呼となり、更に廣い意味に用ひられるやうになつたのであるから、此處では大和乃至其一部分の名號と解すべきである。從つ

と說き、或は千足、秀眞、內等を以て大八洲全體の美稱と解したのは誤とせねばならぬ。殊に神武天皇時代に於て皇化の普及した地は、日向及東征沿道を論外とすれば、大和及近畿の一部分に過ぎず、縱ひ全國に亙る宗主權を有せられたとしても、實際統治が行とゞかなかつたのは事實であるから、地圖の完備した今日ならばいざ知らず、未知未開の地を總括する名稱が豫め作られたといふやうな事はあり得ぬ。尠くとも尾張以東は當時尚未だ大和朝廷の治下に屬せぬ夷地であつたのであるから、古語拾遺にあげた次の記事の如きも、齋部氏の祖先を稱揚せんが爲の虛構で、史實とは認められぬ。

仍令ㇾ天富命率二日鷲命之孫一求ㇾ肥饒地一、遣二阿波國一殖二穀麻種一、其裔今在二彼

國一、當二大嘗之年一貢二木綿麻布及種々物一、所三以郡名爲二麻、殖一之緣也、天富命更求二沃壤一、分二阿波齋部一、率三往東土一播三殖麻穀一、好麻所レ生、故謂二之總國一、穀木所レ生故謂二之結城一 古語麻謂二之總一也、今爲二上總下總二國一是也阿波忌部所レ居、謂二之安房郡一 今安房國是也 天富命於二其地一立二太玉命社一、今謂二之安房社一、故其神戸有二齋部氏一

ヲエ(麻殖)、フサ(總)、ユフキ(結城)といふ地名の意義は此説の通りで、阿波に忌部氏の居住することも事實と思はれるが(三―二二五頁)、安房の命名説には疑があり、其地に祭祀せられる太玉命も必しも忌部の族祖神にあらざることは、前篇第五卷(一六〇頁)に論じた通りである。

紀にあげた四十二年の立太子の記事も亦、序説に論じたやうに、史書の體裁を整へる爲の加筆で、剰す所は左記天皇崩御の記事のみである。

または北方とあるによつて、擬定地が二ヶ所に分れたが、文久年間幕府は白橿村大字山本の神武田(ジムダ)と稱する地點に營造を施し、爾來之に決定した。寶壽に關しても記は凡此神倭伊波禮毘古天皇御年壹佰參拾漆歲とし、紀と十年の相違がある。記傳は凡の字をスベテと訓み、「中間に他事を長く記して終に其御代の一段を括總(スベ)畢(ヲハ)る意にて置ける辭と聞えたり」と說いて居るが、然らば他の御代御代にも同一書法が用ひられねばならぬのに、仲哀天皇と應神天皇の外には其例なく、之に反して神代の卷の二神所生の島及神の數、景行天皇の御子の數をいふに特に之を用ひて居る所を見ると、字の如く概數の意を表示し、恐らくはオホシと訓んだのであらう。此語はオホソと轉じ、今ではオホヨソともオヨソとも發音せられるが、凡

河内等にはオフシ又はオホシと訓ませ、活用形形容詞であるから、獨立しても用ひられたものと思はれる。されば一百三十七歳は精確な數ではなく、紀に一百二十七歳とあるのも、綏靖天皇の御壽齢から推算すると、之を肯定することが困難で(次卷參照)、要するに御長命であつたといふに過ぎぬのであらう。

天皇の御子は三柱〔紀〕乃至五柱〔記〕と傳へられて居るが、其は御名の意義を考究することによつて自ら判明する問題である。即ち

手研耳命〔紀〕——多藝志美美命〔記〕。生母は吾平津媛(阿比良比賣)。タギシはトキシに通ずるから研の字をあてたので、手を冠したのはタギシと訓ませんが爲の添字であらう。トキシはトキ(鋭)に更に接尾語シをそへた一形容詞形で、タケ(武)にシを連ねたタケシと義を同うし、勇猛精悍を意味する。されば懿德天皇にも多藝志比古命といふ皇子があり〔記〕、紀には之を武石彦(奇友背)命として居る。

本紀〔七卷〕に手研耳命一柱として居るに拘はらず、皇孫本紀〔六卷〕に於て之を手研命と研耳命との二柱に分けて居るが、後者はトキシミミと訓み、タギシミミの轉呼であるから、同一皇子のことゝせねばならぬ。

神八井耳命〔紀〕〔記〕。　御母は五十鈴媛(伊須氣余理比賣)命で、名の義は既述の通りである(第二五〇頁)。

日子八井命〔記〕。　神八井耳命の御同腹の御兄とある。　舊事本紀〔七卷〕にも彦八井耳命としてあげて居るが、神八井耳命の王子を誤り傳へたものと思はれることは既述の通りである。

神渟名川耳尊〔紀〕——神沼河耳命〔記〕、　御母は神八井耳命に同じく、御名の義

は既に述べた(第二五〇頁)。

右によれば紀の三柱とあるを正傳とすべきで、手研耳命と其異母弟の皇子との間に繼位の爭があつたことは次卷に於て詳述する。

神倭伊波禮毘古命（自伊下五字以音）與其伊呂兄五瀬命（伊呂二字以音）二柱、坐高千穂宮而議云、坐何地者、平聞看天下之政、猶思東行、卽自日向發幸、御筑紫、故到豐國宇沙之時、其土人、名宇沙都比古、宇沙都比賣（此十字以音）二人、作足一騰宮而獻大御饗、自其地遷移而、於竺紫之岡田宮一年坐、亦從其國上幸而、於阿岐國之多祁理宮七年坐（自多下三字以音）亦從其國遷上幸而、於吉備之高嶋宮八年坐、故從其國上幸之時、乘龜甲、爲釣乍、打羽擧來人、遇于速吸門、爾喚歸問之汝者誰也、答曰僕者國神、又問汝者

知海道乎、答曰能知、又問從而仕奉乎、答曰仕奉、故爾指度槁機、引入其御船、即賜名號槁根津日子（此者倭國造等之祖）故從其國上行之時、經浪速之渡而、泊青雲之白肩津、此時登美能那賀須泥毘古（自登下九字以音）興軍、待向以戰、爾取所入御船之楯而下立、故號其地謂楯津、於今者云日下之蓼津也、於是與登美毘古戰之時、五瀬命於御手負登美毘古之痛矢串、故爾詔、吾者爲日神之御子、向日而戰不良、故負賤奴之痛手、自今者、行廻而、背負日以撃期而、自南方廻幸之時、到血沼海、洗其御手之血、故謂血沼海也、從其地廻幸、到紀國男之水門而詔、負賤奴之手乎死、爲男建而崩、故號其水門謂男水門也、陵即在紀國之竈山也、故神倭伊波禮毘古命從其地廻幸、到熊野村之時、大熊髮出入即失、爾神倭伊波禮毘古命、倏忽爲遠延、及御軍皆遠延

之、故天神御子問獲其横刀之所由、高倉下答曰、己夢云、天照大神高木神二柱神之命以、召建御雷神而詔、葦原中國者伊多玖佐夜藝帝阿理祁理（此十一字以音）我之御子等、不平坐良志（此二字以音）其葦原中國者專汝所言向之國、故、汝建御雷神可降、爾答曰、僕雖不降、專有平其國之横刀、可降是刀（此刀名云佐士布都神、亦名云甕布都神、亦名布都御魂、此刀者坐石上神宮也）降此刀狀者、穿高倉下之倉頂、自其墮入、故阿佐米余玖（自阿下五字以音）汝取持、獻天神御子、故如夢教而、旦見己倉者、信有横刀、故以是横刀而獻耳、於是亦高木大神之命以、覺白之、天神御子、自此於奧方莫使入幸、荒神甚多、今自天遣

八咫烏、故其八咫烏引道、從其立後應幸行、故隨其教覺、從其八咫烏之後幸行者、到吉野河之河尻、時作筌、有取魚人、爾天神御子問汝者誰也、答曰僕者國神、名謂贄持之子（此者阿陀之鵜養之祖）從其地幸行者、生尾人、自井出來、其井有光、爾問汝者誰也、答曰僕者國神、名謂井氷鹿（此者吉野首等祖也）即入其山之、亦遇生尾人、此人押分巖而出來、爾問汝者誰也、答曰僕者國神、名謂石押分之子、今聞天神御子幸行、故、參向耳（此者吉野國巢之祖）自其地蹈穿越、幸宇陀、故曰宇陀之穿也、故爾於宇陀有兄宇迦斯（自宇以下三字以音下效此也）弟宇迦斯二人、故先遣八咫烏、問二人曰、今天神御子幸行、汝等仕奉乎、於是兄宇迦斯、以鳴鏑、待射返其使、故其鳴鏑所落之地、謂訶夫羅前也、將待擊云而、聚軍、然不得聚軍者、欺陽仕奉而、作大殿、於其殿內、作押機、待時、弟宇迦斯先參向、拜曰、僕

（字以音）所作仕奉於大殿內者、意禮（此二字以音）先入、明白其將爲仕
奉之狀而、卽握橫刀之手上、矛由氣（此二字以音）矢刺而、追入之時、
乃己所作押見打而死、爾卽控出、斬散、故其地謂宇陀之血原
也、然而其弟宇迦斯之獻大饗者、悉賜其御軍、此時歌曰
宇陀能、多加紀爾、志藝和那波留、和賀麻都夜、志藝波佐夜
良受、伊須久波斯、久治良佐夜流、古那美賀、那許波佐婆、多
知曾婆能、微能那祁久袁、許紀志斐惠泥、宇波那理賀、那許
波佐婆、伊知佐加紀、微能意富祁久袁、許紀陀斐惠泥、疊疊
（音引）志夜胡志夜、此者伊碁能布曾（此五字以音）阿阿（音引）志夜胡志

夜、此者嘲咲者也

故其弟宇迦斯（此者宇陀水取等之祖也）自其地幸行、到忍坂大室之時、生尾土雲（訓云具毛）八十建、在其室待伊那流（此三字以音）故爾天神御子之命以、饗賜八十建、於是宛八十建、設八十膳夫、每人佩刀、誨其膳夫等曰、聞歌之者、一時共斬、故明將打其土雲之歌曰

意佐加能、意富牟盧夜爾、比登佐波爾、岐伊理袁理、比登佐波爾、伊理袁理登母、美都美都斯、久米能古賀、久夫都都伊、伊斯都都伊母知、宇知弖斯夜麻牟、美都美都斯、久米能古良賀、久夫都都伊、伊斯都都伊母知、伊麻宇多婆余良斯

如此歌而、拔刀、一時打殺也、然後將擊登美毘古之時歌曰

美都美都斯、久米能古良賀、阿波布爾波、賀美良比登母登、曾泥賀母登、曾泥米都那藝弖、宇知弖志夜麻牟

又歌曰

加牟加加是能、伊勢能宇美能、意斐志爾、波比母登富呂布、志多陀美能、伊波比母登富理、宇知弖志夜麻牟

又撃兄師木弟師木之時、御軍暫疲、爾歌曰

多多那米弖、伊那佐能夜麻能、許能麻用母、伊由岐麻毛良比、多多加閇婆、和禮波夜惠奴、志麻都登理、宇加比賀登母、伊麻須氣爾許泥

故爾邇藝速日命參赴、白於天神御子、聞天神御子天降坐、故、追參降來、即獻天津瑞以仕奉也、故邇藝速日命娶登美毘古

之妹登美夜毘賣、生子宇麻志麻遲命（此者物部連、穗積臣、婇臣祖也）故如此、言向平和荒夫琉神等（夫琉二字以音）退撥不伏之人等、而、坐畝火之白檮原宮、治天下也、故坐日向時、娶阿多之小椅君妹、名阿比良比賣（自阿以下五字以音）生子、多藝志美美命、次岐須美美命、二柱坐也、然更求爲太后之美人時、大久米命曰、此間有媛女、是謂神御子、其所以謂神御子者、三嶋湟咋之女、名勢夜陀多良比賣、其容姿麗美故、美和之大物主神、見感而、其美人爲大便之時、化丹塗矢、自其爲大便之溝流下、突其美人之富登（此二字以音下效此）爾其美人驚而、立走伊須須岐伎（此五字以音）乃將來其矢、置於床邊、忽成麗壯夫、卽娶其美人生子、名謂富登多多良伊須須岐比賣命、亦名謂比賣多多良伊須氣余理比賣（是者惡其富登云事、後改名者也）故是以謂神御子也、於是七媛女遊行於高佐士野（佐士二字以音）伊須氣余

摩加牟

爾伊須氣余理比賣者、立其孃女等之前、乃天皇見其孃女等、而、御心知伊須氣余理比賣立於最前、以歌答曰

加都賀都母、伊夜佐岐陀弖流、延袁斯麻加牟

爾大久米命以天皇之命、詔其伊須氣余理比賣之時、見其大久米命黥利目而、思奇歌曰

阿米都都、知杼理麻斯登登、那杼佐祁流斗米

爾大久米命答歌曰

袁登賣爾、多陀爾阿波牟登、和加佐祁流斗米

故其孃子白㆓之仕奉㆒也、於ㇾ是其伊須氣余理比賣命之家、在㆓狹井河之上㆒、天皇幸㆓行其伊須氣余理比賣之許㆒、一宿御寢坐也（其河謂㆓佐韋河㆒由者、於㆓其河邊㆒、山由理草多在、故取㆓其山由理草之名㆒、號㆓佐韋河㆒也、山由理草之本名云㆓佐韋㆒也）後其伊須氣余理比賣、參㆓入宮內㆒之時、天皇御歌曰

阿斯波良能、志祁志岐袁夜邇、須賀多多美、伊夜佐夜斯岐弖、和賀布多理泥斯

然而阿禮坐之御子名、日子八井命、次神八井耳命、次神沼河耳命（三柱）故天皇崩後、其庶兄當藝志美美命、娶㆓其嫡后伊須氣余理比賣㆒之時、將ㇾ殺㆓其三弟㆒而、謀之間、其御祖伊須氣余理比賣患苦而、以ㇾ歌、令ㇾ知㆓其御子等㆒、歌曰

佐韋賀波用、久毛多知和多理、宇泥備夜麻、許能波佐夜藝奴、加是布加牟登須

於是其御子聞知而驚、乃爲將殺當藝志美美之時、神沼河耳命白其兄神八井耳命、那泥（此二字以音）汝命、持兵入而、殺當藝志美美、故持兵入以、將殺之時、手足和那那岐弖（此五字以音）不得殺、故爾其弟神沼河耳命、乞取其兄所持之兵、入殺當藝志美美、故亦稱其御名、謂建沼河耳命、爾神八井耳命、讓弟建沼河耳命曰、吾者不能殺仇、汝命既得殺仇、故吾雖兄、不宜爲上、是以汝命爲上、治天下、僕者扶汝命、爲忌人而、仕奉也、故其日子八井命者、（茨田連、手嶋連之祖）神八井耳命者、（意富臣、小子部連、坂合部連、火君、大分君、阿蘇君、筑紫三家連、雀部臣、雀部造、小長谷造、都祁直、伊余國造、科野國造、道奧石城國造、常道仲國造、長狹國造、伊勢船木直、尾張丹羽臣、嶋田臣等之祖也）神沼河耳命者

治二天下一也、凡此神倭伊波禮毘古天皇、御年壹佰參拾漆歲、御
陵在二畝火山之北方白檮尾上一也

か　行

た　行

な　行

は行

ま　行

や 行



著作者　松岡靜雄

東京市神田區通神保町一
株式會社同文館

發行者　森山章雄

東京市神田區表猿樂町二番地

印刷者　中村修二

東京市神田區表猿樂町二番地

印刷所　株式會社開明堂支店

發行所

東京・神田・通神保町一
振替口座東京一三五
大阪・西區・阿波座下通二ノ六
振替口座大阪一二二二八

株式會社　同文館